

苫小牧駒澤大学紀要

第24号

所謂御伽草子「浦島太郎」の展開 …………… 林 晃 平 …………… 1
— 近年における諸本研究とその行方をめぐり —



ベトナム系アメリカ人の文化的変容
…………… 村 井 泰 廣 …………… (1)

CCSのCDM化に関する考察
…………… 川 島 和 浩 …………… (27)

戦前における尖閣諸島の法的地位 …………… 永 石 啓 高 …………… (53)

中学校社会科歴史分野における北海道遺産を活用した授業実践と効果
— 五稜郭と箱館戦争の遺構を事例として — …………… 菊 地 達 夫 …………… (87)

苫小牧駒澤大学

2011年12月

BULLETIN OF TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

Vol.24

The Development of Otogizoushi “Urashima Taro”
..... HAYASHI Kouhei 1



Acculturation of Vietnamese Americans from the Perspectives
of Economic, Civic, and Cultural Assimilation Based Upon Statistical Data
..... MURAI Yasuhiro (1)

A Study on the Inclusion of CCS as CDM Project Activities
..... KAWASHIMA Kazuhiro (27)

An Exploration of the Legal standing of ad the Sovereign Power
over the Senkaku Islands prior to World War II
..... NAGAISHI Hirotaka (53)

Teaching Practice and the Effect of Using Hokkaido Heritage
in the Study of History in Junior High School
..... KIKUCHI Tatsuo (87)

TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

December 2011

所謂御伽草子「浦島太郎」の展開

—近年における諸本研究とその行方をめぐり—

The Development of Otogizoushi “Urashima Taro”

林 晃平
HAYASHI Kouhei

キーワード：慶応横型絵本・亀を買い取る・葛岡宣慶・好色・コロンビア大学蔵縦型絵本

要旨

慶応横型絵本など新たにいくつかの諸本が見つかったという所謂御伽草子「浦島太郎」I類系諸本の内容は、亀を買い取ることなど、今日の浦島太郎の内容に通じる部分があり、近世における展開を考えていく上に重要な鍵となる。またコロンビア大学蔵縦型絵本などのIV類は、内容を孝子化と好色化に向かって特化させた部分が見られる。

科学技術の進歩は、人文学においても研究の向上と多くの成果をもたらした。特にコンピュータをはじめとする近年のデジタル技術の進化は、文字データだけでなく、画像を含めた資料の処理と比較研究に格段の利便性を發揮している。また、インターネットを中心とする情報社会の発展は、画像を含めて資料の所在や確認に飛躍的な進歩をもたらしている。これゆえ所謂御伽草子のような挿絵を含む研究対象に対しての成果もはかり知れない。所謂御伽草子「浦島太郎」においても、その成果の恩恵は、本文研究だけでなく、文字や挿絵等の比較など多くの成果をもたらされている。今回それらを踏まえて、近世前期における「浦島太郎」の展開を、本文系統のI類とIV類の諸本を中心にしてここに提示することにする。

I類本をめぐる近年の進展

能「浦島」という作品がある。現在は上演の機会に恵まれない曲であるが、室町時代には上演記録もあり人々の目に触れた能であった。その内容は、丹後にある浦島明神に参詣した勅使が、その地で由緒を知り、明神から不死の薬を授かる、というものである。謡曲には同名「浦島」ながら甲乙の二種がある。しかし、内容はどちらも大きくは違わない。しかし、題材とされる浦島太郎が著名であるわりには、その本説は今もはっきりしていない。一番注目されるのが所謂御伽草子の「浦島太郎」であるが、現存の作品には謡曲の内容にうまく合致するものがないのである。所謂御伽草子の「浦島太郎」以外に、本説となるようなものが存在していたのであろうか。今日の我々には知られない浦島伝説がまだ他にあったのであろうか。

一 I類の新出諸本と和歌

室町時代末から近世前期にかけて、浦島太郎を題材とした作品として最も知られているのは、所謂御伽草子「浦島太郎」である。だが、現在知られているだけでも「浦島太郎」の諸本は五十本を越える。その中でも所謂御伽草子「浦島太郎」において近年注目すべきものにI類系諸本がある。^{注一}このI類は、従来は二本しか確認されていなかったため、その素性もはっきりとしなかった。しかし、昨今の情報社会の発達の成果もあり、新たに四本の存在が明らかとなっている。そのため一つの系統をなしていることも明瞭となり、その姿内容もはっきりとしてきた。それらを含めて、現在明らかかなI類系の諸本は次の通りである。

- ア 日本民藝館蔵小絵巻 一軸（前半欠） 室町時代物語大成・二・60
- イ 慶応大学図書館蔵横型絵本 一冊（表紙欠） 三田国文・40
- ウ オックスフォード大学蔵絵巻 一軸 勝俣隆氏の報告
- エ 石川透氏蔵横型絵本（断簡） 室町物語影印叢刊・36
- オ 高安六郎旧蔵絵本 一冊 室町時代物語集・五・百十八

カ フランス国立図書館蔵絵巻 一軸（前半欠・絵本改装） 古典文庫・五八二「奈良絵本集 パリ本」
アは、日本民藝館に蔵される室町末頃とされる絵巻である（民芸館古絵巻と略称）。この絵巻は前半が欠けているため全体像の把握が困難であった。しかし、他の本文との対比からおおよその全体像をつかむことが可能とな

りつつある。また、その挿絵も種々の展覧会図録などを統合することによって確認が可能である。才は、戦前刊行の『室町時代物語集』第五に翻刻と解題が掲載されていたものである（高安本と略称）が、戦後は所在不明の本である。それ以降の新出本について以下に簡単に記す。

イの慶應義塾大学図書館蔵横型奈良絵本（慶応本と略称）は、平成十五年六月の古書店の目録掲載。その後同図書館の収蔵となり、その夏の同大学で開催の奈良絵本絵巻国際会議の期間に展示公開された。画中詞を持つなど、江戸初期かそれ以前の古態を感じさせるのもので、完本ではあるが、残念ながら表紙などを欠く。

ウのオックスフォード大学ボドリアン図書館日本図書館蔵絵巻は、勝俣隆氏が「中世小説の挿絵と本文の関連についての研究」〔科学研究費補助金研究成果報告書・二〇〇三年〕でその存在を報告されたもので、江戸前期と思われる極彩色の美麗な絵巻である。^{注二}

エは、二〇〇八年に古書目録に掲載され、石川透氏が落掌されたもので、屏風等に貼られていたと思われる所謂まくりの横型本の断簡である（石川本と略称）。本文は、高安本に近似しており、それと比較すると僅かに半丁を欠くと推測される。絵は現存では全五図であるが、これが完全なものか一部に欠損があるのかは未詳。

力は、フランス国立図書館（Bibliothèque Nationale de France）に所蔵されている絵巻である（パリ絵巻と略称）。前半が欠落した江戸前期（延宝・元禄頃か）と思われる絵巻で、和歌は独自のものが多く、他本とは一首しか共通のものはないが、本文は共通する点がいくつもあり、I類と見做してよい。その独自和歌については後述する。また、同図書館には別に縦型絵本を改装した絵巻もあるが、系統が異なるのでここでは触れない。

なお、新出本の書誌その他の詳細は当該の文献にも記されているので、紙幅の関係から省略する。

この和歌一覽からI類はパリ絵巻とそれ以外の大きく二つに分かれることがわかる。さらに後者は民芸館古絵巻とそれ以外の四本の二つに分けられる。これは後に示す本文の異同からも認められる。

その校異を検討すると、慶応本「里人」を民・オ・石・高の各本が「さとの人」としていることは、慶応本も「里の人」と読まれた可能性を示唆する。また、仮名遣いや漢字仮名の違いを除外すれば、民芸館古絵巻に三つ、高安本に二つの独自の異同があることがわかる。さらに異同から「民・オ」、「オ・石」、「石・高」、「オ・パ」（二例）などの各本間に共通する部分があり、これだけでは諸本の書写の関係を特定することはできない。

異同の中の「花橘のかをとめて」（オ・石）について述べておく。「かをかげば」が「かをとめて」とあることは単純な誤りではないと思われる。いうまでもなくパリ絵巻以外のI番歌は、『古今和歌集』所収の著名な一三八番歌「さつきまつ花たちばなの香をかげば昔の人の袖の香ぞする」（巻第三・夏歌・よみ人しらず）を本歌としたものである。その本歌取りと思われる類似歌に『和漢朗詠集』卷上「橘花」（二七四・以下に引く和歌本文等とその番号は新編国歌大観による）及び『新古今和歌集』（巻第三・夏歌・二四四）に所収の「ほととぎす花たちばなのかをとめて鳴くはむかしの人や恋しき」があり、『和漢朗詠集』ではその直前の歌が古今集当該歌なのである。^{注四}古今集歌ではそぐわれないかも知れないが花橘の「香をとめて」は「香をかげば」と同じくらいに人口に膾炙していたのではないだろうか。そうした発想がオックスフォード絵巻と石川本の「とめて」の背景にあると考えられるのである。

次に独自和歌について述べる。民芸館古絵巻の4番歌は、『伊勢物語』第百十五段所収の「おきのゐて身をやくよりもかなしきは宮こしまべのわかれなりけり」を本歌としたもの。『伊勢物語』では、陸奥から都に出かけ

る男のはなむけに女が詠んだものであるが、これはそれを踏まえて浦島太郎が詠んだもの。なお、この歌は『古今和歌集』墨滅歌（巻第十・物名・一一〇四）としても見られる。

パリ絵巻の独自和歌の典故と思われるものを次に示す。1番歌浦島太郎の「ながむれば衣ですゝしひさかたのかきほになくは秋のむしのね」に対しては、次の『新古今和歌集』の歌が挙げられる。

百首歌のなかに

式子内親王

ながむれば衣手すずしひさかたの天の河原の秋の夕ぐれ

（新古今和歌集・巻第四・秋上・三三二）

これは『式子内親王集』（三八）にも見られる。また、僧の読んだ4番歌「とりかはす手ばこのうちをみるからに老そのもりのなげきをぞする」については、

かがみをみるにかげのかはりゆくをみてよめる 源師賢朝臣

かはり行くかがみのかげをみるからにおいそのもりのなげきをぞする

（金葉三奏本・九・五八九、二度本第三句「見るたびに」）

『新編国歌大観』（CD-ROM版）で検索する限り、1番歌は『新古今集』の他『式子内親王集』と『定家八代抄』のみであり、4番歌は『金葉集』二種の他は、『宝物集』と『歌枕名寄』のみである。この二つの歌を共有するテキストは現在のところ見出されない。全般にI類系諸本の和歌は勅撰集などの著名な古典の和歌を本歌としているものが多いことがわかる。ゆえにたとえば八代集などを披見できる環境を想定してもよいであろう。

それは写本とは限らなくてもよい。先にこのパリ絵巻をその絵柄や形式から延宝から元禄頃のものではないかと紹介した。八代集の刊行は正保四年、明暦元年と続き、北村季吟『八代集抄』の刊行は天和二年である。仮に

『八代集抄』刊行以降としても、この絵巻の成立とそれほど乖離しない。貴顕貴族のみでなくとも版本が披見でき、それを換骨奪胎できる程度の教養を持った人物の増補と考えられる。

二 本文の特徴

I類の本文の特徴は次の五点である。第一は、は釣り上げられた亀を買い取り、放つこと。慶応本を例として具体的に本文を示す。その冒頭部である。浦島は他人の釣った亀を「宝」を出して買い取り、海へと放すのである。

抑、昔、丹後の国水の江といふ所に、浦島太郎と申して二十ばかりなる人有り。折節、釣りをしてぞ有りける。なつ、遊びし人、亀を釣り上げける。かの浦島申すやうは「亀は万年と申し候へば、御助け候へ」と申せども「殺すべき」やうを申せば、宝を出だし亀の命を買ひ助け、海へ放しける。

(慶応本に適宜漢字を当て句読点を付す)

第二は、その命を助けた礼として迎への船で蓬莱に行くことである(後掲の表1参照)。第三は、望郷の念を慰めるために四季の庭を見せることであり、他の系統が四季の庭から望郷の念を生ずるのとは因果関係が逆になっていることである。第四は、里人が浦島の長寿を認め、火葬することである、そしてそれには傍線を付した「修行者の殊勝なる人」のように、仏教者の関与があることである。具体的には箱を開けて俄に年寄った浦島を見つめていた修行者は、浦島を蓬莱山で七千歳を過ごした人と里人に説き、茶毘に付すのである。ちなみに、傍線部

の「七千歳」は、他本では「七百歳」となっている。

か、りけるところに修行者の殊勝なる人、通り合はせけるが、このよしつくづくとまぼりて「不思議やな、唯今までいつくしく若く華やかにありつる人の、俄に年の寄り、衰へたまふ事の不思議さよ。箱の内より煙

「第十三回」三筋立ちけるは、こはそもいかなる事ぞや、不思議さよ」と、申すばかりもなく候ふ。

さるほどに浦島太郎は、箱のもとを立ち去らで、やがて堪え兼ねて死にければ、しやうにんこのよし御覽じて、「日本国を修行して巡る身にてあれ共、かやうなる不思議の事は、いまた初めにてあり」とて、里人を近づけて、千担の薪に積み籠めて無常の煙となし、念仏申す。又、笈取とつて肩に懸け、諸国を修行して、「浦島太郎は、唯今のやうなれども、蓬萊山にて七千歳を送りける。箱の内に年々の年を取入れて置きぬるを夢にも知らずして、開けぬるによつて『浦島が開けて悔しき玉手箱』」と、申し伝へけるとかや。

こうした記述によれば、浦島太郎の話は、諸国修行の仏道者が語り伝えて流布させたと読める。もちろんこれは紙の上の伝承であるが、ある意味での実態を示している可能性もある。

第五は、浦島が開けた玉手箱の煙が蓬萊に届き、亀の乙姫がこれを見て歎き悲しむことである。

老いの煙はやがて蓬萊へぞ帰る。女房此のよし見るよりも「さしも『なあけそ』といひし、箱の蓋を開ける事の悲しさよ」と、「今ははや、世が末になりけるぞや」、せめて島の上にながりて老ひの煙をながめて、涙をぞ流しける。

傍線を付した箇所は、浦島と関わる異郷が最後まで蓬萊であることのために確認である。浦島の年齢は箱を開けることで、飛び出したただけでなく、蓬萊へと帰っていく。その煙を見て亀姫は浦島が箱を開けてしまったこと

を覚り、蓬萊の島の上で涙を流して嘆き悲しむのである。

以上のほかに、パリ本には本文の独自の増補が見られる。それをも含め、諸本の位相を具体的に見ていこう。以下に諸本の本文の有様を表組みで示す（各本文は基本的に原文のまま、各本同じ字数の段組として作成したが、紙幅の関係から本文の欠落箇所については適宜按配した）。

表1 I類系諸本対照表・その一

民芸館古絵巻	慶応本	石川本	高安本	パリ絵巻
<p>(ナシ)</p>	<p>かゝるおんどくに やかのうらしま太郎 をかめのみやこほうらいへつれたして色々のちんふつくくとくわしにてもてなしかつつきけり「第一回」</p>	<p>さるほとにかめ いのちをかひと りてすなはちうみへはな しつゝかへらんとし けるところにうつく しきねうはううらし まにむかひ申やうた ゝいまはわらわかい のち御たすけ候であ りかたく候よし申さ れける</p>	<p>さるほとにかめ いのちをかひと りてすなはちうみへはな しつゝかへらんとし けるところにうつく しき女はううらしまに むかひ申やうたゝいま はわらわかいのち御た すけ候てありかたく 候よし申されける これをうらしまはあや しく思ふところにか さりふねをよせこの ふねにのり給へとて のせてうらしまをか めのみやこほうらい へつれてゆきけるに ろかいなけれとも船 はほうらいへつきに けり</p>	<p>(ナシ)</p>
<p>さるほとに女ほう らいつきて行ければ すなはちほうらい いさんと申所につ きにけり</p>	<p>これをうらしまは あやしく思ふところ にかさりふねをよせ このふねにのり給へ とてのせてうらしま をかめのみやこほう らいへつれてゆきけ るにろかいなけれ とも舟はほうらいへ つきにけり</p>	<p>これをうらしまは あやしく思ふところ にかさりふねをよせ このふねにのり給へ とてのせてうらしま をかめのみやこほう らいへつれてゆきけ るにろかいなけれ とも舟はほうらいへ つきにけり</p>	<p>これをうらしまは あやしく思ふところ にかさりふねをよせ このふねにのり給へ とてのせてうらしま をかめのみやこほう らいへつれてゆきけ るにろかいなけれ とも舟はほうらいへ つきにけり</p>	

これは亀を買い取り、その後蓬萊へ行き着く場面である。民芸館古絵巻とパリ絵巻は前半部を欠くゆえ未詳。慶応横本は、ゴシック体で示したように「かかる恩徳にや」と、亀の買い取りと蓬萊へ行くこととの因果関係に對して疑問形で示している。それに対し石川本と高安本は「唯今は、妾が命を御助け候ひて、有難く候ふ」と女がはつきりと礼を言うのである。また、この文章の比較より、石川本と高安本の本文が同文に近い関係にあることもわかる。そのお礼として、女は船で浦島を「亀の都・蓬萊」へと案内する。その船は、立派な「飾り船」であり、「櫓・櫂なけれども」速くに蓬萊に着くのである。

表2 I類系諸本対照表・その二

民芸館古絵巻	慶 応 本	石 川 本	高 安 本	パ リ 絵 巻
このけふりりうく うへ見えければやか てをとひめこのかめ にへんしてとひきた りこのまつのもとに てなきゐたり まことに／＼あわ れなることともや ／＼めもあてられぬ	おいのけふりはや かてほうらいへそか へる 女はう此よしみる よりもさしもなあけ そといひしはこのふ たをあけゝる事のか なしさよといまはは や【第十四回】世か	さてうらしまはた ゝいまのやうなれと もほうらい 〔平丁分欠落〕	さてうらしまはた ゝいまのやうなれ共 ほうらいさんにて七 千さいをくりける はこのうちにねん ／＼のとしをとりい れてをきぬるを夢に もしらすしてあけぬ るによつてうらしま	こゝに一つのふし きありある人のゆめ にかのうらしまはつ ると身をけんしそら にまいあそふとみし かめはこうにさんき よくをいたひてみと りの松をすへ花たち はなのかをとめて鶴

けしきかな

〔第十一図〕

すゑになりけるそや
せめてしまのうへに
あかりておひのけふ
りをなかくてなみた
をそなかしける

七百ねんのはひ
なれはにんけんにあ
らすとてうらしまの
みやうしんといわひ
きせんくしゆして
まいりけり

されはうらしま太

郎は七せんさいをへ
たる人なれはにんけ
んにはかゝるよはひ
久しき人なしとてや
かてそのさいしよに
神といはぬこめてう
らしまのみやうしん
と申けるとかや
これを御さんけい
の人々はしゆみやう
ちやうをんなるへし
いのちをなく御ね
かひ候はんかたくは
此みやうしんへ御参

人はなしとてやか
てそのさいしよにう
らしまみやうしんと
いわひこめければい
ろ／＼のふしきのみ
ありけり

かのみやうしんへ
御さんけいの人々は
すゑはんしやうにて
いのちなかし御まい
り候事ならずはこの

まてはこと申つたへ
けるとかや
女はう此よしを聞
よりもさしもにあげ
そといひしはこのふ
たをあげゝる事のか
なしさよとそなけか
れける

されはうらしまは

七千さいをたもちた
る人なれは人けん
はかゝるよはひ久し
き人はなしとてやか
てそのさいしよにう
らしまみやうしんと
いはひこめければい
ろ／＼のふしき共
ありけり

かのみやうしんへ

御さんけいの人々へ
はすゑはんしやうに
ていのちなかし御参
り候事ならずはこの
さうしを御よみ候へ

にあひなれあそひた
はむるゝとみえてゆ
めさめぬこはふしき
とおもひしにはたし
てゆめのことくに見
えにける (第二〇紙)
〔第七図〕 (第二紙)

されはうらしまは

七千歳をへたる人な
れはかゝるよはひ久
しき人なしとてやか
てそのさい所に神と
いわひこめてうらし
まの明神とあかめけ
るとかやとてもちき
りのふかきとて亀の
宮をもしたゝめてか
めのみやとも申なり
此宮へさんけいの
人／＼はしゆみやう
ちやうおんにしそん
はんしやうあるへし
と御たくせんにまか

	<p>候て御きせいあるへ く候今ともうたか ひあるへからす候也 めてたき物語にて候 らいける〔第十五図〕</p>
	<p>さうしを御よみ候へ よみ候へはまいり給 ふとおなしきよしを 申ならはし候なりめ てたし／＼</p>
	<p>さうしを御よみ候へ まいりたるとおなし きよしを申ならはし 候なりめてたし／＼</p>
	<p>せてよりいまにたへ する事さらになしき せん上下おしなへて あかめぬものはなか りけり（第三紙）</p>

表2は、玉手箱を開けた後のことである。箱を開けて老衰し死んだ浦島に対して、乙姫は玉手箱の煙が蓬萊まで届いて、嘆き悲しむのである。民芸館古絵巻だけはその場所を「龍宮」とし、簡略ではあるが、浦島が箱を開けた松の下へ亀となって飛んできて泣いたとする。慶応本は鳥（蓬萊山か）の上である。それに対して高安本は嘆くだけで具体的記述はない。これらに対してパリ絵巻では、この部分の記述の代りにある人の夢が語られる。浦島が鶴に身を現して空に舞い遊び、乙姫の亀は甲に三極を戴き松と花橘の香を留め、鶴と遊び戯れる。夢が覚めて、これは不思議だと思つたら、その夢のような姿が現実に見えた。この「夢の如くに見えにけり」とは、IV類系諸本に描かれる鶴と蓑亀（あるいは蓬萊亀）が並ぶ挿絵のようなイメージを指すのであろう。それは「浦島は鶴となり蓬萊に遊びければ、龜は甲に三極を具へ共に万世を経るといへり」（南葵文庫により適宜漢字を宛てた）などの本文に対するものであった。このIV類系本文と挿絵の影響を受けて新たに加えられた本文と思われる。ゆえにパリ絵巻では他本にない亀の宮の存在をも明らかにしており、これはIV類では神社で「夫婦の明神」と祀られていることと照応している。なお、浦島の年齢を民芸館古絵巻だけが七百年としているが、他本はすべて七千

歳である。

ところで、I類本全て浦島明神が浦島の長寿ゆえに祀られ、その信仰と利益の称揚で結ばれている。特に石川本と高安本は、参詣が叶わなければ「この草子を御読み候へ」と、草子を読むことは参詣したことと同じ利益があることを説く。あくまで浦島太郎の話を浦島明神の縁起を語るといふ本地物を装う草子なのである。こうした視点で作られた所謂御伽草子「浦島太郎」の本文が室町末から元禄頃にかけて百数十年の間に、いくつの変遷を加えながらも確かに存在していたのである。

三 「桃李言はず」の意味

ところで、このI類本の本文で違和感を感じるのが、次の「たうり物いはす春いくはくかくれにしゑんかあとならん」（慶応本・画中詞）ということばである。おそらく「桃李言ず、春幾か暮れにし、煙霞跡ならん」（桃李は何もいわないけれども、春は何年も暮れてしまった、そんな春霞に煙る場所なのだろう）とでも読むのであろう。浦島が帰郷してすっかり変わってしまった故郷の姿を見た場面である。^{注五} 画中詞ゆえ浦島が心情を吐露したものと理解できるが、その漢文的表現は漁師としてはそぐわない感じが残るのである。

この出典をたどれば『和漢朗詠集』（巻下・仙家・新編国歌大観番号五四八）の「桃李不言春幾暮 煙霞無跡昔誰棲」（桃李言ず春幾か暮れたる 煙霞跡なし昔誰が棲んし）へと行き着く。これは、菅三品（従三位菅原文時・道真の孫）の七言律詩「山中有仙室」（山中に仙室有り・五四六～五四九）の一部である。『和漢朗詠集私注』でも同じく

「山中有仙室」とされ、山の中にある仙人の棲家を訪ねた折の詩であると解されて、帰郷の場面とは齟齬を来している。

しかし、同じの詩句が『平家物語』では次の場面に用いられている。治承三年三月十六日、鬼界島から都に帰る道すがら、丹波少将成経と平判官康頼は明るいうちに鳥羽に着く。そこにある父の故大納言成親の山荘で見たものは、荒れ果てた山荘と咲き誇っていた楊梅桃李であった。成経は、花に近づき、桃李にかかわる詩を口ずさむ。その詩こそは菅原文時のものであり、出羽弁の和歌「古里の花のいふ世なりせばいかに昔のことを問はまし」(後拾遺・第二・春下・一三〇)^{注六}であった。この情景こそは、浦島が帰郷して変わり果てた故郷の様に落胆するに場面に相応する。この『和漢朗詠集』に発する詩句は『平家物語』の諸本に見られる。ゆえに『和漢朗詠集』からの引用と考えるよりは、『平家物語』を経由した表現と考える方がよいであろう。もちろん、必ずしも『平家物語』と限る必要はないのかも知れない。しかし、今のところこの詩句がこの『平家物語』の場面以上に相応しいものを見出していない。「桃李言ず春幾か暮れにし煙霞跡ならん」を『平家物語』場面、成経という人物の教養と帰郷の心情、それを踏まえた表現ととらえる時、この「浦島太郎」での引用の意味も生きてくるのである。先に和歌のところで挙げた「香をとめて」のように、正確さを書くといえども既成の物語の詩句が転用されることで、イメージは重ね合わされていく。また、詩句が借用されることでより、描写は具体化し詳細化してていくのであろう。

これまで見てきたように、所謂御伽草子「浦島太郎」の中でもI類諸本は特異な位置を占める。仏教者の権威を背景に浦島明神の存在を際立たせ、その利益を具体的に説き勧めるのである。もちろんそれが在地における信

仰の実態そのままを反映しているとはとらえることはできない。あくまでもこうした草子化は都においてなされ、その閲読は都の限られた範囲の人々のみに許されたものであろうから。

しかし、謡曲「浦島太郎」がとらえた長寿を言祝ぐ浦島明神の信仰に通ずるものをこのI類系諸本は持つ。そして、このI類系諸本の内容の方が、それ以降の、亀を助けお礼に龍宮へと招待される現在の浦島伝説に繋がる内容である。もちろん、諸本のどれかが現行の内容に直結するわけではない。室町末頃から元禄頃までの百年近くにわたってI類系諸本の間でも本文は流動し続けてきたのである。

IV類の諸本をめぐる展開

所謂御伽草子「浦島太郎」は今日でも昔話や絵本の原典と考えられて、その本文として流布の面からも版本である御伽文庫が引かれることが多い。しかし、御伽文庫の浦島は亀を買い取ってはいないし、亀に乗ってもいない。浦島は自らが釣った亀を放生しただけであり、流されてきた女に頼まれて、その女を船で送っていった先が龍宮であっただけである。ゆえに今日の絵本類と御伽文庫との距離はあまりに開いている。また、以下に示すように御伽文庫を「浦島太郎」の代表とするにはいくつかの疑問もある。

所謂御伽草子「浦島太郎」は多くの異本を持つ。しかし、専門の研究者以外には、それに言及することが少ない。ここでは、所謂御伽草子「浦島太郎」の諸本の中でも、流布本系と思われるIV類系諸本に注目して、新出のコロンビア大学東亜図書館蔵本を紹介し、その位置づけをするとともに、近世においてのIV類の御伽草子の筆者

と本文のとの関わりを含めて異文と増補と変貌の実態について報告する。

一 「浦島太郎」の諸本と系統の問題

所謂御伽草子「浦島太郎」はその所収和歌から大きく四つの系統に分類できることがわかっている。近年、新出の諸本を加えても、基本的にその案で分類可能であると思われる。この分類によれば諸本は本文も含めて整然と系統整理され、それぞれの系統の所収和歌には他の系統との重複する和歌が一つもない。

米国ニューヨーク市にあるコロンビア大学東アジア図書館 (Courtesy of the C.V.Starr East Asian Library, Columbia University) には、現在絵巻一卷と縦型絵本の二種が所蔵されている。絵巻については、夙に国文学研究資料館に市古貞二氏が購入寄贈されたものと聞き及ぶモノクロマイクロフィルムがあり、閲覧利用されていた。しかし、絵本については未紹介であった。^{注七}

この縦型絵本は江戸前期 (元禄期頃か) の二冊本で、所収和歌も七首とⅣ類中最大であり、かつて紹介した東大縦型絵本 A^{注八}よりも更に豊富な表現を持つ特徴的な本文を有する。その全体の紹介は別の機会に譲り、今回は適宜必要箇所のみを他本との対照表として掲げる。

まず端的な理解を得るために、所収されるⅣ類系諸本の和歌の一覧を、Ⅰ類で示したものと同様に対照して次に示す。上段には、それぞれの和歌が詠まれた場とその詠者を略称で示す。中段には、完本で最も所収和歌数の多いコロンビア大学蔵縦型絵本を底本にして、他本との簡単な校異を付す。下段には、当該本を略称で記し、算

用数字で各本の和歌の順序を、また、×はその和歌を欠くことを示す。

「浦島太郎」Ⅳ類諸本和歌一覽（コロンビア大学蔵縦絵本を底本）

- b乙 日数へてかさねしよはのたび衣たち別れつゝいつかきてみん
わ(伽元南) から(元南)
- b太 こかれゆくうはの空なるから衣かきりふかくは又もきてみん
ちき(伽元南)
- b太 から衣うらかなしくもたちわかれまたきて見んもしらぬ行すゑ
ちきり(伽元) 契り(南) 別(バ) をいかせん(伽元) をいかにせん(南)
- b太 かりそめにわかれし人のおもかけをわすれもやらぬ身こそかなしき
(東南)
- c太 たらちねにあはんと思ひてきてみれば苔むすつかと成にけるかな
きて(伽元)
- d太 かりそめに出にしあとを今見れはとらふす野辺となるそかなしき
- e 古歌 君にあふ夜はうらしまか玉てはこあけてくやしきわかなみたかな

伽||御伽文庫 パ||パリ本絵巻 東||東大絵本A コ||コロンビア大絵本 元||元禄本 南||南葵文庫

5	4	×	3	×	2	1	伽
5	4	×	3	×	2	1	元
6	5	4	3	×	2	1	南
6	5	4	3	2	×	1	パ
6	5	4	3	2	×	1	東
7	6	5	4	3	2	1	コ

これによりまず流布本でもその所収和歌数でにより大きく二つに分かれることがわかる。従来知られていた和歌は御伽文庫本の五首であったが、稿者の東大本紹介後にパリ本絵巻も加わり最大六首となった。南葵文庫本は

その中間的な位置を占めていた。そこに今回のコロンビア本が加わり最大の七首となったのである。その和歌は異なるすべての和歌を含んでいるので、よく言えば総合的な本である。これが原初形態を示すのか、単なる寄せ集めのものなのかは本文の特徴も含めて、考えなくてはならない。稿者は後者と考えたい。

二 増補的本文の生成

このコロンビア本の本文を基に所謂御伽草子「浦島太郎」が近世において増補されていったことについて述べてたい。Ⅳ類は、五十本を越える諸本の中でもその大半を占め、所謂御伽草子「浦島太郎」の中の流布本と思われる。しかし、諸本を詳細に見ていくとⅣ類にもいくつかの本文系統があることがわかり、増補された実態が浮かび上がってくる。以下に簡単な諸本の本文対照表を掲げる。最上段に周知の本文として、御伽文庫本（以下文庫本）を掲げた。次に東大縦絵本A（以下東大本、これは東京大学国文学研究室には二つの縦型絵本があるために便宜上、AとBに分けた）、三段目にコロンビア大絵本（以下コ絵本）を、四段目には元禄四年刊本（以下元禄本）を、そして最後に成立の一番遅いと思われる南葵文庫（以下南葵本）を配置した。^{注九}

南葵本は本文が詳細であり、ゆえにその量も多い。しかし、よく見るとその本分はコ絵本に元禄刊本を取り合わせたものであることが、傍線部が斑に存することから一目でわかる。では、南葵本がこのような本文を形成した意図はどこにあるのだろうか。本文は量的に元禄本が多いのでおそらくは元禄本の本文を基に必要に応じてコ絵本を取り入れたものであろう。元禄本の本文の特徴は、その傍線部に示した独自部分からも、浦島太郎を孝子と

して描くことを意図していると思われる。

具体的にそれを確認していく。表3と表4の「IV類の増補的本文の生成対照表」がそれである。コロンビア大蔵縦型本の独自本文を二重傍線で示し、元禄四年刊本の独自本文を太傍線で示している。その独自部分を取り入れているのが南葵文庫本の本文である。

表3 IV類の増補的本文の生成対照表・その一

祝言御伽文庫	東大国文研縦型A本	コロンビア大縦型本	元禄四年刊本	南葵文庫本
①むかしたんごの國にうらしまといふもの侍しにその子にうらしま太郎と申てとしのよはひ二十四五のおのこ有けり あけくれうみのうろくづをとりてちゝ	①むかし丹後の國にうらしといふもの侍りけるその子うらしま太郎と申て廿四五おとこ有けり 明暮うみのうろくつをとてちゝはゝをやしなひけるある日	①むかし丹後の國にうらしといふもの侍りけるその子うらしま太郎と申て廿四五おとこ有けり その身しよさにはあけくうみのうろすをとりてちゝゝをや	①そも／＼人王二十二代ゆうりやくてんわうの御ときとかやたんごのくによぎのこほりにうらしまのせうじといふ人あり一人の子をもてりうらしま太郎となづけ	①そも／＼人皇廿二代ゆうりやくてんわうの御時とかやたんこの國よさのこほりに浦寫のせうしといふ人あり一人の子をもてりうらしま太郎となづけはんべりそ

<p>はゝをやしなひける 有日のつれ／＼に つりをせんとて出に けりうら／＼しま 入江／＼いたらぬ 所もなくつりをしか いをひろひみるめを かりなどしける所に ゑしまがいそといふ 所にてかめをひとつ つり上げる うらしま太郎此か めにいふやうなんぢ しやう有ものゝ中に もつるは千ねんかめ は万年とていのちひ さしきものなりたち</p>	<p>のことなるにつりを せ？とて出にけりう ら／＼入／＼いたら ぬところもなくをつ りかいをひろひみる めかりなどしける所 に大きなかめをつり あけたり 太郎このかめにい ふやうんちしやうあ るものゝ中にめは万 年とていのち久しき のなりたちまちこゝ にて命とらん事いた はしければたくるな り此をんをわするへ らすとてかめをもと</p>	<p>しなひおくりける か？る日のことなる につりをせ？とて舟 にのりいてにけりう 入江／＼いりえ／＼に いたらぬころもなく うをゝつりかいひろ ひみるめをかりなど するところにおりふ しおほきるかめをつ りあけたりける うらしまたらうぢ ひのころあるものゆ へにこのかめいふや うなんぢしやうある のゝ中にかめはまん ねんいひていのち</p>	<p>はんべりそのころよ はひ廿四五にてぞあ りける 太郎はおやにかう 入江／＼ふかくしてじひ のころあさからず 人をうやまひみをま もりことになさけふ かきおのこなり あけくれうみのう ろくづをととりてちゝ はゝをやしなひける があるときつりをせ んとていでにけりう らしま／＼いり え／＼いたらぬとこ ろもなくつりをたれ</p>	<p>のころよはひ廿四五 にてそありける 太郎はおやにかう 入江／＼ふかくしてしひ の心浅からず人をう やまひ身を守りこと になさてふかきをの こなり あけ暮うみのうろ くづをととりて父はゝ をやしなひおくりけ るかある日のことな るにつりをせんとて 舟にのり出にけり浦 々しま／＼入江／＼ 至らぬ所もなくつり をたれかひをひろひ</p>
--	--	--	--	---

まちこゝにていのち
をたゝん事いたはし
ければたすくるなり
つねには此おんを思
ひいだすべしとて此
かめをもとのうみに
かへしける〔第一図〕

のうみそかへしける

〔第二図〕

ひさしきものりとう
けたまはりさうらう
いあたたちまちこゝ
にていちをたゝん事
いたはしくそするゆ
へたすくるなりこの
んをかならずわする
へからすとてかめを
もとのうみにそかへ
しける 〔第一図〕

ゝるたうときものなればめいとらんもふびんなんぢがいのちをたすけもとのすみ
かにかへすべしよろづよのよはひをへてかうに三きよくをそなへつゝほうらいのかめと
よばるべしとてもとのうみにぞかへしける

しよろづよのよはひをへてかうに三きよくをそなへつゝほうらいの龜とよばるべしとてくわしくゆいふくめ此
おんかならず忘るへからすとて龜をもとのうみにそかへしける

〔第二図〕かいをひろ
ひみるめをかりなど
してありけるがおほ
きなるかめをひとつ
つりあげたり

みるめをかりなとし
てありけるが折ふし
大きな龜をひとつ
つりあげたり

うらしま此かめに
いふやうなんぢはし
やうあるものゝなか
にもつるは千年かめ
は万年とていのちひ
さしきものときくか

うら罵しひの心あ
るものゆゑに此龜に
いふやう汝はしやう
あるものゝ中にもつ
るは千年かめは万年
とていのち久しきも
のときくかゝるたう

とき物なればめいと
らんもふびんなり
汝が命をたすけも
のすみかにかへすべ

そもそも文庫本では浦島を孝子としては描いていない。冒頭においても浦島は漁師として父母を養っていることが記されているだけである。しかし、元禄本では「親に孝行深くして、慈悲の心浅からず、人を敬い、身を守り、ことに情け深き男」と記す。それに南葵本はコ絵本から「慈悲の心あるゆえに」という部分をも巧に本文を取り入れて亀に説教をする。そして、文庫本が最後に亀に「常には此の恩を思ひ出だすべし」とのみのうのに対して、東大本が「此の恩忘るべからず」とし、さらにコ絵本は「此の恩必ず忘るべからず」と強く誠めるのである。また元禄本と説教が長く「甲に三極を備えつつ蓬萊の亀と呼べるべし」とも付け加える。そして、南葵本はそれらを取り合わせて「甲に三極を備えつつ蓬萊の亀と呼べるべし」と、詳しくゆい含め、此の恩必ず忘るべからず」とつないで記すのである。こうした増補部分は、単に人物叙述が詳細であるだけでない。浦島太郎という人間が親孝行であり、慈悲深い人物であるという性格付けをして描き出しているのである。

この糊と鉄で切り貼りするような増補本の作成は、おそらくは二本を並べて比べながら取捨選択していつて書き進んでいったものと思われる。では、それはいつごろどんな意図で行われたものなのだろうか。意図としては、人格の個性化という視点が挙げられるであろう。また時期の目安としては、コロンビア大学縦絵本の箱書と蓋裏の貼紙を紹介しておく。春慶塗の箱の蓋表には墨書で中央少し左寄せて「浦島太郎 上下二巻 一箱」とあり、右端に「西包禎翁様 為御進物以御使者／被進」と記されている。また蓋裏には貼紙があり、白紙に「浦嶋之状 二冊詞書／葛岡宣慶 正筆」と墨書きで記されている。

蓋表の墨書きの「西包禎翁」と読み得る人物は未詳。蓋裏には「葛岡宣慶」という名は「宣」とも「宣」とも読めそうだが、正確にはどちらにも一画足りない。管見では葛岡宣慶という人物は見出せないが、葛岡宣慶で

あるならば当該人物が見出せる。この人物『和学者総覧』によれば、「葛岡宣慶（くずおかのぶよし）」とある人物がそれに近い。姓は庭田、庭田重次男、生国は京都、大坂に住まいした歌人で享保二（1717）年に八十九歳で死去。また、歌人として『和歌大辞典』では「宣慶」で立項され「近世期歌人」葛岡。寛永六―享保二年九月二九日、八九歳。公卿庭田重秀の次男。後西天皇の即位に当たって位記を返上、大阪に住む。古来の名歌を撰集した『古往今来秘歌大体』の著がある。―（渡辺守邦・八〇〇頁）とする。これらの記述はは本の様式や絵柄などから推測される時期と矛盾はない。^{注十}

ところで、元禄本の系統の本文には、版本写本を含め都合五本が知られる。元禄四年刊本は初刷と思われるもので、別の後刷りの無刊記本である東大霞亭文庫蔵本があるが、同じ本文の先行する版本は見出されていない。

版本ゆえに先行する写本の存在は想定できる。事実禿氏本（龍谷大学蔵）他三本（橋本直紀蔵本・平成元年古典会出版本）が管見に触れるが、いづれも元禄以降の写本と考えられ、今のところ元禄四年の版本に先行する写本を見出せない。^{注十一}

以上のことから、コ絵本をその箱の貼紙と書きや形式から元禄頃のものとして仮定し、それに遡ると思われる東大本を延宝頃とする。また、元禄本の本文の成立を一先ず版本刊行の元禄初期と仮定する時、元禄頃の所謂御伽草子「浦島太郎」は細部にさまざまな異同を持つ作品であったことがいえる。

三 孝子浦島太郎の論理

ところで、文庫本の本文を読んでいると以前から不審な箇所があった。浦島が故郷に送っていった女から、これも他生の縁だからと、夫婦となることを口説かれる場面である。故郷には養っている両親もいるのにも関わらず、浦島は「ともかくも仰せにしたがふべし」と一言で承知するのである。これは孝子浦島にはあらざるべき言動ではなかるうか。だが、見てきたように文庫本の浦島は孝子を強調する設定ではなかった。だから赦されるのかもしれぬ。東大本は「他生の縁」を「この世ならぬ奇縁」と強調するのみ。コ大絵本に至ってはさらに「うれしさは語りても筆に尽くすことなく」と修飾をつけて、女の説得には「とやせんかくやあらましとはおもへともいかにともかくもこのうゑはおほせにしたかふへし」と逡巡の末に承諾する。しかし、孝子を強調した元禄本では、両親を顧みないで夫婦となることは赦されざる行為である。ゆえにこのの不可解と思われた場面においては即座に拒否しているのである。その部分を表四で具体的に確認していこう。

表4 IV類の増補的本文の生成対照表・その二

祝言御伽文庫	東大国文研縦型A本	コロンビア大縦型本	元禄四年刊本	南葵文庫本
--------	-----------	-----------	--------	-------

さて女ぼうの申けるは一じゆのかげにやどり一がのながれをくむこともみなこれたしやうのえんぞかしましてやはるかのなみちをはる／＼とをくらせ給ふ事ひとへにたしやうのえんなれば何かはくるしかるべきわらはとふうふのちぎりをもなし給ひておなし所にあかしくらし候はんやとこまごまとかたりける〔第三回〕うらしま太郎申けるは

さて女はう太郎に申やう一しゆのかけにやとり一かのなれをくむ事もみなこれたしやうのえんぞかしましてやはる／＼のなみちをこれまておくり給ふ事この世ならぬきゑんなれは何かはくるしく候へきみつからとふうふのちぎりをむすひ給へとこま／＼とかたりければ太郎申やうともかくもおほせにしたかふへしとそ申ける〔第三回〕

さて女ぼうはうらしま太郎に申けるやうはいちしゆのかけにやとりていちかのなれをくむ事もみなこれもたしやうのえんならてはなしましてやはるはるのかいしやうふねちをこれまて御おくりたまふ事のうれしさはかたりてもふてにもつくす事なくこれと申もこの世ならぬきゑんとそんしなにゝかはくるしくさふらふへきとかくには身つ

さて女ぼうの申けるは一じゆのかげにやどり一がのながれをくむ事もみなこれたしやうのゑんぞかしましてやものうきなみぢをはる／＼をくらせ給ふ事ひとへにふかきゑんなればなにかくるしう候べきわらはとふうふのちぎりをもなし給ひておなじところにてあかしくらせ給へかしとしほ／＼とかたりけるうらしま太郎申けるはともかく

さて女房申けるは一じゆのかけにやとりて一がのながれをくむ事も皆これたしやうのゑんぞかしましてやもの（*）なみちをはる／＼是まておくらせ玉ふ事是と申すもひとへにふかきゑんなれは何かはくるしう候へきはと夫婦の契をもなし玉ておなし所にてあかしくらせ玉へかしとしほ／＼とかたりける浦罵申けるはともかくもおほ

ともかくも仰せに
したがふべしとぞ申
ける

からとふうふのちき
りをむすひたまへと
こま／＼と申かたり
ければうらしま太郎

申やうとやせんかくやあらましとはおもへともいかにともかく
もこのうゑはおほせにしたかふへしとぞ申ける〔第四図〕

もおほせにしたがひ
まいらせたくは候へ
どもそれがしはふる
さとにふたりのおや
をのこしをきさふら

ふなりましてきやう
だいとてもあらざれ

は月とも日ともちゝはゝはわれひとりをこそたのみましますなり御身とともに此ところ
にすむならばおやのなげきのいかならんこの事においてはゆるしてたび候へと申されけ
る女ぼうきいておほせはさることに候へとまたとへかたらひをなし給ふともしばらくこ
れにまし／＼てまたふるさとかへり給ふべしそのときはみづからもともにいざなひま
いらせて御身のちゝはゝに〔第五図〕よきにつかへまいらせんとことばをつくし申され
ければうらしまいとたのもしくおもひてそのぎにてあるならばともかくも御身のこゝろ
にしたがふべしと

せにしたかひたくは
候へともそれかしふ
る里にふたりのおや
をのこしおきさふら

ふなりまして兄弟と
てもあらされは月と
も日ともちゝはゝは

われ一人をこそたの
みましますなり御身
とゝもにすむならば
おやのなげきのいか
ならん此事におひて
はゆるしてたび候へ
と申されける（以下
元禄本に同じ・中略）
にしたがふべしと

* 南葵本「もの〔*〕」は「遙」の誤写か「うき」の誤脱と考えられる

女の申し出に対し、元禄本では「仰せに従ひ参らせたくは候へど、もそれがしは故郷に二人の親を残し置き候ふなり。まして兄弟とてもあらざれば、月とも日とも父母は、我一人をこそ頼みますなり。御身とともに此所に住むならば、親の嘆きのいかならん。この事においては許してたび候へ」と孝子の論理を述べ、拒否の意を浦島は示す。それに対して女も「仰せはさることに候へども、たとへ語りひをなし給ふとも、しばらくこれにましまして、また故郷に帰り給ふべし。その時は自らもともに誘ひまいらせて、御身の父母によきに仕へ参らせん」と言葉巧みに説得をする野である。すると浦島はたいそう頼もしく思つて「その儀にてあるならば、ともかくも御身の心にしたがふべし」と、やっと納得するのである。これは南葵本も踏襲している。こうして表面上の論理としては孝子の面目は保たれて、浦島は龍宮で三年という月日を過ごすことになる。

以上のように、いつの頃からか浦島は、文庫本から一歩進んだ個性を持つ孝子としての性格が付与されてきたといえよう。稿者はこれを物語の補完の論理が働いたものと理解している。その時代時代において読者の論理に応じて補筆がなされていくのである。しかし、一方では、その人物の個性化という観点からは、孝子とは正反対の方向へも進んでいったようだ。

三 詞書きの同筆と絵師の問題

IV類のC系統本文の位相

これまでの所謂御伽草子の研究では、近世前期におけるその本文の筆者の特定にまで広がってきている。それ

を「浦島太郎」に当てはめてみれば以下のようなことがわかる。

IV類の筆者が特定される諸本一覧

形態	巻数	詞書筆者	函数	所蔵者・出典・その他
ア C 絵巻	大型	二軸	太平記絵巻	五函 長野県立歴史館（元一軸を改装・長野本と略称）
イ C 絵巻	大型	一軸	太平記絵巻	七函 コロンビア大学図書館（コ絵巻と略称）
ウ C 絵巻	大型	一軸	太平記絵巻	六函 瀧門寺（破損改装）（瀧門寺本と略称）
エ 絵巻	大型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	六函 浮木庵 思文閣 古典会・平
オ 絵巻	大型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	五函 大英博物館
カ C 絵巻	大型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	六函 東洋文庫岩崎文庫（岩崎本と略称）
キ 絵巻	大型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	? 函 古典会（昭58）絵は岩崎本に近似
ク 絵巻	中型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	六函 思文閣一五〇、思文閣二〇二
ケ 絵巻	大型	一軸	朝倉重賢・Ⅲ	六函 弘文荘目録二五―四一
コ 絵本	中本	一冊	居初つな	五函 浮木庵（絵欠）

このアからコまでの十本の内、Cと記したのが、筆者がC系統と考える特徴のある本文を持つもので、以下に記すものである。^{注十二}

このC系統の諸本は、先の女からの夫婦となりたいたいという申し出に対して、孝子浦島とは全く別の相貌を見せている。ここでは彼は逡巡すらしなければかりか、即座にうれしそうな顔をして承諾しているのである。表5で一

覽していこう。

表5 IV類の好色の本文の対照表・その一

<p>祝言御伽文庫</p>	<p>さて女ばうの申けるは へ中略 わらはとふうふのちぎりを もなし給ひておなし 所にあかしくらし候 はんやとこまこまと かたりける〔第三回〕 浦島龍宮で歎待</p>	<p>岩崎文庫絵巻</p>	<p>さて女はうの申けるは へ中略 わらはと夫婦のちぎりなし 玉へおなし所にてあ かしくらし給へやと こまこまかたりけ る浦嶋太郎申けるは ともかくも仰せにし たかふへしとさもう れしけにこたへけり 〔第二回〕</p>
<p>長野県立歴史館絵巻</p>	<p>さて女はうの申けるは へ中略 わらはとふうふのちぎりを なしたまへおなし所 にてあかしくらし給 へやとこまこま かたりけるうらしま 太郎申けるはともか くもおほせにしたか ふへしとさもうれし けにこたえける〔第 三回 女と向かい合う〕</p>	<p>瀧門寺蔵絵巻</p>	<p>さて女はうの申けるは へ中略 わらはとふうふのちぎりを なしたまへおなし所 にてあかしくらし玉 へやとこまこま かたりける浦嶋太郎 申けるはともかくも おほせにしたかふへ しとさもうれしけに こたへける 〔第二回〕</p>
<p>コロンビア大学絵巻</p>	<p>さて女はうの申けるは へ中略 わらはとふうふのちぎりな し玉へおなしとこ ろにてあかしくらし申 へしとこまこま かりけるほどにうらし ま太郎申けるはとも かくも仰にしたかふ へしとさもうれしけ にこたへける〔第三 回 歎待される浦島〕</p>		

孝子浦島の洪々という「ともかくも仰せに従ふべし」と台詞は同じながら、その心は全く異なる。明らかに浦島は女と夫婦になりたいのである。故郷の両親のことなど一顧だにしない。即座にうれしげに答えるのである。浦島は美しい女と夫婦になって一緒に暮らせることがうれしいのである。これを稿者は好色に描かれた浦島の個性の発露と考える。孝子と逆の性格をこの浦島には与えているのである。

浦島の好色性は、実はこれ以前にも記されている。表6で確認しておこう。

表6 IV類の好色の本文の対照表・その二

祝言御伽文庫	岩崎文庫絵巻	長野県立歴史館絵巻	瀧門寺蔵絵巻	コロンビア大学絵巻
うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ つなをとりてひきよ せにけり〔第二回 浜 ではし舟の女と出会う〕	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手を・引よせわか ふねにのせかへりて とかくかたらひける 心のうちこそあさか らね	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる 心のうちこそあさか らね〔第二回 浜ではし 舟の女と出会う〕	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる こゝろのうちこそあ さからね	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる こゝろのうちこそあ さからね〔第二回 浜 ではし舟の女と出会う〕

海上を流されて来た船の女を見た浦島は、不審に思つて女に問いかける。女は便船の途中に嵐にあつてこの小船に乗せられたといい、故郷へ送つてほしいと頼む。それを聞き浦島は、という場面である。文庫本では、浦島はかわいそうに思つて船の綱を取つて自分の方へ引き寄せる。それに対しC系統の諸本はほぼ同じ文章が付加されている。コ大絵巻と長野本と瀧門寺本は「手を取り、引き寄せ、とかく語らひ寄る心の内こそ浅からね」とあり、浦島は小船の女の手を取つて、自分の近くに引き寄せ、あれこれと話しかけている。その心の中は、既に女のことを深く思つているというのである。一方、岩崎本では「手を引き寄せ、我が船に乗せ歸りて、とかく語らひ寄る心の内こそ浅からね」とある。女の手を取り引き寄せて、自分の船に乗せて我が家に帰り、我が家とあれこれとゆつくり話をしたのであらう。

また先の三本は文章はほぼ同じながらもその挿絵は異なっている。この場面の多くの絵本絵巻の挿絵は、浜辺にいる浦島のところへ小船に乗った女が流れ着くものである。瀧門寺本には当該場面の挿絵は見当たらないが、長野本では舳先を合せて向かい合った二艘の小船が描かれ、右の小船には浦島が、左の小船には女が乗り、互いに話しかけている構図で描かれている。同じ構図は先に紹介したコロンビア大学縦型絵本にも、本文は異なるのであるが見られる。それに対してコ大絵巻では浦島と女は既に同じ船に乗つて語らつていたのである。こうした挿絵にも積極的に女と関わりとうとする好色性が發揮されていると見るべきであらう。

まとめ

類型的な話に紋切型の人物を描くことの多所謂御伽草子も、戦乱の世も終わりを告げて徳川の安定時代に入ると、これまで見てきたような浦島太郎のような個性の希薄な人物にも個性が現れるようになる。それは仮名草子や浮世草子の中の登場人物たちが個性的であったのと同じく、時代が要請したものだろう。一方では、それは御伽草子という文学の終焉を予感させる動きでもあった。その中であつて所謂御伽草子は近世に入つても続々と誕生し、展開していく。

古代から続く浦島伝説は、所謂御伽草子「浦島太郎」では本地物という枠組の中で展開してきた。そして祝言性を強調して結ばれている。そのことについては、どの系統をとつても大同小異であつた。しかし、それぞれの系統にはそれぞれの内容に個性が滲み出ている。I類系諸本には、浦島を語り伝える仏教者が登場して、浦島を語る姿が描かれている。それはそのまま「浦島太郎」の成立を描いているわけではないが、逆に必ず描かれているところに、こうした物語の背景をしのばせているといえるのではないか。またI類系本文には、語りの文体を推測させるものはいくつか見られる。「桃李言はず」という浦島にふさわしからぬ文言も、考えようによっては「浦島太郎」が口頭で語られたことの背景を感じさせる。こうした従来はわからなかつたI類の詳細が新たな資料の発見によってわかつてきたのである。特に亀を買い取るとい、従来知られなかつた浦島の言動は、貴重である。今日に普通に考えられているその因縁は、既に御伽草子の中に胚胎していたことが明らかになつたのである。

今後の更なる資料の発見が期待される。

また、IV類においては、浦島太郎という人物の性格が大きく変えられてきている。一方では次第に律儀な慈悲深い孝子として太郎は成長していき、しかし、浦島を孝子として描こうとする元禄本の登場は、正にその枠内で展開であった。もう一方では女性に弱い好色な太郎が出現するのである。そのC系統の好色な浦島太郎の登場も、浮世草子の好色本が登場してきた時代の流れと無関係ではあるまい。やはり御伽草子の枠の中で、好色に目覚めさせたというべきであろう。こうした話の補完作業はC系を考える場合、物語の製作者というよりは、詞書の筆者の側で行われた可能性がある。C系統が本文が太平記絵巻の筆者のみに見られるのは、その可能性を示唆する。大きな枠組みを変えない限り絵にもそれほどの変更を与えないため、容易に加筆修正が行えるのである。

以上のことから所謂御伽草子「浦島太郎」を考える場合、版本で広く流布したと考えられている御伽文庫のみを取り上げるだけでは、その全体像や変遷を把握することは困難である。それらを見据えながら、さらなる諸本の出現を期待すると共に本稿が所謂御伽草子「浦島太郎」の諸本を見直す切っ掛けとなれば幸いである。

本稿は、絵師の中世の文学を代表する所謂御伽草子の一面を占める「浦島太郎」ではあるが、その近世における個性化に焦点を当てて見たものである。ただし、本稿はその一部を虫眼鏡で覗いたに過ぎない。博雅の叱責を乞うばかりである。

注一 拙稿「浦島伝説の資料と解題・稿——東京大学国文学研究室蔵奈良絵本「浦しま」にて——」（平成元年3月、苦小牧駒澤短

期大学紀要・第21号）に提示した分類案である。松本隆信氏の「〈増訂〉室町物語類簡明目録」の当該の分類では、一本が前

半を欠くこともあり、当初の二本も別の分類であったが、所収和歌が同じであり、本文も近似していることから、同じ系統であることを提案したものである。

注二 実物を稿者も二〇〇八年三月に調査確認済みであり、詳細は勝俣氏の新たな報告を待ちたい。

注三 この和歌一覧は「和歌総覧」としてかつて、拙稿「浦島伝説の資料と解題・稿」（前掲・注一）に掲出し、その後増補して拙著『浦島伝説の研究』に収録したものの一部であるが、今回新出諸本を増補して最新の当該系統のみを掲出した。

注四 この和漢朗詠集歌は、『平家物語』の中でも、出家に際して杜鵑の声を聞いた建礼門院が硯に書きつけた歌として、延慶本や『源平盛衰記』など諸本にも収録されており、また、その直後には「仙家より帰りて、七世の孫にあひけんも、かくやおほへて」（覚一本・岩波文庫・四・三八四頁）と「劉阮天台」の故事を引く。しかし、この故事は既に『平家物語』においては、

「浦島が子の、七世の孫にあへりしにも過ぎ」（巻第一・願立・同・一・一〇二頁）と使われている。ここでは浦島帰郷後の落胆の情景と建礼門院の心情を重ね合わせたものである。

注五 この詩句はオックスフォード絵巻では「たうりものいはすはるいくはかくれにしゑんかあとならん」、パリ絵巻は「たうり物いはす春いくはるかおくりしあとならん」と若干の異同を伴って三本にのみ見られ、他本では当該部分にない。

注六 この和歌は、『十訓抄』（第六可存忠直事・一〇四）『古今著聞集』（巻第十九・草木第二十九・三四八）では、ともに「東風吹かば」の和歌とならんで菅家（菅原道真）のものとしてされている。

注七 発表者はその存在をインターネット上の目録から知り、二〇〇三年二月に調査確認した。以下に簡単な書誌を掲げる。「浦島太郎」二冊本 縦型奈良絵本 上下二冊 表紙 焦茶金襴緞子折文様 貼題簽「うら嶋太郎 上（下）」左上隅 表紙裏金箔なお、調査にあたっては同大学のバーバラ・ルーシユ名誉教授、図書館の三木身保子氏ほかの方々にご配慮をいただいたこ

とお礼、感謝申し上げます。

注八 「浦島伝説の資料と解題・稿―東京大学国文学研究室蔵奈良絵本「浦しま」について―」苦小牧駒澤短期大学紀要・大二十一年号・平成元年三月

注九 この対照表はかつて「所謂御伽草子「浦島太郎」再考・その二」（苦小牧駒澤大学紀要・第二号・一九九九年一〇月、後に『浦島伝説の研究』第三章第二節に「所謂御伽草子「浦島太郎」流布本考」として所収）を基としているが、今回のコ絵本の調査を基に再考し、南葵本に近似するコ絵本を加えて作成したものである。

注十 ただし、葛岡の筆跡に関しては、石川透氏の教示による鉄心斎文庫蔵写本「伊勢物語」（鉄心斎文庫蔵伊勢物語図録・第一集十四、第七集二十一、署名「源宣慶」）及び徳竹由明氏蔵「三十六歌仙歌合」の筆跡を見る限りにおいては、一見同筆とは見做しがたい。しかし、仮にこの貼紙が後世のものとはいえ、書物の所蔵者の周辺の見解と書写の時期の見安としては参考にすべきものがあると思われる。ご教示をいただいた両氏に謝意を表す。

注十一 詳細は拙著『浦島伝説の研究』第三章第一節所収の表1の諸本一覧のイのE（二三三頁）を参照参照。

注十二 絵本絵巻と筆者との関係については、C系統を中心として「所謂御伽草子「浦島太郎」流布本C系統について―石川透氏の絵巻筆者の説をうけて―」（苦小牧駒澤大学紀要・第六号・二〇〇一年九月）に既述しているので本稿では、重複を避け、その後の研究の進展部分のみを記す。

付記 本稿は中世学会平成二十二年度春季大会における口頭発表「所謂御伽草子「浦島太郎」の展開」の素稿を基にその一部を成稿したものである。

（はやし こうへい・本学教授）

苫小牧駒澤大学紀要 第24号 (2011年12月7日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 24, 7 December 2011

ベトナム系アメリカ人の文化的変容

Acculturation of Vietnamese Americans from the Perspectives of Economic, Civic, and Cultural Assimilation Based Upon Statistical Data

村井泰廣
MURAI Yasuhiro

Key Words: Vietnamese Americans, Acculturation, Assimilation, Refugees, Immigrants

要旨

本稿では、統計から見えてくるアメリカ合衆国におけるベトナム系アメリカ人の文化変容度（同化）を「経済的同化 (Economic Assimilation)」、「市民的同化 (Civic Assimilation)」、「文化的同化 (Cultural Assimilation)」の観点からを考察する。

ベトナム系アメリカ人の文化的変容

“We did not come here the way other migrants came. They came to paradise to realize their personal dreams. We were like uprooted and planted in a foreign land.” Phung Minh Tien (BBC Vietnamese Service, April 28, 2005) ¹

ベトナム戦争終結（1975年4月30日）から36年が経過しようとしている。その間、1995年、ベトナム政府は、かつては敵国であったアメリカ合衆国と国交を樹立して16年が経つ。ベトナム系アメリカ人の、その初めは「戦争難民」であった。インドシナ（ベトナム・カンボジア・ラオス）の難民（少数の移民を含み）の多くは、他のアジア諸国からやってくるアジア系移民とは出国の「プッシュ要因」が異なる。彼らの多くは、ベトナム戦争終結後の1970年代半ばから、「政治的」²な亡命を求めて、主に難民（Refugees）、あるいは亡命者（Asylum Seekers）として、アメリカ合衆国にやってきた人たちであるという点において、他のアジア系移民グループの移民とは、その入国の動機も性質も違っていた。

つまり、移民は「志望移民者（voluntary migrants）」であるのに対し、難民は「不本意の移民者（unwilling migrants）」だという点において、他の志望移民者の入国動機と異なる。その意味は大きい。それはどういうことかという、移民は「志望移民者（voluntary migrants）」であることから、自ら永住国を決めることができるだけでなく、いつでも自国に戻ることができるのに対し、一方、難民は、戦争や迫害から命を守ることが最優先になり、移住せざるおえない状態を余儀なくされ自国を退去する、あるいは、退去させられ、そして、受け入れが認められた国に嫌が負うにも定住しなくてはならないという点において、その相違が顕著である。この場合、難民の多くは自国で自らの生命が脅かされる経験をしているだけでなく、移住した国に順応するため多大な努力を強い

られることになる。それゆえ、難民は自国でさまざまなトラウマ（戦争、処刑や殺人を目にするなど）を経験している者も多い。例えば、ボートで海を渡るベトナムの「ボート・ピープル」や陸路隣国へ逃れる「ランド・ピープル」など、他国への脱出に危険な方法で移住してくるのが難民のそのひとつの例であろう。移住する前、その途中、そして、移住後に犯罪や暴力に巻き込まれるケースも少なくない。彼らは、当然、精神的な身体的な問題を被りやすい。合衆国におけるベトナム難民の精神的な医療事例を持ち出すまでもなく、筆者の身近な友人たち（ベトナム難民第一波1975年）が40代、50代で死亡している事実から鑑みても、余裕をもって時間をかけ備えをしたうえで出国ができる移民と、そうすることが許されない状況下で出国しなければならない難民との間には、その精神的、身体的苦勞の違いがどれほど大きいものであるかということは、さまざまな文献を持ち出して証明するまでもないことである。

合衆国の統計局が示す数字によれば、1970年度の人口統計にはベトナム系アメリカ人は、その統計表に掲載されないほど、小さな存在であった。しかし、ベトナム戦争における南ベトナム政府の敗北（1975年4月）という結果をうけて、アメリカ合衆国のベトナム人は、1980年には24万人に増加し、1990年、2000年とその難民の数は倍増している。そして、2009年現在、その総人口は、今や約165万人となっている。（表1参照）

表1：ベトナム系アメリカ人の総人口：1980-1990-2000-2009比較

年	1980	1990	2000	2009
在米ベトナム人口の総数	245,025 (人)	593,213	1,222,528	1,651,796
在米ベトナム難民の総数	231,120 (人)	543,262	988,174	* 1,117,800
在米総外国生まれのV. A. 割合	1.6%	2.7%	3.2%	3.0%

(1980/1990/2000/2009年度の合衆国統計局人口統計より作成：V.A.=Vietnamese Americans *2006年度の統計数字)³

その165万人のうちの約110万人が難民として合衆国にやってきたとい

うことは、「外国生まれ」つまり「ベトナム生まれ」の移住者がいかに多いかがわかる。1980年には、アメリカ在住の外国生まれのすべての移民のなかで、ベトナム移民の16%が「外国（ベトナム）生まれ」であり、その割合は、1990年には27%、2000年は32%、2006年は30%であったことが表1からも了解できる。

表2：Refugee Arrivals to the U.S. from Southeast Asia Fiscal Years 1975-2009 ⁴

	合衆国全体	アジア系全体	Cambodian	Hmong	Laotian	Vietnamese
総人口	307,006,556	15,733,402	275,379	236,434	234,384	1,651,796
難民総数			145,221	257,551	770,961	1,173,733

(Sources: Office of Refugee Resettlement. 1982-2001. The 2009 Yearbook immigration Statistics. Southeast Asian Americans At a Glance: Statistics on Southeast Asians adapted from the American Community Survey 2011)

因みに、ベトナム系アメリカ人は、わずか四半世紀を経て、アジア系移民のなかでも、中国人、フィリピン人、インド人につぐ4番目に人口の大きなグループに成長していることがわかる。(表3)

表3: Largest Asian American Ethnic Groups, 2000 Census				
Ethnic Group	Asian alone		Asian & at least Total Pop., Alone or One Other Race in Any Combination	
	Single Ethnicity	Two or More Ethnic		
Chinese	2,314,537	130,826	289,478	2,734,841
Filipino	1,850,314	57,811	456,690	2,364,815
Asian Indian	1,678,765	40,013	180,821	1,899,599
Korean	1,076,872	22,550	129,005	1,228,427
Vietnamese	1,122,528	47,144	54,064	1,223,736
Japanese	796,700	55,537	296,695	1,148,932
Cambodian	171,937	11,832	22,283	206,052

(Source: The Census Bureau The Asian Population: Census 2000 Brief) ⁵

つまり、ベトナム系アメリカ人の人口は、この極めて短い期間（1970年代、80年代、90年代）に、いかなる他の移民グループよりも高い増加率でアメリカに入国していることを示している。その増加率も、その数も、1975年から1996年の期間までは、万単位で押し寄せてきていたベトナム難民も、近年（1998-2009）いく分、落ち着きを見せていることが

下記の統計表 4 から窺い知ることができる。

表 4 : Vietnamese Refugee Arrivals to the U.S. from Fiscal Years 1998-2009

1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
10,266	9,622	2,839	3,109	2,855	1,354	979	2,009	3,039	1,500	1,112	1,486

(Sources: Office of Refugee Resettlement. 1982-2001. The 2009 Yearbook Immigration Statistics) ⁶

合衆国の1965年の移民法改正以降、そして、ベトナム戦争の終結の結果に発生した難民あるいは移民、また、彼らを送り出す国側（インドシナ諸国）の事情により、アメリカ合衆国は、それまでインドシナ諸国との間に構築してきた政治的、軍事的、経済的、社会的関係から、その後のインドシナ難民（移民）の流入が方向づけられた20世紀後半の四半世紀でもあったと言えよう。つまり、民族的出身（national origins）事項が削除された1965年の移民法（Immigration Act）に続き、1975年の「インドシナ移民難民支援法（Indochina Migration and Refugee Assistance Act）」、1980年の「難民法（Refugee Act）」、同年北ベトナム政府側が創設した「合法出国計画（Orderly Departure Program: ODP）」、1987年の「アメラジアン帰国法（Amerasian Homecoming Act）」により、ベトナム戦争と深く関わってきたインドシナ諸国の人たちのアメリカ合衆国への流入を許容する一連の法律体系が整備された。このことは、インドシナ難民と移民の流入の大きな要因となった。⁷

また、ベトナム系アメリカ人の人口分布の特徴として、その半数以上がカルフォルニア州とテキサス州に集中している。表5の六州だけでも、その合計の人口が734,110人 65.7%を占めていることから、ベトナム系アメリカ人はある特定地域に、しかも継続的に集中していることがわかる。そのうち、5人に1人がロサンゼルス市およびその近郊に在住する「都市型住居人」であることもベトナム系移民の人口分布の特徴であることが了解できる。

インドシナ難民が1970年代後半、その当初、合衆国は、連邦政府の伝統的な方針により、難民を広範囲に分散させることで、それぞれの地域の財政負担を軽減することも試行してきた。そのような政治的な試みを通して、難民はできるだけ早期に収入を得られる職業を見出せるよう支援をしてきたのである。しかし、長い歴史と伝統の下で大家族制を重視してきた東南アジア特有の文化を背負ったベトナムの人たちは、拡大家族や親戚、知人、友だちと再統合することに断固たる意志をもち、努力をし、自分たちが望む地域にたどり着いた結果が表5となって結実したものであるといえよう。つまり、彼らがたどり着いた地域は、同胞である多くのアジア系人口を抱えており、温暖な気候があり、豊富な公的支援策があるカルフォルニア州、テキサス州等であった。これらの地域が、多くのベトナム系の第二次、第三次の国内移住に向けた人気のある定住地となったのである。⁸

当初カルフォルニア州は、第一波のインドシナ難民の21%しか受け入れなかったが、第二波の難民では25%から30%を受け入れるようになっていた。国内第二次移住の結果により、近年はベトナム、カンボジア、ラオスからの難民の40%以上がカルフォルニア州に在留している。次にテキサス州が、二番目に多い人数を受け入れ、彼らの約10%が在留している。⁹

その要因のひとつに合衆国政府による難民の定住に関する拡散政策が考えられる。つまり、難民・移民がひとつの州に集中することによって、その州の財政負担が過重になることから、財政負担の軽減をはかるといふねらいが難民拡散政策にあった。それは同時に、隣国カナダの「ケベック問題」に見られるように、ある特定の民族がある地域に集中的に定住することによって生じる民族問題を避けようとする移民国家・アメリカ合衆国政府の歴史的かつ伝統的政策でもあった。ということで、同移民拡散政策のもと、当初、ベトナム難民が合衆国のほとんど全州に振り分けられ定住していった訳であるが、同政策には寒冷地の州も含まれて

おり、亜熱帯気候に慣れたインドシナ難民にとっては厳しい環境であった。それゆえ、彼らの多くは、インドシナの気候に類似した地を求め、再び合衆国国内のなかで第二、第三の国内移住をくり返すことになった。

また、彼らのもうひとつの移住の要因は、他民族のなかで孤立しがちな少数民族が、不慣れな異文化社会アメリカ、特に異なる言語（英語）に不自由を感じる多くのベトナム人にとっては、カルフォルニア州のオレンジ郡の「リトル・サイゴン」のような同胞の仲間が多く住むコミュニティ（ethnic enclaves）を求めるのは当然のなりゆきであったとも言えよう。少なくとも、カルフォルニア州は移民たちを十分に惹きつけるだけの、特に始めてやってきて言葉に不自由な移民・難民にとって、また、未熟練労働者にとって、豊富な労働市場の需要が高いという世評があったことから、多くのベトナム移民がカルフォルニア州に移動するのも当然のなりゆきであった。¹⁰ それは表5に統計的にも良く示されている。

表5：州別ベトナム系アメリカ人人口分布（1980-1990-2000-2006比較）

ランク	州	1980年	1990年	2000年	2006年
1	カルフォルニア	85,238	276,759	447,032	446,397 (39.9%)
2	テキサス	27,791	66,329	134,961	129,779 (11.6%)
3	ワシントン	8,933	18,246	46,149	49,084 (4.4%)
4	バージニア	9,451	21,729	37,309	37,841 (3.4%)
5	フロリダ	7,077	15,221	33,190	37,076 (3.3%)
6	マサチューセッツ	2,847	14,653	33,962	33,933 (3.0%)

(Source: The 2009 Year book Immigration Statistics)

稲作文化社会が生みだす家父長的な大家族社会から放り出されたベトナム移民、特にその高齢者たち¹¹にとって、異文化社会アメリカに住むということは途方もない孤独と寂しさの経験が報告されている。彼らの居住近くにある教会、寺院、社会福祉サービス・センターやベトナム・エスニック・レストランなどが、これら言語習得困難なベトナム人高齢

者たちにとって、同胞である他のベトナム人たちとお互いの交わりをする唯一の場所となっているのが現状である。¹²

筆者は、これまで合衆国に在住するベトナム系移民（難民）に焦点を合わせ、合衆国政府がどのような受け入れ政策を施行しベトナム系移民の流入に対応してきたのか、そして、それらの政策が、どのようにしてベトナム系移民を合衆国への流入と連動していったのか。¹³ また、アメリカ国内におけるベトナム系アメリカ人が、どのようにして現在の地域的な分布に繋がり、コミュニティを形成していったかについて考察してきた。

本稿では、これまでの研究をもとに、統計¹⁴から見えてくるアメリカ合衆国におけるベトナム系アメリカ人（難民・移民）の文化の変容度（同化）を①「経済的同化（Economic Assimilation）」、②「市民的同化（Civic Assimilation）」、③「文化的同化（Cultural Assimilation）」の観点からを考察するものである。これらの観点が、文化の変容度のすべてではないだろうし、決定的な要因ではないが、統計的（数字的）な基準として、ひとつの座標を示すものであろう。つまり、それらは文化変容度としての同化（assimilation）の統計的な指標として、数字的な座標軸としての見える形で次の3つの同化を想定している。¹⁵ 具体的には、アメリカ社会在住の「外国生まれの移民」と「アメリカ生まれの者」との間には、顕著な相違があると考えられていることから、下記の項目を想定したものである。¹⁶

- 1) 「外国生まれの移民」が合衆国市民でないとき、完全に「アメリカ生まれの者」と区別することができる。
- 2) 他の「外国生まれの移民」と結婚する率が高い。
- 3) 上手に英語を話すことが出来ない。（苦手である。）
- 4) 持ち家の率が低い

- 5) 子どもの数が多く、子どもと一緒に住んでいる率が高い
- 6) 教育達成レベルが低い
- 7) 労働市場から雇用されない、あるいは失業の割合が高い
- 8) ベテラン（熟練・専門・管理職）が少ない

上述の事項を、より具体的に言及するならば、ひとつは、年収入、労働市場への参加率、失業率、職種、労働期間、学歴、自家所有率などを基にした「経済的同化 (Economic Assimilation)」であり、もうひとつは、市民権取得率、軍隊参加率を基にした「市民的同化 (Civic Assimilation)」、そして、同族外との結婚、英語能力、教育レベル、家族観、親子関係、子供の数などを基にした「文化的同化 (Cultural Assimilation)」を指標とするものである。繰り返しになるが、これらの「文化変容」要因¹⁷は、これらのすべてが実は、重層的に合わさってひとつの有機体を構成しているものであって、究極的には独立して切り離して考える事のできるものではないものである。それは言うまでもないことであろう。とは言え、「同化」という抽象的で分かりにくいものを示す場合の便宜策として、上記の指標を提示すること、また、ある種の「目に見える」形での数値的な統計を明記することによって、ベトナム系移民の「同化」の座標軸を示唆できるものであると考えられる。¹⁸

Jacob L. Vigdor (Civic Report, No. 53 May 2008) によれば、「経済的且つ市民的同化は、往々にして文化的同化なしに起こり得る」¹⁹ことを指摘している。この指摘が証明されるかのように、ベトナム系移民は、合衆国市民に帰化する率、つまり、上記の「経済的同化」の指標のひとつである「市民権取得率」に関して言えば、ベトナム生まれの、その72.8% (2006年) が合衆国市民権を取得している。この数字は、他の外国生まれのアメリカ在住者の42.1%の割合と比較すると極めて高い割合と言えよう。また、ベトナム生まれ男性 (16歳以上) の74.6% (372,432

人)が民間労働市場で仕事をしているが、²⁰下記の表6が示しているように、雇用について就業しているベトナム移民の4分の1以上が、製造業、設備、修理などで勤務し、19%が清掃などのサービス業に従事していることもベトナム系アメリカ人の特徴であろう。

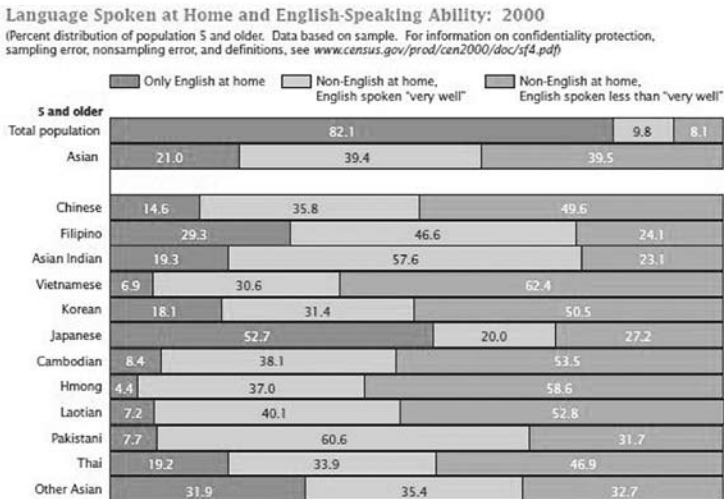
表6: Vietnamese Foreign Born Occupations of Employed Workers in the Civilian Labor Force Age 16 and Older by Gender and Origin, 2008
(Source: 2008 American Community Survey)

	ベトナム生まれ	ベトナム生まれ	総外国生まれ	総外国生まれ
	男性	女性	男性	女性
一般労働者数	415,957	372,495	13,630,931	9,505,339
割合	100.0	100.0	100.0	100.0
管理、経営、財政	8.4	10.1	10.7	10.4
情報技術	6.5	2.5	4.0	1.9
他の科学技術	8.5	2.9	4.1	2.2
社会・法律関係	1.1	1.4	1.1	2.0
教育・メディア・芸能関係	2.4	3.5	3.4	7.1
医者・医療関係	1.4	0.9	1.2	1.0
資格認定)看護師	0.2	1.3	0.4	3.4
他の健康関係	1.7	3.1	1.0	2.9
介護関係	0.3	2.1	0.6	5.4
サービス	19.0	34.8	17.4	25.7
販売セールス	7.4	7.4	7.5	10.5
事務補助関係	6.7	12.1	5.3	14.7
農業・漁業・林業	0.5	0.2	2.6	0.9
建設・運送・解体	8.2	1.8	25.9	3.3
製造・修理・修繕	27.8	15.9	14.6	8.5

このことから、「経済的・市民的同化」の指標における大まかな割合に関しても、ベトナム系アメリカ人は他の外国生まれの移民と大きな相

違はないとは決して言いきれない。ベトナム移民の約7人に1人が2000年以降に移民してきた新参加者たちであり、現在、アメリカ合衆国に住む3分の1のベトナム系アメリカ人の人口は、1990年代にやって来た者たちであるということ考慮に入れるならば、そして、彼らの短い在住期間を考慮するならば、驚くべき数字ではないかもしれない。すなわち、ベトナム移民のその多くが近年やってきた「新移民」であるということである。このことから、当然、アメリカ社会で使用される言語（英語）に関しても、言語に不慣れであるということは容易に推測できる。具体的に数字（表7）をあげて説明するならば、約3分の2（2008年）のベトナム移民が、「英語コミュニケーション能力に限界を感じている」ということである。およそ6.3%のベトナム移民（5歳児以上）は、「英語だけ」を話すのが、また、26.3%が家に帰宅してからも英語を「とても上手」に話すと報告しているが、その一方で、彼らの多く（67.4%）が「上手に話す」以下の範疇で、帰宅してからはベトナム語だけを使用して生活をしているという。つまり、ベトナム移民の67.4%が、英語で表現することに言語的限界を感じているという数値なのである。²¹ この割合は、

表7



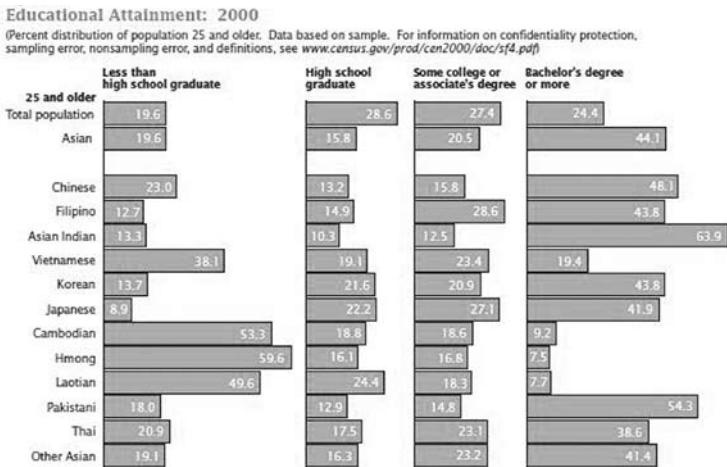
Source: U.S. Census Bureau, Census 2000 special tabulation.

アジア系移民のなかでも、特に、インドシナ移民に見られる共通した特徴であるとともに、この種の数値としては、アジア系移民のなかでも、ベトナム移民がもっとも高い数値なのである。当然、この言語的ハンデは、労働市場にも直接的に反映されてくるものであろうと想定される。

また、労働市場にも直接的に反映されてくるものとして、ベトナム系アメリカ人の教育到達レベルの要因も大きい。資料としては2008年のデータであるが、アジア系移民の教育達成レベルをグラフ（表8）にしたものがある。

高等教育レベルの達成度から見ると、ベトナム移民はすべての外国生まれの移民、あるいは、一般アメリカ人よりも、その達成度は低い。同じ2008年のデータによると、25歳以上のベトナム生まれのベトナム移民の23.7%が大学4年生卒業レベル「学士号 (Bachelor's Degree)」か、それ以上の学位を取得している。25歳以上のすべての外国生まれの移民(31.9百万人)の27.1%が、そして、一般アメリカ人(168.1百万人)の27.8%が、大学4年生卒業レベル「学士号 (Bachelor's Degree)」か、それ以上の学位を取得している。²² 下記の表8から見ても、高校教育レベル以下の移民が38.1%と高い数字を示している点においてもベトナム

表 8



ム系アメリカ人の特徴があると言えようか。

およそ18歳以下で386,000のベトナム移民の子供たちは、ベトナムで生まれ（外国生まれ）の親と一緒に生活をしている。しかし、この子供たちのほとんど（88.7%）が、アメリカ生まれのアメリカ市民である。²³

「市民的同化」の指標のひとつである「市民権取得率」に関して言えば、ベトナム系移民は非常に高い市民権取得率であるということが言える。

「経済的・市民的同化」は、前述したように、往々にして、「文化的同化なし」に起こるものであるということは指摘した。つまり、これはどういうことかということ、文化的な同化の面でそれほど多く譲歩することなしに、ある移民グループが、帰化し、そして、経済的な主流のなかにそれなりに溶け込んでいくことは、一般的に見られる現象でもあるということであろう。²⁴ これまでの他のアジア系移民の「経済的同化」からかんがみても、移民する条件が何であれ、入国するや否や、移民はこれまでの移民の世代がやってきたように、すぐさま生産性を身につけ労働についていったのである。食うために労働せざるをえなかったのである。しかしながら、彼らが故国から刷り込まれた精神的、かつ伝統的な「文化的同化」の側面に関することになる、その精神性（文化）を変えろということ、なかなか容易に変容・同化できないのである。なぜなら、「文化的同化」の指標としている（1）英語を話す能力であったり、（2）教育を受ける割合であったり、（3）家族観であったり、（4）稲作文化を長い伝統としてきた家父長的な親子関係であったりする、あるいは、（5）ベトナム系以外のものと結婚したりする、異質で非伝統的な、かつその民族に深く根ざした文化的な同化というものは、なかなか変えていくには時間の要するものであり、その変容は容易なことではないことを物語っているのである。

ベトナム戦争終結30年余を経て、ベトナム系アメリカ人はアメリカで150万人を超える大きな民族集団となった。しかしながら、1世、1.5世、

2世の多くのベトナム系移民の間では、二つの問題が関心事となっている。そのひとつは、家族の結びつきが弱まっていくことへの心配である。特に高齢者たちは、祖先が、家族が、かつて自分たちが感じてきた家父長的な家族とは大きくかい離していることをアメリカ社会で生活して感じている。

「人間が普遍的である（世界中のどの人間も根本的には同じ）という考え方は、家族構造のあり方を通して子供の無意識に植え付けられた、先験的な形而上学的確信であり、人間は互いに本質的に異なるとする差異主義的な考え方も同様である。」（『移民の運命：同化か隔離か』 I. トッド, 1999）²⁵

が、しかし、大規模な移民によって形成されてきたアメリカ合衆国の移民の歴史は、「移民の本来の文化がいかなるものであれ、それがいかに強固であれ、受け入れ社会は己れの家族的あるいは宗教的考え方、生活様式を移民におしつける力を常に有するという原理のこの上ない具体例である。」²⁶と指摘していることは示唆的である。そして、「アジア系アメリカ移民の体験した文化変容の過程は、次に述べるような2つの経過をたどったのである。＜中略＞ 簡潔に言えば、もし彼らがアメリカ合衆国に居残って生き延びることを希望するならば、「自分達の立場に留まる” stay in their place”」ことと、より高い人種的地位の人びとに服従して行動することを学ばなければならなかった。」²⁷と。

アメリカ合衆国の移民の歴史と経験が示しているように、移民の同化の過程には三世代から四世代の時間が必要である。今日、その多くのヨーロッパ系移民の同化の過程はすでに終了している。が、近年合衆国にやって来たアジア系ないしメキシコ系の移民については、その意味において、同化の過程はまだ「アメリカ人になる」同化の完成には程遠いということが言えるのではなからうか。²⁸

表9：移民集団の出身地域の家族型 (Source：『移民の運命』より)

	最大到来期	家族型	親子関係	兄弟関係	いとこ婚
アイルランド人	1840-1915	直系	強	非対称	無
ドイツ人	1870-1910	直系	強	非対称	無
スウェーデン人	1870-1910	直系	強	非対称	無
ポーランド人	1900-1915	核	自律	対称	無
ユダヤ人	1900-1915	直系	強	非対称	有
イタリア人	1900-1920	平等主義的核	自律	対称	無
中国人	1870-82&1970-90	共同体	強	対称(弱)	無
日本人	1900-1920	直系	強	非対称	有
韓国人	1970-1990	直系	強	非対称	無
フィリピン人	1970-1990	核	自律	無・対称	無
イラン人	1970-1990	共同体	強	対称	有
ベトナム人	1980-1995	直系	強		無

*「直系家族」とは、一人の子供に相続権を与え、それ以外の子供には何も相続させない。家系の連続性の原則を軸とする親子の連帯の強さ、権威と規律と不平等。この家族構造は、伝統的にアングロ・アメリカ・モデル(核家族)とは逆に、子供を早く独立させることはなく、反対に相続人を結婚のあとにも家庭内に留め置き、三世代を含む複合的世帯を奨励する。

ベトナム系移民も戦後36年を経過した。ベトナムで育ちアメリカで育った「1.5世代(The Knee-High)」と呼ばれる新しい世代がすでに多く現出してきている。彼らは、幼年時に、そして、ベトナムにおける思い出や記憶はほとんどない時にアメリカにやってきたベトナム系アメリカ人である。このような世代が合衆国においてベトナム系アメリカ人の多数派を形成しはじめてきている。彼らはアメリカの教育制度を受け、英語を習得し、アメリカの大衆文化にどっぷりと浸かり、そして、その多くがベトナムを祖国と考えない人たちである。

これに加えて、同族外との結婚も少しずつではあるが増加してきている。

アジア系住民の異民族結婚率（表10）は、韓国人男性とベトナム人男性のケースを除いて、いずれも10%を越えている。民族集団によって、この割合に隔たりがあるのは、一部は移住の時期の違いがあることで説明がつく。高い率は古くからアメリカに移住しており、社会環境に適応し、低い率は近年の移住に呼応しているからである。ベトナム人のその圧倒的多数が1975年の南ベトナム崩壊後に移住しているが、その外婚率はベトナム男性で4%にすぎないも

表10：民族集団ないし人種集団外の者と結婚した者の割合（1980年のカルフォルニア）（出典：R.M. Jiobu, Ethnicity and Assimilation, State University of New York Press, 1988, p.161 1980年の国勢調査からのサンプリングによる。）²⁹

	男	女
日本人	17%	36%
韓国人	6%	27%
フィリピン人	20%	27%
メキシコ人	18%	22%
ベトナム人	4%	19%
中国人	11%	14%
黒人	10%	3%

の、女性ではすでに19%に達している。表10の全体として、もっとも古くから集団を形成した日本人の場合は、異民族婚率は男性で17%、女性で36%であり、この数値は中心的アメリカ社会内部へ拡散段階に到達しているといえよう。³⁰

異民族婚夫婦の頻度は学歴とともに増大し、極めて規則的に、高等教育を受けた者がもっとも高い異民族婚率を示すのである。黒人の間で観察されるのとは逆に、アジア人集団においてはいずれの場合も、外婚率は男性よりも女性の方が高い。現在のところ、新移民であるベトナム移民は、古く（1900年）から在住している多数派の白人（WASP）や日系アメリカ人と比較しても、「経済的・文化的同化」の、その歴然とした相違を目の当たりにさせられる。

統計局が伝統的に算出している「国別同化指標」（2006）がある。これを抜粋してみると、「モデル・マイノリティ」のレッテルを貼られているベトナム系移民の「経済的同化」は、近年やってきている「新移民」のメキシコ系移民と比較すると、その数値の差の大きさに驚かされる。

西欧、北米カナダ出身者は、経済的同化、文化的同化は高い（表11）。ベトナム系移民の「市民的同化」の高さは、つまり市民権の取得の高さをこの数値は反映したものである。英語圏あるいは、それに類似した言語圏からやってきたヨーロッパ系移民は、その歴史的在住の長さから、また長く住めば住むほど、「経済的」「文化的」同化率は、ほぼ100パーセントという数値を示している。それらに比べ、「文化的同化」率というのは、在米滞在期間、言語の習得率に比例して高くなる傾向をはっきりと示していることが了解できる。

表11：Assimilation-index Values by Birthplace, 2006

〔source : Civic Report NO.53 , may 2006〕

出身国	経済的同化	市民的同化	文化的同化
カナダ	100	47	100
ドイツ	100	69	100
メキシコ	66	22	51
日本	100	29	91
ベトナム	99	72	53

教育に関して言えば、しかしながら、ベトナム人にとって教育は文化的にも極めて重要であり続け、高い教育を受けたものは、ベトナム社会では伝統的に高い社会的尊敬を受け、コミュニティにおいても榮譽ある地位を与え続けられてきた。このことから、アメリカ社会においてもベトナム系アメリカ人はさらに経済的な収入が増大してゆけば、教育達成レベルもさらに高い比率を示して行くものと思われる。

直系家族と社会・経済的適応に関して言えば、「世代間に強力な絆が存在する家族構造（アイルランド、ドイツ、北欧諸国、あるいはユダヤの家族構造）の崩壊は、アメリカという環境の中では不可避のように見

える。この崩壊は、1950年から1990年にかけて日本、韓国・朝鮮あるいは中国の家族型についても再び行われている。」³¹と指摘されるように、「第三世代になると、出身文化の特徴であった家族的規律ならびに教育的伝統は、すでに大きく揺らいでいる。第四世代は多数派のアメリカ的習俗への同調を特徴とするのである。」³²ということからも、ベトナム系移民の将来もまた日系アメリカ人がたどってきた道を歩むものと思われる。

結語

過去30年以上にわたって、新しい国アメリカ合衆国という国で「難民」という身分から、その人生を再出発しなければならなかったベトナム系アメリカ人たち。その多くは、精力的に自らのビジネス、例えば、エビ漁業やネイル・サロンなどを確立し、自らが住むコミュニティの経済的に深く影響を与えてきている。³³ 彼らは経済界の進出のみならず、政治的にも自分たちが直面している問題解決に向け、他のアジア系グループと協調しながら、活発に活動をしているグループでもある。

アメリカに住むベトナム民族としての文化遺産を認識するために、「スミソニアン博物館のアジア系および太平洋諸島系アメリカ人プログラム (the Smithsonian Institution's Asian Pacific American Program)」で、2006年、ワシントンDCではじめて「ベトナム系アメリカ人展示会 (Vietnamese American Exhibit)」が計画され実行された。この開催には、在米ベトナム人とそのコミュニティ組織の財政的な援助があっはじめて可能であったと言われている。彼らは比較的新しいアジアからの移民グループではあるが、この新しい国の社会に自分たち自身の声を見出そうとしている証左でもなかろうか。³⁴ それは言うまでもなく、今やベトナム系アメリカ人はアメリカ多民族社会に新たに加わり、融合しつつある永続的なエスニック・グループの一部を形成していることの証左でもあろう。来るべき将来、ベトナム系アメリカ人もまた、それはち

ようど、今日の都市在住のアイランド人たちがそうであったように、また、イタリアの移民がそうであるように、日系人がそうであったように、自分たち独自の共同体としてのコミュニティを形成し、それがある種の故国を懐かしむノスタルジアを喚起するものかも知れない。そのような場所である ethnic enclaves は、いずれの日には過ぎ去りつつある時代に属するものであろうが、それは依然として移民とともにあるエスニックなものなのである。移民の子供や孫、ひ孫として生まれた2世、3世たちは、アメリカの社会（教育制度）のなかで成長することで、アメリカ人としての法的アイデンティティを付与されながら文化的変容（同化）を遂げ、また、時には、その一方で、文化的変容（同化）することなくベトナム人両親の故郷に固執し、居場所を失ったまま放浪し続けることになるかも知れぬ。が、しかし、それは必ずしも否定的なことばかりではない。これまでの移民の歴史のアジア系アメリカ人たちがそうであったように、ベトナム系アメリカ人もまたアメリカの文化の多様性を確保しつつ、ベトナム伝統文化を保持し、コミュニティを動かす力も内包しつつ進展していくものであろう。ベトナム系アメリカ人の孫、ひ孫たちが、ベトナム系アメリカ人のコミュニティ（共同体）である「リトル・サイゴン」を訪れ、そして、「ああ、ここがかつて私たちの祖先、おじいちゃん、おばあちゃんたちが一緒になって住み、アメリカ人になるために互いに助け合っていた場所なんだ」ということを回想することもある。「ここが、この家が、あの（ベトナム系アメリカ人）政治リーダーの住居した処だったのだ」と知ることだろう。難民としてやってきたベトナム移民一世にとっては、アメリカを故郷として感じる事が出来ないものも多いであろう。しかし、「故郷リトル・サイゴン」を訪ね、伝統料理の「フォー」に「ニョクマン」を少しかけ、「故郷の訛り」の言葉を聞いて「帰属感」を覚えることもある。³⁵

合衆国とベトナム政府との国交の回復は、ベトナム人としての民族意識を忘れかけたベトナム系アメリカ人にとって、特にベトナム生まれの

一世にとって祖国への旅行が十分に可能となった現代、祖国への一次的帰国がベトナム人としてのアイデンティティを強く再認識するきっかけとなっていくことであろう。

アメリカ合衆国のような多民族社会では、法律上の国籍は決まっても、文化的アイデンティティには出身の国や民族に対する帰属意識の方が強い場合もよくみられる。このような場合、「自分が何者か」という自己の存在を証明してくれるアイデンティティは必ずしも自明ではなくなることも十分に想定される。自らの文化的・精神的アイデンティティの根拠（帰属性）を選ばなければならない場合には、法律上なのか、制度上なのか、あるいは個人の意識上かの違いはあっても、結局は、いずれの国、社会、あるいは個別の組織ないし集団に帰属しているかという個人々の「帰属意識」が、アイデンティティの重要な要素になってくると考えられる。帰属すべき国や集団が決まれば、アイデンティティの問題は解決するののかというと、必ずしもそうではない。国やある集団は、それぞれ独自の文化すなわち価値観ないし思考・行動様式を持っているが、いずれかの国や集団に帰属したとしても、その価値観に全的に適応できるとは限らない。帰属先が国や社会のように大きくなればなるほど、また、自由な思考が進めば進むほど、その価値観すなわち思考・行動様式も多様化し、選択の余地が大きくなって来るからである。更に、既存のいずれの思考・行動様式にも満足できず、それらに同一化することに抵抗を感じる場合すら出てくるであろう。その時にどうするかは人によって異なろうが、一般的には、自分を曲げて、国や集団の既存の思考・行動様式に合わせるか、あるいは、自分自身の価値観に従って行動するか、更には、強い信念の持ち主の場合には、国や集団の既存の思考・行動様式を、自分自身の価値観に合わせて変えるように働きかけるかのいずれかであろうか。³⁶

ベトナムの亜熱帯気候の大地で生まれたベトナム系難民(移民)(1世、

1.5世)は、余儀なくアメリカに来て苦難の道を歩んできた。彼らにとって、「アメリカ的なるもの」に反感とある種の気だるさ、憧れを抱きつつ「異者」を内摂してきた。そうすることによって精神文化的摩擦(ストレス)を誘発して生きてきたのである。時の経過とともに、アメリカという「異国の地」に生き、骨を埋めていくのである。筆者の30年以上に及ぶ在米ベトナム人の友人もまた昨年(2010年)の冬、67歳でその生涯を閉じた。彼の妻も、その10年も前の働きさがりの47歳という年齢で他界をした。私の許に彼らの長子から送付されてきたメールの内容は、「私の両親は、長年にわたるストレスを起因する脳梗塞(母)と癌(父)だったんだろうと思います。」ということばで結ばれていた。彼らの二人の息子たちは結婚をし、いまニューオーリンズでレストラン業を営んでいる。

引用文献

- 1 “From Refugees to Americans: Thirty Years of Vietnamese Immigration to the United States” Alicia Campi, Policy Brief, Immigration Policy Center, June 2005
- 2 1980/1990/2000/2009年度の合衆国統計局人口統計
- 3 Office of Refugee Resettlement: 1982-2001. The 2009 Yearbook immigration Statistics. Southeast Asian Americans At a Glance: Statistics on Southeast Asians adapted from the American Community Survey 2011
- 4 The Census Bureau’s The Asian Population: Census 2000 Brief
- 5 “Office of Refugee Resettlement: 1982-2001.” The 2009 Yearbook immigration Statistics
- 6 『アジア系アメリカ人の光と陰：アジア系アメリカ移民の歴史』 スーチェン・チャン著、住居翻訳、大学教育出版、2010
- 7 “The Vietnamese Americans” Hien Duc Do, Greenwood Press, Westport, Connecticut, 1999
- 8 “Dispersal Policy of the United States Government For the Resettlement of First Wave Vietnamese Refugees” (English) Yasuhiro MURAI, Journal of Ainu and Pacific rim Cultures, No. 2, 2002 や「ベトナム系アメリカ人コミュニティの形成：アメリカ合衆国連邦政府の難民政策を中心にして」『環太平洋・アイヌ文化研究』苫小牧駒澤大学、環太平洋・アイヌ文化研究所、第3号、2003年3月
- 9 American Community Survey (ACS)
- 10 US Census Bureau’s 2008
- 11 2000 Decennial Census, and the Department of Homeland Security’s Office of Immigration Statistics (OIS) for 2008 and 2009
- 12 “Measuring Immigrant Assimilation in the United States” Jacob L. Vigdor, National Bureau of Economic Research, Civic Report, No. 53 May 2008
- 13 U.S. Census Bureau, Census 2004 special tabulation.
- 14 US Department of Homeland Security, Office of Immigration Statistics. 2008. Yearbook of Immigration Statistics. Various tables
- 15 『移民の運命：同化か隔離か』 E. トッド、石崎・東松訳、藤原書店、1999, p. 38
- 16 『アジア系アメリカ人の光と陰：アジア系アメリカ移民の歴史』 スーチェン・チャン著、住居広士翻訳、大学教育出版、2010/9/9
- 17 R.M. Jiobu, Ethnicity and Assimilation, State University of New York Press, 1988, p.161 1980年の国勢調査からのサンプリングによる。
- 18 『アジア系アメリカ人：アメリカの新しい顔』村上由見子、中公新書、1997
- 19 『ウェストミンスターとシアトルにおけるベトナム系住民のコミュニティ比較：母語支援ネットワーク形成の観点から』久保田・北山、関西大学総合情報部紀要、「情報研究」第33号
- 20 “Vietnamese Immigrants in the United States” A. Terrazas, Migration Information Source, Migration Policy Institute, 2008 (<http://www.migrationinformation.org/USFocus/print.cfm?ID=691>)
- 21 “Impact of U.S. Refugee Policies on U.S. Foreign Policy: A Case of the Tail Wagging the Dog?” K. Newland, 1995 (<http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=229>)
- 22 Annual Flow Report, “Office of Immigration Statistics on Refugees and Asylees: 2007,” Homeland Security, July 2008
- 23 “Vietnamese American Experiences of English Language Learning: Ethnic Acceptance and Prejudice” J.T. LaBelle, University of San Francisco, Journal of Southeast Asian American Education & Advancement, (www.JSAAEA.org)

- 24 Dunning, Bruce B. "Vietnamese in America: Adaptation." David Haines. *Refugees as Immigrants: Cambodians, Laotians and Vietnamese in America*. (Totowa, NJ: Rowan & Littlefield, 1989)
- 25 "Refugee integration in the United States: Challenges & Opportunities" Church World Service Immigration and Refugee Program, March 2000
- 26 "The American Community: Asians 2004" . U.S. Census Bureau
- 27 "We the People: Asians in the United States," U.S. Census Bureau, Dec. 2004
- 28 "Top Ten Countries of Birth of New Legal Permanent Residents, Fiscal 1986 to 2009," MPI Data Hub: Migration Facts, Stats, and Maps, Migration Policy Institute
- 29) R.M.jiobu, Ethnicity and Assimilation, State University of New York Press, 1988, p.161 1980年の国勢調査からのサンプリングによる。
- 30) 1980年のアジア系アメリカ人の外婚率は女性25%、男性14.4%だったが、1990年調査では、女性40.4%、男性31.2%へと増えている。そのうち白人との結婚は女性で20.8%、男性9.9%である。(『アジア系アメリカ人：アメリカの新しい顔』村上由見子、中公新書、1997,P.233より)
- 31) 同上、p.105
- 32) 同上、p.109
- 33) "FROM REFUGEES TO AMERICANS:Thirty Years of Vitnamese Immigration to the United States" Alice Campi, Immigration Policy Center, www.immigrationpolicy.org
- 34) 同上 The exhibition *Exit Saigon, Enter Little Saigon* is the first Vietnamese American historical exhibition at the Smithsonian that tells the story of the Vietnamese American experience in America, from the significant influx in 1975 to present.
- 35) "Growing Up American:How Vietamese Children Adapt to Life in the United states" Min Zhou, Carl L. bankston III , Russell Sage Foundation, New York, 1988, p.240
- 36) <http://www.asahi-net.or.jp/~yg5t-ssgc/page011.html> 笹口健 「アイデンティティ

参考文献

- (1) Freeman, James M., "*Changing Identities: Vietnamese Americans, 1975-1995*" Allyn and Bacon, Boston, 1995
 - (2) Ondis, George William, "*A Descriptive Study of the Adaptation and Acculturation of Vietnamese Refugees Living In and Around Pittsburgh, Pennsylvania*" Dissertation of the University of Pittsburgh, 1994
 - (3) "*Immigration and Ethnicity: The Integration of America's Newest Arrivals*" Barry Edmonston and Jeffrey S. Passel (ed.) , Urban Institute Press, Washington D.C., 1994
 - (4) Phan, Cindy Thuy, "*Comparing the Success in Cultural Adaptation of Vietnamese Refugee Women and Men*" A Dissertation of United States
- (24)

- International Universtiy, San Diego, 1994
- (5) Rutledge, Paul, “*The Role of Religion in Ethnic Self-Identity: A Vietnamese Community*” University Press of America, New York, 1985
- (6) “*Struggle for Ethnic Identity*” Pyong Gap Min & Rose Kim (ed.) , Altamira Press, Walnut/CAL, 1999
- (7) To, Dien Thi, “*Cultural Perceptions of Vietnamese Immigrants in three models of Service Delivery*” A Dissertation of University of California, Berkeley, 1993
- (8) “*Transforming Race Relations: A Public Policy Report on the State of Asian Pacific America*” Paul M. Ong (Ed.) , LEAP: Asian Pacific American Public Policy Institute and UCLA Asian American Studies Center, Vol. IV, Los Angeles, 2000
- (9) Vigdor, jacob L., “*Measuring Immigrant Assimilation in the United States*” Civic Report, No.53 Mai 2008, Manhatan Institute
- (10) Woo, Debrah, “*Glass Ceiling and Asian Americans: The New Face of Workplace Barriers*” Altamira Press, A Division of Rowman & Littlefield Publishers, Inc., New York, 2000
- (11) Zhou, Min, Bankston III, Carl L. “*Growing Up America: How Vietnamese Children Adapt to Life in the United States*” Russell Sage Foundation, New York, 1998

(むらい やすひろ・本学教授)

苫小牧駒澤大学紀要 第24号 (2011年12月7日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 24, 7 December 2011

CCSのCDM化に関する考察

A Study on the Inclusion of CCS as CDM Project Activities

川島 和 浩
KAWASHIMA Kazuhiro

キーワード：地球温暖化対策 二酸化炭素の回収と貯留（CCS）
ロードマップ 京都議定書
クリーン開発メカニズム（CDM）

要旨

地球温暖化を防止するための緩和策として、二酸化炭素の回収と貯留（CCS）の技術が世界的に注目されている。CCSは、火力発電所や大規模な工場などから排出されるCO₂を分離・回収して地中に貯留する技術であり、先進国だけでなく発展途上国の経済成長にも欠かすことのできないCO₂の排出削減技術といえる。2010年12月に開催されたCOP16で採択された「カンクン合意」によって、京都議定書で規定されているCDM対象プロジェクトにCCSを含むことが暫定的に決定されたことから、今後は発展途上国におけるCCS技術の普及や移転が進展するものと思われる。

I. はじめに

二酸化炭素の回収と貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage、以下「CCS」という。）の技術は、地球温暖化を緩和する重要な選択肢として、先進国のみならず発展途上国においても急速に関心が高まっている¹。地球温暖化を防止するためには、温室効果ガス（Greenhouse Gas：GHG）の中心をなす二酸化炭素（CO₂）の大気中に放出される排出量を地球的規模で削減することが緊急の課題になっているからである。

CCSとは、CO₂を大量に排出する石炭火力発電所や大規模な工場などから大気中に放出される燃焼排ガスに含まれるCO₂を分離して高純度のCO₂として回収し、それをパイプラインなどで地中に圧入する施設まで輸送し、地表から1,000m以上深い地層に圧縮機を使って送り込み貯留する技術をいう²。CCSは、このように、大気中へのCO₂の放出量を抑制する一つの技術であり、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオ燃料等）に代表されるクリーンエネルギーや省エネルギーと同様に、地球温暖化防止に貢献できる重要な対策技術に位置づけられている³。

周知のように、2008（平成20）年7月8日にわが国で開催された主要国首脳会議（G8）北海道洞爺湖サミットにおいて、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減する」⁴という目標が福田総理（当時）によって宣言されている。また、この北海道洞爺湖サミット首脳宣言では、国際エネルギー機関（International Energy Agency、以下「IEA」という。）の支援を受けて、CCSおよび先進的なエネルギー技術を含む、革新的技術のためのロードマップを策定する国際的なイニシアティブを立ち上げること、2020年までにCCSの広範な展開を始めるために、各国のさまざまな諸事情を考慮しつつ、2010年までに世界中で20のCCS大規模実証プロジェクトが開始されることを強く支持することも表明されている⁵。このように、わが国において、世界において、CCSを含む先進的なエネルギー技術の開発と展開の必

要性が求められている。

そこで、本稿では、まず I E A が 2009 年 10 月に公表した「C C S に関するロードマップ」を考察し、BLUE Map シナリオで展開されている温暖化対策の展望を概観する。次いで、1997 年 12 月にわが国の京都で開催された国連気候変動枠組条約（U N F C C C）第 3 回締約国会議（Conference of the Parties、以下「C O P」という。）において採択された「京都議定書（Kyoto Protocol）」を考察している。そこでは、附属書 I 締約国の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みとして導入されている市場原理を活用する京都メカニズムに注目している。特に、京都議定書で規定されているクリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism、以下「C D M」という。）を取り上げ、C D M 対象プロジェクトに C C S が適格性を付与されるに至った背景や議論を考察している。地球的規模での温暖化対策を検討する場合、中国やインドのような経済成長の著しい新興国や発展途上国に対して、わが国をはじめ C C S 技術の先進的な研究成果の移転が重要な役割を演じるものと思われる。それゆえに、2011 年 11 月から 12 月に南アフリカのダーバンで開催される C O P 17 において、C C S の C D M 化が正式に決定されるかに世界中が注目を寄せている。

Ⅱ． I E A による C C S への取り組み

1． I E A による G 8 への係わり合い

国際エネルギー機関（I E A）は、経済産業省資源エネルギー庁が公表した『エネルギー白書 2010』⁶によると、1974（昭和 49）年 11 月、第一次オイルショックを契機として、アメリカの提唱により石油消費国間の協力組織として設立されたという。現在では、エネルギー安全保障、環境保全、経済成長という「3 E」の同時達成という観点から、①低炭

素技術の開発促進・省エネ、低炭素技術の開発・普及のための政策提言、低炭素技術 R & Dのための技術協力、②国際石油市場、世界エネルギー需給、エネルギー技術等の見通しの策定、公表、③中国、インド、ロシアを含む新興途上国、産油国等との協力の構築、④国別エネルギー政策の審査、勧告の実施など幅広い活動を展開している。I E Aの現在の加盟国は28カ国であり、わが国より田中伸男氏（前O E C D科学技術局長）が、2007（平成19）年9月からI E A創設以来アジアで初めてとなる事務局長に就任しており、中国やインドなどのアジア諸国とI E Aとの連携を重視した戦略が打ち出されている。

このような状況のもとで、近年、I E Aは、先進国首脳会議（G 8）に対する支援を通じて係わり合いを深めつつある。両者の密接な関係は、2005年7月にイギリスで開催されたG 8 グレンイーグルズサミットにおいて採択された「グレンイーグルズ行動計画（Gleneagles Plan of Action）」⁷を契機としている。G 8は、「グレンイーグルズ行動計画」の公表に照応して、I E Aに対して、各国共通のエネルギー効率指標および世界的なエネルギー効率向上のための代替政策シナリオの策定、省エネルギー政策への提言等についての作業を初めて要請している。

I E Aは、この要請を受けて、「グレンイーグルズ行動計画」に関連する調査研究作業を開始し、3年後の2008年7月にわが国で開催されたG 8北海道洞爺湖サミットにおいてその最終報告が行われた。当時のG 8首脳は、この最終報告を高く評価し、I E Aとの協力を継続することなどが首脳宣言に盛り込まれることとなった。また、G 8北海道洞爺湖サミットでは、議長国であったわが国のイニシアティブのもとで、I E Aに対して、部門別エネルギー効率指標の策定・活用に向けた作業など、既存の作業を一層推進するとともに、革新的エネルギー技術に関するロードマップ等についての新たな作業が要請されている。I E Aでは、現在、これらをG 8北海道洞爺湖サミットのフォローアッププロジェクトと位置づけ、作業が進められている。

その後、IEAは、2009年10月13日に「(CCSに関する)技術ロードマップ (Technology Roadmaps : Carbon capture and storage)」を公表している。そのなかで、IEA事務局長の田中伸男氏は、CCSに関するロードマップが、今日のようなわずかな数の大規模プロジェクトから2050年までに3,000以上の大規模プロジェクトに至るような技術開発に関する詳細なシナリオを初めて明記していること、次なる10年間でCCSの大規模プロジェクトに向けて「発展するか中断するか (make or break)」という重要な期間であることから、政府、産業および社会的利害関係者 (public stakeholder) が、世界中でさまざまな形態で進められているCCSの実証事業に迅速に対処しなければならないこと、ロードマップには利害関係者がそのビジョンを達成するためにしなければならない行動が示されていることを指摘している⁸。また、このロードマップがCCSの重要性に関する国際的な議論に向けた追加的な焦点や緊急性を与えるだけでなく、CCSが世界的規模で現実化していくような道筋を示していることも指摘している⁹。

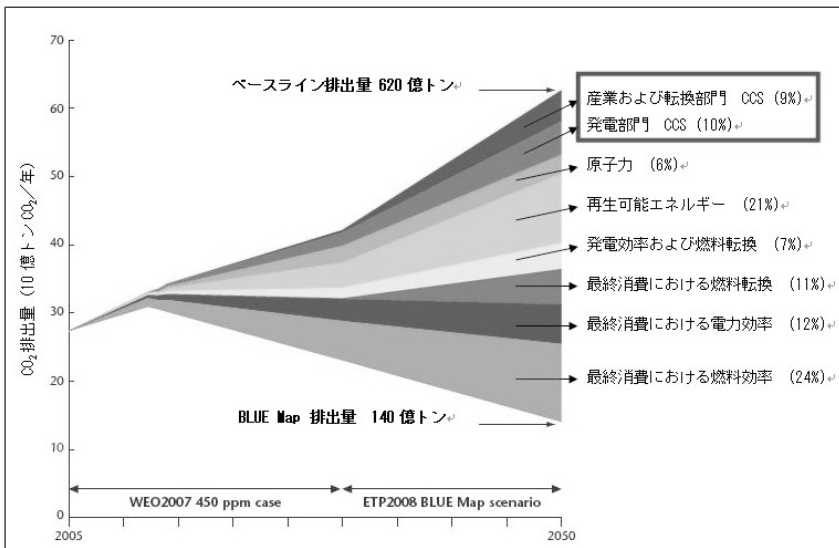
2. IEAによる技術ロードマップの公表

IEAは、前述のように、2009年10月13日に「(CCSに関する)技術ロードマップ」を公表している。ここでは、まず、その技術ロードマップにおいて参照している、IEAが2008年に公表した『エネルギー技術展望 (Energy Technology Perspectives : ETP) 2008』からみてみよう。

上記のETP2008では、エネルギー部門におけるCO₂排出量が2050年までに2005年比で130%以上増加することを予測しており、エネルギー効率の促進、再生可能エネルギー、原子力および化石燃料発電の低炭素化という問題解決に向けたエネルギー技術革新が必要であることを指摘すると同時に、CCSが燃料輸送、産業および発電に際して大規模な化石燃料の消費から生じる温室効果ガスの排出量を緩和する唯一の技術で

あることも指摘している¹⁰。さらに、E T P の「BLUE Map シナリオ」では、C C S が、最もコスト効果的な手段 (manner) を用いて温室効果ガス濃度の安定化を達成するために必要な排出削減量の 5 分の 1 の貢献をすることが示されている¹¹。なお、BLUE Map シナリオとは、2050 年までに温室効果ガスの排出量を 50% 削減するためのシナリオと戦略を示している。図表 1 を参照¹²。

図表 1 BLUE Map シナリオにみる各技術の削減貢献度



(出所) IEA(2009), “Technology Roadmaps : Carbon capture and storage” ,p.6を、一部修正して作成している。

図表 1 をみると、現状維持のベースラインシナリオでは2050年の排出量が620億トンであるのに対して、BLUE Map シナリオでは排出量が140億トンになると予測している。そして、双方のシナリオから生じる必要な削減量480億トンの割合については、C C S による貢献が19% (91.2億トン)、再生可能エネルギーを代表とするクリーンエネルギー等

による貢献が45% (216億トン)、省エネルギーによる貢献が36% (172.8億トン) となっている。

BLUE Map シナリオでは、CCS技術がもし利用することができないならば、2050年までにCO₂の排出量の50%削減を達成するためのコストの合計額が70%増加することを示している。それゆえ、CCSは、持続可能な地球的規模での排出量削減を達成するために必要とされる技術の重要な選択肢の一つと位置づけられていることが指摘されている¹³。

CCSの実用化に向けたプロジェクトの発展に際して、BLUE Map シナリオのもとでは、2050年までに世界的規模で3,400以上のプロジェクトが必要とされており、このうち、約半分に相当するプロジェクトが発電部門によって必要とされている。また、次なる10年間以内 (2010年～2020年) に、今日のCCSの発展のレベルから飛躍するためには約100のプロジェクトが必要であり、このうち、発電部門38%、産業部門35%、上流部門27%の割合が見込まれている。なお、このBLUE Map シナリオでは、2020年までに100のプロジェクト、2030年までに850のプロジェクト、2040年までに2,100のプロジェクトを見込んでいる¹⁴。

ところで、CCSに関する技術ロードマップでは、「追加的な勧告 (additional recommendation)」も示している。そこでは、政府、産業および社会的利害関係者がロードマップのビジョンを達成するための追加的な挑戦、たとえば、CCS実証事業のための短期的な資金調達 (financing) と、CCS実用化のための長期的な動機づけなどに取り組む必要性を示している。このうち、資金調達について、ロードマップでは、次の3つのものを勧告している。すなわち、①OECD諸国は、CCS実証事業に対して、2010年から2020年まで、年平均投資額35億USドルから40億USドルの基金 (funding) を増額すること、②OECD諸国は、CCSの実証事業の段階を越えて実用化への発展を加速するためのインセンティブを確立すること、③OECD諸国は、新しい財務戦略の確立を通じて、非OECD地域において、CCSのために、2010年

から2020年まで年平均投資額15億 US ドルから25億 US ドルを提供することが勧告されている。なお、この新しい財務戦略の確立に向けて、CCSをクリーン開発メカニズム（CDM）あるいは類似のメカニズムとして承認することが示唆されている¹⁵。

BLUE Map シナリオでは、次なる10年間に於いて化石燃料をベースとした非OECD諸国でのCCSが急速に増大することを予測しているため、OECD諸国は、これらの地域にCCSの実証事業と技術移転を促進する作業を一緒に行う方法を考察する必要性を示している¹⁶。そのうえで、発展途上国には炭素金融（carbon financing）を通じてCCSを誘引するニーズがあること、京都議定書に規定されているCDMが現状では発展途上諸国でのCO₂削減に資金提供される唯一のメカニズムになっていることが示されているものの、CCSが現時点ではCDM対象プロジェクトとして承認されていないことが示されている¹⁷。

以上のように、発展途上国が次なる10年間に於いてCCSの導入に積極的になるためには、CCS技術そのものが発展途上国に迅速に広まる必要があること、この発展のためには、発展途上国でCCS実証事業を行うために国際的な共同作業を拡充すること、2010年から2020年までに年平均で15～25億 US ドルの資金が必要であること、資金を引き込むためには、CCSがCDMあるいは代替的な金融メカニズムとして承認されることが必要であるとしている。CCSのCDM化に向けた議論が生起する背景がここにある。

Ⅲ. CCSのCDM化に向けた議論

1. 京都議定書の概要

周知のように、地球温暖化問題は、1980年代後半から世界各国において急速な関心を集める国際的な議論の対象となっている。1988（昭和

63)年には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立され、1994（平成6）年には「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」が発効されている。その後の1997年12月には、わが国の京都において、国連気候変動枠組条約のもとの第3回締約国会議（COP3）が開催され、「京都議定書（Kyoto Protocol）」が採択されたものの、その発効は2005年まで待たなければならなかった。

COP3で採択された京都議定書では、その第3条において、数値目標が取り上げられており、その第3条1項では、数値目標と達成期限が次のように規定されている。すなわち、条約の附属国・締約国は、2008年から2012年までに（第1期の約束期間）、その総排出量を1990年から少なくとも5%削減するため、個別にまたは共同して、附属書A（別表1）に掲げられた温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量の合計が、附属書B（別表2）に記載された割当量を超過してはならない、と規定されている¹⁸。また、同9項においては、約束期間の割当量の改正は附属書Bの改正によって行うこと、そして、この改正の検討は、約束期間の最終年の7年前までに開始する、と規定されている。さらに、同12項においては、京都議定書の第12条に規定されているクリーン開発メカニズム（CDM）によって、他の締約国から獲得した承認された排出削減量は、当該締約国の割当量に加えなければならない、と規定されている。

京都議定書の第12条では、途上国との共同実施に関する規定としてCDMが取り上げられている。同2項では、CDMの目的として、非附属書I締約国の持続的な開発、条約の究極の目的の達成、附属書I締約国の削減目標の達成への支援であることが規定され、同3項では、締約国会合で認証された事業のもとで、非附属書I締約国はCDMによって利益を受け、附属書I締約国はCDMによって第3条で規定された約束の履行に利用できることが規定されている。

なお、締約国会議（COP）と締約国会合（MOP）の関係について、COPとは国連気候変動枠組条約の締約国の会議をいい、MOPとは京

都議定書の締約国の会議をいうが、実際的には、双方とも同時に開催されていることから、一般に、C O P / M O P と表記されている。

現在では、上記に示した京都議定書の第3条9項の規定に従って、2005年11月にカナダのモントリオールにおいて、京都議定書第1回締約国会合（C O P / M O P 1）が開催され、「ポスト京都議定書」を想定した規定改正の検討作業が開始されている。

2. CDMを活用したCCS技術の普及可能性

わが国は、京都議定書で規定された第1約束期間（2008年～2012年）にもとづいて、温室効果ガスの中心をなす二酸化炭素（CO₂）の排出量を、1990年比で6%削減するという国際公約を締結している。

わが国においては、CO₂の大気中への放出量を削減するための取り組みとして、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、炭素依存度の小さいエネルギー資源への燃料転換などの対策が実施されている。さらに、現在では、二酸化炭素の回収と貯留（C C S）技術を用いて、火力発電所や大規模な工場施設から排出されるCO₂を分離・回収して地表1,000mより深い地層に貯留することで、CO₂の排出削減量を緩和させる技術研究が進展している。日本政府においては、2020年までにC C Sの実用化を目指すという基本方針を閣議決定している。

しかしながら、C C S技術の導入に際しては、現状でのCO₂の分離・回収・貯留などから発生するコストがかなり高く、さらなるエネルギーの消費をともなうことから、コスト対効果の観点も含めて慎重な意見がある。また、C C S技術の環境面や安全面に対する社会的な受容性（P A）の確保という観点からも多くの課題が残されている。

とはいえ、前述したI E Aの調査研究では、地球温暖化を防止するためには、2050年までに世界中でC C Sプロジェクトが3,000以上必要であることが指摘されている。とりわけ、中国、インド、アメリカなどの経済大国において石炭への依存度が高いこと、世界のCO₂の排出量の約

3割が石炭火力発電所を起源としていることを考えると、それらの諸国でCCSが導入されれば、世界的規模で、地球温暖化を防止する手段としてのCCS技術の貢献が注目されるであろう。京都議定書で規定されているCDM対象のプロジェクトにCCSが適格性をもつことによって、発展途上国において、地球温暖化を防止する一つの対策技術としてのCCS技術の普及や移転が進展するものと考えている。

3. 京都メカニズムにみるCDMの特徴

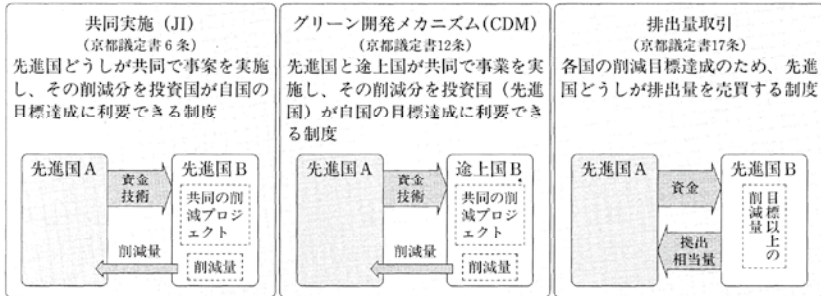
京都議定書の第12条に規定されているクリーン開発メカニズム（CDM）は、非附属書I締約国が持続的な発展をすること、地球温暖化を防止するという条約の究極の目的が達成されることを前提として設計されている。この場合、附属書I締約国とされる先進国が締約国会合で認証された事業を非附属書I締約国とされる発展途上国で実施する際に、発展途上国がその事業を通じて利益を受け、かつ、先進国が京都議定書の第3条で規定されている約束の履行にこのCDM事業の成果を利用できるという制度である。すなわち、先進国は、発展途上国との共同実施という形式で、CDMを通じて獲得した承認された排出削減量を、自国の割当量に加えることができるという制度である。

このように、海外における排出削減量や各国ごとの初期割当量を、自国の排出削減量として利用できる仕組みのことを「京都メカニズム」といい、CDMを含めて以下の3つの制度が規定されている。すなわち、①共同実施（Joint Implementation：JI）、②クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism：CDM）、③（国際）排出量取引（Emissions Trading：ET）である。

JIとCDMは、海外で温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施し、得られた排出削減量を自国の目標達成に用いることができる制度である。この場合、プロジェクトを、京都議定書の削減義務を負う附属書I締約国（先進国）で実施するものがJI、削減義務のない非附属書I締

約国（発展途上国）で実施するものがCDMである。E Tは、J IやC D Mの排出削減量や附属書 I 締約国の初期割当量などを売買する仕組みである。このように、京都メカニズムを通じて取引される排出削減量や初期割当量は「京都クレジット」と呼ばれている。図表 2 を参照。

図表 2 京都メカニズムの概要



(出所) 岸本吉生 (2005) 「京都メカニズムの活用に向けた政府の取り組み」

『季刊会計基準』 No.8、71ページ。

前述のように、CCSは、市場ベースではコスト対効果の観点から普及が見込めない技術であるといわれている。しかしながら、CCS技術は、CDM対象プロジェクトとして認められるための「追加性」という要件、すなわち、CDMがなければ実施されなかったプロジェクトであると認められる要件を満たしているのではないだろうか¹⁹。京都議定書における議論の経過を概観してみよう。

4. CCSのCDM化に関する議論の背景

経済産業省は、2008（平成20）年12月24日に「二酸化炭素回収・貯留（CCS）検討会」に設置した「CCS実施に係る安全基準検討WG」の第3回会合を開催している。そこでは、同年12月にポーランドのポズナニで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第14回締約国

会議（COP14）、京都議定書第4回締約国会合（Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties：COP/CMP4）²⁰において提案されたCCSのCDM化に関する議論の状況が報告されている²¹。

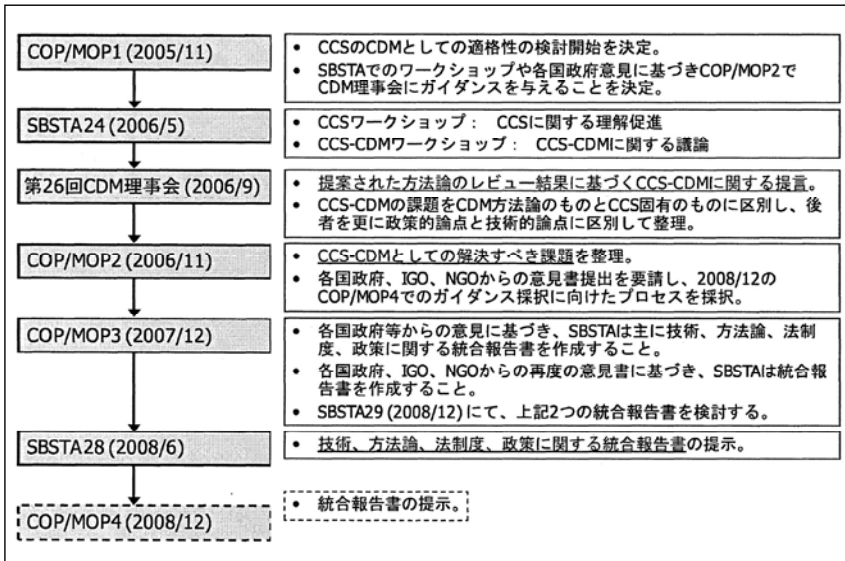
この報告では、まず、COP/CMP4において決定されたCDMに関する文書が紹介されている。そこでは、(CDM)理事会に対して、CCSをCDMプロジェクトに含む場合の影響について、技術的、方法的および法的な事項について考慮したうえで評価を行うこと、また、(次回の)COP/CMP5でそれを報告することを要請することが示されている。すなわち、CCSプロジェクトをCDMの対象プロジェクトにするかどうかは継続審議とされたのである。以下はその原文である。

41. Requests the Executive Board to assess the implications of the possible inclusion of carbon dioxide capture and storage in geological formations as clean development mechanism project activities, taking into account technical, methodological and legal issues, and report back to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its fifth session;

ところで、上記のCCSのCDM化に関する議論の発端は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2005年9月に『CCSに関するIPCC特別報告書』を公表する状況に対応して、2005年5月にドイツのボンで開催された第22回補助機関会合（SB22）において、カナダが2006年11月に開催予定のCOP/MOP2の前にCCSに関する議論を始めるべきであるという提案に由来している。これを受けて、2005年11月にカナダのモントリオールで開催されたCOP/MOP1においては、CCSのCDMとしての適格性の検討を開始することが決定されて

いる。また、科学のおよび技術的な助言に関する補助機関（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice：SBSTA）の会合での検討作業や各国政府意見にもとづいて、次回のCOP/MOP2において、CDM理事会にガイダンスを与えることが決定されている²²。図表3を参照。

図表3 CCSのCDM化に関する方法論の審議状況とその論点



(出所) 熊谷司・日揮株式会社 (2008)「CCS関連技術について」を一部修正している。

5. CCSのCDM化への適格性の付与

2006年11月にケニアのナイロビで開催されたCOP/MOP2では、CCSのCDM化に関して解決すべき課題を整理することと、各国政府、NGOなどからの意見書の提出を要請しながら、2年後の2008年12月に開催予定のCOP/MOP4でのガイダンスの採択に向けた手続きを行うことが決定されている。しかしながら、その後のSBSTA会合では、

議論が賛成派と反対派で非常に強く分かれたまま平行線となり、事務的な検討を2年間にわたって行うことができずに、結果として「結論なし」²³に至っている。この議論の過程でCCSのCDM化を推進する諸国は、EU、ノルウェー、オーストラリア、中東産油国であり、それに反対する諸国は、ブラジル、グレナダ、ベネズエラ、インドであったという²⁴。

このように、COP/CMP4において、CCSのCDM化の議論は進展できないもののように思われていたにもかかわらず、政治的交渉の過程において、CCSのCDM化に強く反対していたブラジルによる「植林・再植林のCDM化」に関する提案に、CCSのCDM化に関する提案を併記する形式が採用（パッケージ化）されたことによって、双方ともに妥協として次回のCOP/CMP5に先送りされている。

その後、2010年11月～12月にメキシコのカンクンで開催されたCOP/CMP6では、科学的小よび技術的な助言に関する補助機関（SBSTA）の第33回会合において、CCSのCDM化に関する議論についての決定文書がようやく採択されることとなった。この決定を受けて、SBSTAの第35回会合に対して、（次回の）COP/CMP7で決定を勧告するために、CCSをCDM対象のプロジェクトに含めるための実施手順を策定するよう要請している。以下はその原文である²⁵。

24. Requests the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, at its thirty-fifth session, to elaborate modalities and procedures for the inclusion of carbon dioxide capture and storage in geological formations as project activities under the clean development mechanism, with a view to recommending a decision to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its seventh session;

ただし、SBSTAの第33回会合においては、これまで懸案事項とされていた問題について、「解決できるまではCCSのCDM化は認めない」というものと、「解決できる場合にはCCSのCDM化を認める」という内容が併記されていた。そのため、COP/CMP6では、懸案問題を「解決できる場合にはCCSのCDM化を認める」という内容を選択し、CCSのCDM化の適格性を承認して決定文書としている²⁶。

とはいえ、この文書は暫定的に決定されたものであり、次回の2011年11月から12月に南アフリカのダーバンで開催されるCOP/CMP7において、正式に文書が決定されるかどうか留意する必要がある。

IV. 苫小牧沖でのCCS実証試験調査を巡る動向

1. 苫小牧CCS促進協議会の活動状況

2011（平成23）年6月10日、苫小牧CCS促進協議会の2011年度第1回総会が苫小牧経済センタービルにおいて開催された。そこでは、まず、2010年度事業内容としての要望活動事業、広報・周知活動事業、調査・研究活動事業および総会・理事会の開催状況等の報告が行われた。また、2011年度の事業計画案と収支予算案、同協議会の規約改正等についての審議が行われた。

上記の報告事項として、要望活動事業では、同協議会の会長（岩倉博文苫小牧市長）と副会長（藤田博章苫小牧商工会議所会頭）が、CCS実証試験の苫小牧地域への早期誘致に係る要望を、2010年5月に北海道庁や北海道経済産業局等に、また、同年7月に経済産業省等へ実施したことが報告された。

広報・周知活動事業では、苫小牧市民等に対する広報の実施として、「広報とまこまい」（2010年10月号）のなかで、クローズアップ記事「C

CCS実証試験の誘致を進めています！」を掲載したこと、苫小牧市のホームページにおいて、2010年7月より、CCSに関する情報開示として、CCSの概要、苫小牧地域の調査、苫小牧CCS促進協議会についてを掲載したこと、同協議会の機関紙「苫小牧CCS促進協議会通信」（2011年3月24日創刊号）の発行を通じて、CCSの理解を深めてもらうことと同協議会の活動内容を紹介していることが報告された。

調査・研究活動事業では、まず、CCS実証試験実施に向けた実地調査等に関する調査・研究として、日本CCS調査株式会社の協力のもとで、2010年8月25日に、苫小牧港西港約2kmの沖合において、苫小牧沖追加三次元弾性波探査作業現場の見学会を実施したこと、同年12月16日にも、苫小牧市汐見町地先西港土砂処分場内に建設された苫小牧CCS調査井掘削作業現場の見学会を実施したことが報告された。また、CCS事業の紹介が、苫小牧商工会議所地域振興委員会、苫小牧商工会議所製造業部会、苫小牧東部地域企業誘致推進協議会、苫小牧臨海企業懇話会、苫東推進担当者会議幹事会、苫小牧地区協同組合等連絡協議会において実施されたことが報告された。

なお、同協議会の総会については、2010年4月20日に第1回総会（設立総会）が開催され、同協議会の規約、会長の選任、役員（副会長、監事、理事）の選任、設立の趣旨と活動骨子が審議されたこと、また、同年6月17日に第2回総会が開催され、2010年度の事業計画案と収支予算案が審議されたことが報告された。

2. 苫小牧CCS促進協議会の2011年度事業計画

苫小牧CCS促進協議会では、2011（平成23）年6月10日に第1回総会を開催して、今年度の事業計画案を審議している。そこでは、CCS実証事業に関する現状分析を、以下のように示している。

「経済産業省は二酸化炭素削減技術実証試験事業の平成23年度研究開発目標として、これまでの地質調査等を踏まえて、実証試験の実施地点

を選定し、環境影響評価などの事前調査を実施するとともに実証設備の設計、建設を開始することとしている。また、本年3月に発生した東日本大震災により、原子力発電重視政策が転換される中、火力発電の電力供給増加が想定され、地球温暖化対策としてのCCSの役割がますます重要となっていると思われる。

今年度は、苫小牧地域が実施地点となるかどうかの重要な時期となることから、CCSの安全性を適切に伝え、社会的な信頼を醸成することが不可欠であり、そのためにはCCSの意義、技術、安全性などを広く周知し、理解を深めることが重要となる。」²⁷と。

このような現状の把握のもとで、同協議会は、経済産業省において、わが国で最初となるCCSの大規模実証試験の候補地として列挙されている、①北海道苫小牧沖、②茨城県いわき沖、③福岡県北九州沖、という3つの地点のなかから、苫小牧地点が選定されるように、誘致活動を展開することを確認している。具体的には、昨年引き続き関係省庁機関に対する要望活動を実施すること、CCSに関する社会的受容性（public acceptance：PA）を高めるために、苫小牧市民や地域住民に対して、CCSの意義や技術、環境面や安全面などの情報を公開して、広報・周知活動に取り組むことが確認された。さらには、CCS実証試験誘致に向けた調査・研究活動を実施することが確認された。

以上のことから、同協議会での事業計画のなかには、①要望活動事業、②広報活動事業、③周知活動事業、④調査・研究活動事業が盛り込まれている。とりわけ、③の周知活動については、日本CCS調査株式会社が実施する事業への協力および共催が明示され、2011年度中において、市内数カ所でのCCSのパネル展示と、苫小牧における一般市民を対象とした初めての大規模なCCSフォーラムの開催等が予定されている。また、④の調査・研究活動事業の一環として、同協議会の第1回総会のちに、CCS実証試験実施に向けた調査事業の現地見学会が実施されている。

3. 苫小牧CCS調査井の追加掘削作業現場の見学会

苫小牧におけるCCS調査井掘削については、日本CCS調査株式会社が昨年の2010年11月から2011年3月にわたって垂直深度3,050mによる地質調査を実施している。日本CCS調査株式会社は、この調査結果によって、苫小牧地区で有力候補としていた貯留層（火山岩類）とそれを覆う遮蔽層（泥質岩）の広がり性状が明らかになったこと、深度1,100m付近の砂礫岩層が貯留層として非常に良好であることが判明したことを苫小牧CCS促進協議会に連絡している。日本CCS調査株式会社によると、苫小牧沖地区は、周辺の長年にわたる石油・天然ガス開発の探査作業を通じて、地下の地質構造形態が把握されており、CCS実証試験の有力候補地として、二酸化炭素を貯留できる可能性がある複数の地層（深度約1,100m～3,000m付近）の存在が確認されていたという。

以上のことから、日本CCS調査株式会社は、2011年度の調査作業として、深度1,100m付近の貯留層（砂礫岩層）とそれを覆う遮蔽層（泥質岩層）のコア試料の採取を目的とした調査井「CCS-2」の追加掘削を行い、その分析を通じて貯留層と遮蔽層を詳細に評価するための地質データを取得することとなった。

CCS調査井の追加掘削の場所は、苫小牧市汐見町地先の苫小牧市西港区土砂処分場内の前回実施した調査井「CCS-1」と同一敷地内である。図表4を参照。掘削深度は1,200m（垂直井）とし、2011年4月から7月までを掘削時期としている。

図表4 苫小牧沖地区でのCCS調査井掘削現場



(出所) 日本CCS調査株式会社から提供された資料(2011年4月)より作成。

苫小牧CCS促進協議会は、2011年6月10日に開催された今年度第1回目の総会ののち、今年度初めてとなる苫小牧CCS調査井の掘削作業現場の見学会を、日本CCS調査株式会社による状況説明のもとで実施した。

苫小牧CCS調査井の追加掘削作業現場には、筆者も同協議会の個人会員として参加した。見学会は、当日の午後4時ごろから開始されたものの霧の発生のために薄暗い感じであった。調査井「CCS-2」では、すでに1,200m付近まで掘削が行われ、コア試料の採取が行われていた。図表5を参照。日本CCS調査株式会社の説明によると、この調査井には、900m付近に遮蔽層(泥岩)があり、900m~1,200mに貯留層となる砂岩や礫岩があるという。この砂岩については、浸透率30%で二酸化炭素の貯留に非常に適しているとのことであった。なお、地震発生時の貯留層への影響については、通常、地下の地質構造では地震の影響がほとんどないことから安全性は高いという説明であった。ただし、活断層

があるような場所は例外であるが、そのような場所は事前の地質調査で判明しているので、貯留候補地にはならないとのことであった。

図表5 苫小牧地区でのCCS調査井とコア試料



(出所) 筆者撮影 (2011年6月10日)。

V. おわりに

2011 (平成23) 年11月から12月に、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議 (C O P 17) が南アフリカのダーバンで開催される。2012年に達成期限を迎える京都議定書 (2008年～2012年の第1約束期間) のその後、すなわち、2013年1月1日以降の削減約束が存在しない「白紙」の状態のもとで地球温暖化対策の枠組みをどうするのか、また、議定書に第2約束期間を設計するのかしないのかに世界各国が注目を寄せている。発展途上国は先進国だけに課している温室効果ガスの排出削減目標を規定した京都議定書の延長を要求しており、他方、先進国は発展途上国の温室効果ガスの削減対策も含む新しい議定書の制定を目指している。2010年12月にメキシコのカンクンで開催されたC O P 16では、「ポスト京都」

をどうするかが最大の焦点であったものの、次回のC O P 17に結論が先送りされている²⁸。

とはいえ、C O P 16で採択された「カンクン合意」では、発展途上国の支援として「グリーン気候基金」を設立することや、発展途上国にも2020年の排出量が温暖化対策を採らない場合よりも減少するように求めており、対立点の解消に向けた歩み寄りの基礎が築かれたと評価している。

わが国においては、発展途上国に対する温暖化対策の資金協力はもちろんのこと、「カンクン合意」によってC C SがC D M対象プロジェクトとしての適格性を付与されたことから、発展途上国でのC C S技術の普及や移転が進展するものと理解している。C C Sの実用化に向けたプロジェクトの進展に際して、I E AのBLUE Map シナリオでは、2020年までには100のプロジェクトを、そして、2050年までには世界的規模で3,400以上のプロジェクトが必要であることを指摘している。

わが国では、現在、C C Sの大規模実証試験を実施する候補地の選定作業が進められている。日本C C S調査株式会社は、経済産業省の委託事業を受けて国内候補地の3ヶ所における地質調査とその分析評価を実施している。とりわけ、筆者が係わり合いを持っている北海道苫小牧沖については、2010年11月から2011年3月にわたって実施した垂直深度3,050m付近の貯留層の地質調査に加えて、2011年4月から7月にわたって実施した深度1,100m付近の貯留層の地質調査も終了している。このことから、苫小牧沖は、他の候補地と比較して優位な立場にあるといえる。

わが国においては、2020年までにC C Sの実用化を目指すという課題が横たわっている。C C S技術については、当初、その経済的な負担が重いことから実施可能性が低いとみなされてきた。しかし、最近では、地球温暖化対策として、再生可能エネルギー、省エネルギー、燃料転換などの対策技術とともに、C C S技術の貢献に期待が高まっている。京

都議定書に規定されているCDM対象プロジェクトにCCSが適格性を付与されたことも今後の進展を加速化させる要因となるであろう。今後のCCS技術を巡る国際的な動向に注目していきたい。

注

- 1 拙稿(2011)「日本におけるCCSの大規模実証試験の展開」『苫小牧駒澤大学紀要』第23号、1～32ページを参照されたい。
- 2 CCSの大規模実証事業では、CO₂の排出源から安定して高純度のCO₂(濃度99%以上)を分離回収することが予定されていると同時に、CO₂の分離回収コストの低減と、CO₂の分離回収、輸送、貯留に係るエネルギー消費量の低減に向けた技術開発が課題とされている。なお、CO₂の分離回収技術には、「化学吸収法」「物理吸収法」「膜分離法」という3つの方法がある。
- 3 日本CCS調査株式会社(2011)「CCS(二酸化炭素回収・貯留)について～CCS大規模実証事業の実施に向けて～(改訂版)」を参照されたい。
- 4 G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言(2008年7月8日)の英語原文、para.23を参照されたい。なお、全文については、http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2008/doc/doc080714_en.htmlを参照されたい。
- 5 同上のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言(2008年7月8日)の英語原文、para.31を参照されたい。
- 6 経済産業省資源エネルギー庁『エネルギー白書2010』における「第5章 エネルギー環境分野における国際協力の推進」の記述を参照している。<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2010energyhtml/3-5-1.html>
- 7 正式には、「気候変動、クリーンエネルギーおよび持続可能な発展に関するグレンイーグルズ行動計画」という。詳細は、http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2005/ccc_a.pdf(英文)を参照されたい。
- 8 IEA(2009)，“Technology Roadmaps: Carbon capture and storage”，p.1.
- 9 Ibid. p.1.
- 10 Ibid.p.5.
- 11 Ibid.,p.5.
- 12 図表1におけるWEO2007とは、IEAの『世界エネルギー見通し2007』を指しており、ETP2008とは対をなしているという。ベースラインシナリオについては、2030年までは同じシナリオが適用されており、それ以降の2050年まではそれを延長したものが土台となっている。
- 13 IEA(2009),op.cit.,p.5.
- 14 Ibid.,pp.16-17.
- 15 Ibid.,p.34.
- 16 Ibid.,p.35.
- 17 Ibid.,p.35.
- 18 日本の排出削減量は、附属書B(排出量又は削減の約束)において、マイナス6%と明記されている。
- 19 住・島田編著(2009)『温室効果ガス貯留・固定と社会システム』コロナ社の214～216ページにおいて、CCSに関する気候変動枠組条約のもとでの議論が詳述されている。
- 20 2005年に京都議定書が発効してから初めて開催された会合を「COP/MOP」と表記

- していたが、2008年以降、「COP/CMP」に表記が変更されている。なお、1997年に採択された京都議定書3条9項には、この改正の検討が約束期間の最終年の7年前までに開始しなければならないことが明記されている。
- 21 経済産業省 (2008)「CCSのCDM化について (COP14の結果より)」、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 研究会/CCS実施に係る安全基準検討WG第3回会合の配付資料4 (2008年12月24日) と、後日公開された議事録を参照している。http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g81224bj.html と、http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004542/gijiroku03.html を参照されたい。
 - 22 熊谷司・日揮株式会社 (2008)「CCS関連技術について」、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 検討会/長期的な安全性確保検討WG第2回会合の配付資料1 (2008年11月25日) と、後日公開された議事録を参照している。http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g81125dj.html と、http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004551/gijiroku02.html を参照されたい。
 - 23 SBSTAの議論においては、①CCSのCDM化を支持する、②CCSのCDM化を支持するというのをパイロットフェーズという形で実施する、③CCSのCDM化は反対 (エリジビリティがない) という3つの決定案の併記のままに、最終的に「結論なし」に至っている。
 - 24 ブラジル、インド、小島嶼国連合 (AOSIS) がCCSをCDMとして認めることに反対していた理由として、CDM事業は再生可能エネルギーや省エネルギーのプロジェクトを優先すべきであること、大量のクレジットが出てくることによる市場へのインパクト、CCSの技術としての安全性や信頼性について十分に試行されていないことが挙げられている。http://www.wwf.or.jp/activities/2009/01/714122.html を参照されたい。
 - 25 http://pear.blog.so-net.ne.jp/2010-12-06を参照されたい。
 - 26 CCSのCDM化の適格性に関する議論は、http://gec.jp/main.nsf/jp/Activities-CDM_and_JI-COP16_cdmji を参照されたい。
 - 27 平成23年度苫小牧CCS促進協議会第1回総会の資料4「平成23年度事業計画 (案)」(2011年6月10日)。
 - 28 2011年9月20日付「日本経済新聞」では、「ポスト京都」をめぐる途上国と先進国との対立の論点が見られている。

参考文献

- I E A (2008) *Energy Technology Perspectives 2008* (『エネルギー技術展望2008』)
- I E A (2009), “Technology Roadmaps: Carbon capture and storage”
- 川島和浩 (2011)「日本におけるCCSの大規模実証試験の展開」『苫小牧駒澤大学紀要』第23号
- 岸本吉生 (2005)「京都メカニズムの活用に向けた政府の取り組み」『季刊会計基準』No.28
- 熊谷司・日揮株式会社 (2008)「CCS関連技術について」、二酸化炭素回収・貯留(CCS)検討会／長期的な安全性確保検討WG第2回会合の配付資料1 (2008年11月25日)
- 経済産業省(2008)「CCSのCDM化について(COP14の結果より)」、二酸化炭素回収・貯留(CCS)研究会／CCS実施に係る安全基準検討WG第3回会合の配付資料4 (2008年12月24日)
- 経済産業省資源エネルギー庁 (2011)『エネルギー白書2010』
- 住明正・島田荘平編著 (2009)『温室効果ガス貯留・固定と社会システム』コロナ社
- 苫小牧CCS促進協議会 (2011)「平成23年度事業計画(案)」(2011年6月10日)
- 日本CCS調査株式会社 (2011)「CCS(二酸化炭素回収・貯留)について～CCS大規模実証事業の実施に向けて～(改訂版)」

(かわしま かずひろ・本学教授)

苫小牧駒澤大学紀要 第24号 (2011年12月7日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 24, 7 December 2011

戦前における尖閣諸島の法的地位

An Exploration of the Legal standing of ad the Sovereign Power
over the Senkaku Islands prior to World War II

永石 啓高
NAGAISHI Hirotaka

キーワード：尖閣諸島、領土画定、領有権
先占、実効的占有

要旨

1971年12月30日の中国外交部声明以来、尖閣諸島は日中両国が領有権を主張する紛争地域となっている。中国は古来からの歴史的領土であると主張し、一方日本は、明治期に先占により編入したわが国の領土であり、尖閣諸島をめぐって領土問題は存在しないという立場をとっている。同諸島の領有権問題に関しては、2010年9月に発生した中国漁船衝突事件以来、政治的緊張が高まり、政治的に見れば、場合によっては、台湾海峡問題とならんで、極東・アジア太平洋地域の安定を脅かす重大な不安定要素ともなりかねない様相を呈してきているように見受けられる。こうした政治的緊張のエスカレーションを回避し、同地域における安定性を確保するためには、この日中間の政治的な紛争を法的な観点から捉えなおすことが求められよう。そうした観点から、日・中どちらの主張が正当性を有するのか、戦前における尖閣諸島の法的地位に関し若干の考察を試みる。

はじめに

1. 明治政府が直面した領土画定問題
2. 領土編入以前の尖閣諸島の法的地位
3. 明治政府による領土編入の経緯

まとめ

はじめに

2010年9月7日に発生した尖閣諸島中国漁船衝突事件以来、同諸島の領有権問題が再び日中間の政治問題として大きくクローズアップされるようになったが、この問題が両国間の懸案事項として政治問題化するの
は、中国が初めて公式に尖閣諸島に対する領有権を主張した1971年12月30日以降のことである。1895（明治28）年の明治政府による日本領土への編入以来、この中国による領有権主張がなされるまでの75年間、同諸島の領有権が国際的に問題視されることはなかった¹。

中国は、1971年12月30日の外交部声明（「釣魚島の所有権問題に関する中国外交部声明」）において、主として歴史的根拠を理由に、同諸島を台湾に付属する歴史的な「固有の領土」とであると表明し、「中国人民は、（台湾と並んで）かならず釣魚島など台湾に付属する島嶼をも回復する」との立場を明らかにした²。一方わが国は、外務省HPにあるように、同諸島を国際法上の先占に基づき権原を取得した領土であるとしている³。爾来、同諸島は今日に至るまで——戦後、沖縄返還に至るまでの不完全な統治権行使の時期はあるものの——継続してわが国の実効的占有の下にあり、よって尖閣諸島をめぐって、領土問題は存在しないというのがわが国の立場である。この両国の尖閣諸島に対する立場および主張の違いは、その後の一時期、周恩来・鄧小平両氏による「棚上げ論」で、その政治問題化が回避されてきたものの⁴、尖閣諸島中国漁船衝突事件

にみられたように、ここにきて、同諸島に対する中国の領有権主張は、経済発展に伴う中国の覇権主義的な海洋戦略（黄海・東シナ海・南シナ海における海洋利権確保）の下で、具体的行動を伴ったものへと変化しているように見受けられる。欧州とは異なり、冷戦構造が温存されたアジア・太平洋地域においては⁵、この日中間の対立問題は、中国の国内情勢の推移（所得格差、地域格差の増大に伴う国民不満の高まりや、それと連動する危険性が高い愛国ナショナリズムの高まり等）と相まって、台湾海峡問題と同じように、この地域の安定性を脅かす紛争の要因ともなりかねない危険性を帯びてきているように思われる。

わが国としては、アジア・太平洋地域におけるこうした現実的な国際情勢を基底として、今後この問題に対する具体的な対応を試みる必要があるとなろう。中国の覇権主義的行動に対する備えを構築する必要性も想定されるが、何よりもその前に明確にしておかなければならないのは、尖閣諸島の法的地位の問題である。なぜなら、戦争が違法化された今日の国際法秩序の下においては、合法的な領域取得権原に基づいた領有権の取得以外認められておらず、中国が尖閣諸島に対する領有権を取得するに際しても、この現行の法秩序に従い、同諸島に対する現在の日本の領有権原（先占による領有権取得とその後の実効的支配）に優越する有力な法的証拠を提示せざるを得ないからである。同諸島に対する平和的かつ最大の防禦は、第一に、同諸島が法的に日本に帰属する領土であることを法的に論証し、今後とも同諸島に対する実効的占有を継続することであり、第二に、その実効的占有を確保するために必要な、海上保安法制度の整備と、それを担保する海上警察機構（コースト・ガード）の充足に着手することである。そうした観点から、今回以下では、尖閣諸島に対するわが国の領域権原に関し、明治政府が行った先占に基づく領土編入および、その後の実効的先占の実態について検討する。

1. 明治政府が直面した領土画定問題

徳川幕府治世下、200年以上にもわたり実施されてきた鎖国政策を放棄し、国際社会に参入した日本が最初に直面した問題は領域画定の問題であった。1868年、幕府からこの未解決の外交問題を引き継ぐ形で政権を手にした明治政府は、「四方から迫りくる脅威に対する防壁」を固めるため、日本周辺領域の領土画定（周辺島嶼の帰属の明確化）を急がねばならない状況に迫られていたのである。

この緊急を有する重要課題に対応すべく、明治新政府は即座に行動を開始した。北の脅威に対しては、1875（明治8）年にロシアとの間で千島・樺太交換条約を結び、領土問題の安定化をはかり、南方の脅威（米・英）に対しては、翌1876年に小笠原諸島を内務省所轄とし、その旨を各公使に通告することで、正式に領土編入を完了させた。また、南西の脅威に対しては、1879（明治12）年、「薩摩藩と清国に両属していた半独立国琉球を併合する」ことで清国との境界を画定し、それまで曖昧且つ不安定であった日本の領域範囲を確定させることで、懸案であった外からの脅威に備える「防壁」の形成に成功したのである⁶。

明治政府は、その後も引き続き、日本列島周辺島嶼の領域画定作業を推し進め、1885（明治18）年に北大東島・南大東島を沖縄県に編入し、1891（明治24）年には勅令第190号により硫黄島・北硫黄島・南硫黄島を、また1898（明治31）年には東京府告示第58号で南鳥島を、共に小笠原島庁所轄の領土として編入した。尖閣諸島に関しては、1895（明治28）年1月14日に、魚釣島、久場島両島の沖縄県所轄と国標建設が閣議決され、翌96年3月5日の勅令第13号により、尖閣諸島は同年4月1日に八重山郡に編入された⁷。沖大東島は1900（明治33）年、沖縄県告示第95号により沖縄に、竹島は1905（明治38）年に島根県告示第40号により島根県に、沖ノ鳥島は1931（昭和6）年に内務省告示により東京府小笠原支庁

の管轄下にそれぞれ編入され、ここに、一般に「固有の領土」という形で表現されている、南千島から、南西は琉球八重山の与那国へと至る領土と、南は小笠原諸島に至る領土からなる、現在の日本の領土の原型が、十年余を経ずして確定されるに至ったのである⁸。

戦前・戦中「内地」と表現されたわが国の領土（日本列島及びその周辺の島嶼のほとんど）は、上述したように、一部を除いて明治期に日本に編入され、わが国の領土として確定された地域（島嶼）であるといえてよい。そしてその明治期に確定されたわが国の領域は、その後の歴史的過程の中で、戦いによる海外領土（「外地」）の獲得で一旦は拡大したものの、敗戦によりその獲得したすべての領土を喪失し、今日に至っているのである⁹。

戦後わが国は、サンフランシスコ平和条約第2章第2条、第3条¹⁰に規定する「領土処分」によって、カイロ宣言でいうところの暴力により「略取」し占領した一切の海外領土を放棄させられ¹¹、また、ポツダム宣言第8項に規定にしたがって、4つの主要島嶼（本州、北海道、九州、四国）および連合国が決定する諸小島にその領域が限定されることになったわけだが¹²、しかしながらこの事実は逆に、カイロ・ポツダム両宣言の対日政策の主旨、および平和条約第1条（b）の規定内容——「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」——に照して考えると、同平和条約で放棄させられなかった領域については、その領域が完全に日本の主権がおよび領域として、平和条約を締結した連合国に承認されたことをも意味することになる。

平和条約でわが国が権原を放棄した領土を除けば、現在のわが国の領土は、千島列島を除き、明治期に画定した日本の領土とほぼ一致する。それは、日本が近代国家として国際社会に参入した時に、列強による植民地支配の脅威に備えるために、防衛的観点から必要に迫られ、国際法上の先占に基づき、未確定だった周辺島嶼の編入作業を通じて画定させた領土に他ならず、戦前・戦中の支配領域の拡大期にあっても、「内地」

という呼称をもって、他の海外領土とは区別され、また戦後も連合国による処分から逃れ、今日に至っている日本の領土なのである。その領土は明治以来変わらず、わが国の主権の下にあり、かつわが国が継続的かつ平穩に、その実効的支配をおよぼしてきた領域である。その意味では、日本が近代国民国家としての道を歩み始めて以来の「固有の領土」と位置づけられよう。そしてその領土は、サンフランシスコ平和条約によって、わが国の主権が及ぶ領域として、同条約を締結した連合国によって承認され、今日に至っているのである。

2. 領土編入以前の尖閣諸島の法的地位

さて問題の尖閣諸島の法的地位であるが、同諸島は、戦後わが国に沖縄が返還されるまでの間、サンフランシスコ平和条約第3条の規定に基づき、沖縄の一部として、アメリカの施政権下に置かれることとなった。この平和条約での戦後処理（「領土処分」）の意味するものは、戦後沖縄返還協定に基づき沖縄と一緒に日本に復帰するまでの間においても、同諸島がわが国の「潜在的主権（residual sovereignty）」の下にあったというものである。

カイロ宣言で「剥奪」「返還」させるとされた日本の領土（日清・日露および第一次世界大戦を通じて日本が暴力を用いて獲得した領土）は、平和条約第2条に基づき、わが国がその領土に対する権原及び請求権を放棄するという形で処分されたわけだが、それ以外の領土については、既にポツダム宣言で日本の領土として承認された主要4島嶼を除き、この第3条で最終処分される（「吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」）こととなり、わが国は北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）、沖の鳥島及び南鳥島の領土を、アメリカの施政権下に置くことに同意したのである。

このようにサンフランシスコ平和条約は、日本領土の戦後処理に関し、大西洋憲章の合意——1.「両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス」、2.「両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルコトヲ慾セス」¹³——に則り、戦争によって獲得した領土とそれ以外の領土とを区別して、前者に対しては主権放棄、後者に対しては主権制限の処分を行っているのであり、平和条約第2条の適用領域とはならず、第3条によって処分されたということは、この章の最初に述べたように、明治期にわが国に編入されて以来、同諸島は一貫してわが国の主権の下にあったということを明確に証明するものとなろう。

このように日本領土編入以降の尖閣諸島の法的地位に関しては、一貫してわが国の主権下にあったと判断できるが、その場合であっても、その前提となる明治政府による尖閣諸島の編入措置そのものが国際法に照らして合法的であるか否かについての吟味はさらに必要とされよう。なぜなら、中国政府が歴史的根拠を理由に尖閣諸島に対する領有権を主張し、古来から中国の領土であった尖閣諸島を日清戦争で日本が「盗取」したとして、その返還を求めているからである。後半の日清戦争で「盗取」したという中国側の主張に対しては、上述したように、平和条約において既に決着済みの問題であるので敢えてさらに述べる必要はないが、しかしながら彼らの「盗取」したとの主張の前提には、同諸島が歴史的に中国の支配下にあったという認識があるため、明治政府が同諸島を編入した時点において、これが帰属先未定の無主の地であったか否かは、やはり検討しておくことが必要となる。

国際法上、同諸島に対する日本の領有権が、法的に正当なものとして認められるのは、明治政府が行った先占に基づく領土編入措置によるか、若しくは時効に伴う領有権の取得の二つの場合であるが、両者とも領有意思と実効的占有を要件とする点では同じである。その領域取得の対象となる地域が無主の土地か、他国の領土かによって、両者は領域取得の権原が異なる。前者は「帰属未定の地域に国家が支配権を及ぼして、こ

れを取得すること」とされ、後者は「国家が他国に対して長期間、平穏かつ継続して支配権を行使した結果、これを取得すること」とされる¹⁴。後者の場合、領有国に代わって占有国の領域権が認められるのは、占有国の支配権行使に対して領有国が実効的対処措置を講じなかったことで、占有国の取得時効が完了し、それによって領域国の領有権が喪失するからとされている¹⁵。このことからわかるように、領有権の取得及びその維持に関しては、前述した共通の要件であるところの国家の領有意思と、その意思を明確に現す実効的占有という現実が伴わなければならない。

したがって尖閣諸島の領有権の考察に際しては、同諸島が帰属先未定の無主の地であったか否か、或いはまた仮に同諸島が中国に帰属する地域であったとしても、同諸島に対する中国の占有的支配が継続して維持されていたかがまず問題となる。そこで以下では、はたして領域権の取得とその維持に必要な、中国の領有意思とその意思を表す実効的占有が尖閣諸島に対してなされていたかについて、当時既に確立されていた国際法上の先占の概念をもとに検討を試みる。

まず国際法上の先占の概念であるが、太壽堂鼎教授によれば、今日の意味での先占の概念は「どの国の領有にも属しない地域の上に、或る国が事実上の支配権を拡張した時、国際法がこの事実の効果を与えて右の国に領土権を与えることを言う」¹⁶とされ、「帰属未定の地域に国家が支配権を及ぼして、これを取得すること」と定義される¹⁷。また、その「占有が有効となるためには、国家が領有の意思をもって、無主の地を実効的に占有することが必要」であり、国家の「領有意思の表明」と、その意思の発現としての「実効的占有」(＝実効的支配：国家管轄権の行使)が要件としてあげられている¹⁸。

この領域取得方法としての国際法上の先占の原則は、地理上の発見の後、ヨーロッパ諸国の植民地獲得競争の中、「新しく発見された陸地をそれらの諸国の間」で「分割する手段として考え出されたもの」であり、

当初、15世紀～16世紀にかけては「発見優先の原則」として発現し、その後の国家実行によって、18世紀末までに、「実効的占有を要件とする占有 (effective occupation) のみが、無主の土地を取得する唯一の方法」されるようになり¹⁹、その後、ベルリン会議一般議定書及びサン・ジェルマン条約における修正を経て、19世紀末までに「実効的占有を要件とする」とする法規範として確立されるに至る²⁰。

したがって、19世紀末の時点においては、ある特定の土地に関し、その土地が無主の土地であるか否かは、そこにいずれかの国の支配が及んでいるか否かによって判断されることになる。中国は、明代からの資料（文献、地図等）を根拠に、日本が尖閣諸島を日本の領土として編入する以前から中国の領土であったと主張するが、前述したように、18世紀末の時点で、無主地の先占に基づく領土取得が、実効的占有を伴うものでなければならなくなっていた点を勘案すれば、以下で検討するように、中国が主張する尖閣諸島に対する領有権原は、実効的占有を伴ったものではないため、法的に有効なものとはいえない。なぜなら、中国が主張する尖閣諸島領有に関する歴史的根拠に基づく権原は、たとえそれが認められたとしても、国際法上「未成熟な権原 (inchoate title)」にとどまり、それをもとに法的に、同諸島に対する領有権を獲得するためには、同諸島に対し支配権を行使することで、占有を完了させなければならないからである²¹。

1971年12月30日の「釣魚島の所有権問題に関する中国外交部声明」で、中国政府は、琉球冊封使録等の古文書や古地図を根拠に、①釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土で、明代に中国の版図（海上防衛区域）に含まれている、②尖閣諸島は沖縄に属するものではなく、台湾の付属島嶼であり、台湾と同様、昔から中国領土の不可分の一部である、③中国と琉球との境界は、赤尾嶼と久米島のあいだにある等を理由として、尖閣諸島に対する自国の領有権原を主張するが、しかしながらその根拠となっている琉球冊封使録等の古文書及び古地図は、いずれも尖閣諸島に対

する実効的占有を証明するものとはなっていない。そもそも地図の証拠能力については、正確性の問題もあり、条約と一体となった地図等であれば十分にその証拠能力が認められていない²²。したがって、中国が作成した地図の中に尖閣諸島が中国名で記載されていたからといっても、それが中国の実効的占有を証明する法的根拠とはならない。また、琉球冊封使録の証拠能力についても、そもそもが、那覇—福州間の往来を記述した航海日誌にすぎず、その中に中国名をもって尖閣諸島を構成する各島嶼が記述されているとしても、それは航海上の航路目標として記述されているにすぎない²³。浦野起央教授によれば、中国は、郭汝霖の『重刻使琉球録』の「赤嶼（久米赤島：現大正島）は『琉球地方を界する山（島）』である」との記述をもって、「赤尾嶼（＝赤嶼）とその以西が中国領土であった」、また王楫の『使琉球雜録』の「赤尾嶼と古米山の間には『黒水溝』…これをもってこの地が中国と琉球との境界」と主張しているとされるが²⁴、しかし、この古文書で明らかなのは、古米山（現：久米島）は琉球の領土で、それより西に点在する島嶼、すなわち赤尾嶼以西の島嶼に琉球の支配権が及んでいないということだけである。仮に、この記述を根拠に尖閣諸島が中国の領土だとした場合、その根拠が証拠としての価値を獲得するためには、琉球と中国が国境を接し、東シナ海が琉球（日本）と中国とによって二分されていたという現実が存在しなければならない。そうした状況を証明する証拠がなければ、これを法的根拠として援用することはできない。中国が主張するように、日中の境界が琉球海溝（沖縄トラフ）であるとするならば、『黒水溝』以西に点在する島嶼に、中国の実効的支配が及んでいなければならないのである。

しかしながら、この尖閣諸島に対する中国の支配権に関しては、奥原敏雄教授の研究において否定されている。同教授によれば、台湾が中国の版図に編入されたのが1682年であり、その福建省に隷属するようになった台湾の北限は、1717年の公文書『諸羅県志』によれば、大鷄籠山まで

で、「少なくとも1871年以前において尖閣列島は勿論のこと、これより台湾に近い綿花嶼、花瓶嶼、彭佳嶼も台湾府の疆界の外にあった」されているのである²⁵。

以上の点からすれば、日本が尖閣諸島を先占に基づき、わが国の領として編入した当時における尖閣諸島の法的地位は、まさに帰属先未定の無主の土地であったとみなすことができる。

3. 明治政府による領土編入の経緯とその後の実効的占有

はじめにで触れた外務省のHPには、「尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式にわが国の領土に編入したもの」²⁶との説明がなされているが、はたして先占の要件である「領有意思の表明」と、「実効的占有」がどのような形でなされたのかについて、編入経緯をたどりながら以下で確認してみることとする。なお、この点に関しては奥原教授による詳細な研究がなされているので、主としてその研究成果を参考としながら、その概略を検討してみたい。

(1) 領有意思の表明

まず、先占の要件である尖閣諸島に対するわが国の領有意思の表明であるが、その発現形態については、国際法上決まった様式があるというものではない。一時期（且つ限定的に）、ベルリン議定書（1884年11月）において、「占有の通告」がその要件として義務化されたこともあったが、この通告の義務も1919年のサン・ジェルマン条約において廃止されたことで、こんにち、占有に際して通告の義務は存在しない²⁷。奥原教授によれば、「占有による領域取得にあたって、もっとも重要なことは実効

的支配であり、その事実を通じ国家の領有意思が証明されれば十分である」²⁸とされ、それにしたがえば、如何なる様式であるにせよ、国家の領有意思の存在が証明でき、現実的に支配しようとするその意思を明確に確認できるものであれば足りると考えられる。

さて、ではそのような意味で、わが国が尖閣諸島に対して領有意思を持ち始めたのはいつごろからであろうか。尖閣列島研究会によれば、明治12年（1879年）頃からだとされる。それは、明治政府による琉球藩の鹿児島県編入が同年3月11日、沖縄県設置が4月4日で、同年の内務省地理局の公式地図に、尖閣諸島が沖縄県の行政管轄区に含められて記載されていることを根拠とするものである。同研究会は、その論考「尖閣列島と日本の領有権」において、証拠として、『大日本全図』（松井忠兵衛編：英文地図、1879年発刊）と『大日本府県分轄図』（1881年内務省地理局編纂）の二つの地図をその証拠として挙げており、前者では尖閣列島が日本の領土として描かれ、各島嶼が、和平山（Wahesan）、黄尾嶼（ローマ字表記なし）、赤尾嶼（ローマ字表記なし）と、それに南北二小島及び附近の岩礁が総称して凸島（Nakadakasan）として表記されているとし、後者では同諸島が沖縄県に区分されていると指摘している²⁹。

また同研究会は、明治18年（1885年）に政府の下で実施された尖閣諸島に対する調査を、同諸島に対するわが国の領有意思を表す具体的な証拠としてあげている。「沖縄県知事は、政府の命令によって、美里間切詰山方筆者大城永保から、尖閣諸島についての事情聴取を行うとともに、政府の許可をえて出雲丸を派遣、実地調査し、その結果を同船長林鶴松、沖縄県五等属石沢兵吾に報告させている」（傍点筆者）とし、政府の命令に-基づく事情聴取と、政府の許可をえて実施された実地調査を、わが国の領有意思の発現だと位置づけているのである³⁰。

奥原教授の研究に基づき、その経緯を若干紹介するとするならば以下のようなになる³¹。

明治18年（1885年）9月上旬、山縣有朋内務卿から在京の森長義沖縄

県大書記官に対し、尖閣列島の調査に関して内命（『沖縄懸ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ島取調之義』）が下され、その内命に基づき、同年沖縄県による聞き取り調査と実地調査が実施された。沖縄県令の西村捨三は、沖縄県五等属の石澤兵吾を通じて、大城永保（美里間切詰山方筆者）なる者から『廃藩前公私ノ用ヲ帶テ婁清国へ渡航セシ節親シク目撃セシ趣』を聴取させ³²、次いで「石澤兵吾ほか五名を大阪商船出雲丸で尖閣諸島へ派遣、港湾の形状、土地物産の開拓見込みなどの有無」を調査（同年10月）させ、報告させた³³。先の大城永保からの聴取書は、同年9月22日付内務卿宛上申書「久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申」³⁴に添付されて、沖縄県令より内務卿に提出され、あとの実地調査の報告書である、石澤兵吾の「魚釣島外ニ島巡視取調概略」と出雲丸船長林鶴丸の「魚釣、久場、久米赤嶋回航報告書」の2つの報告書は、沖縄県大書記官・森長義へ提出された。

沖縄県令から上記上申（「久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申」）を受けた山縣内務卿は、沖縄県が国標を建設するのは差し支えないと判断し、太政官会議に上申すべく『太政官上申案』を作成し、同案の太政官上申に先立ち、明治18年10月9日、「官房甲第38号 別紙乙号・太政官上申案」を発遣し、井上馨外務卿の意見を求めた³⁵。この問い合わせに対し、井上外務卿は、尖閣諸島が「清国国境に接近していること、清国の新聞等が清国政府に注意を促していることを理由に、国標の建設と島嶼の開拓を『他日の機会』に譲るべきであると回答し（同年10月21日）³⁶、これを受けた山縣内務卿は、三条實美太政大臣に12月5日付で内務省内申（秘第128号ノ内『無人島へ國標建設之儀ニ付内申』）を送り、国標建設は目下見合わせる方がよいと結論を伝えた³⁷。

このように山縣内務卿は、国標建設は見送ったが、しかしながら、出雲丸による尖閣諸島に対する実地踏査については、これを中止させるということはなかった。奥原教授は、明治18年10月21日におけるこの事実をもって、国家の領有意思の発現を認めることができるとしている³⁸。

さて以上の点を勘案し、明確な国家の領有意思の発現という観点から判断すれば、明治18年の山縣有朋内務卿の内命『沖繩懸ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ島取調之義』と、その内命に基づいて実施された尖閣諸島に対する沖縄県の实地踏査、これをもってその発現とするのが妥当であろう。明治政府は、「沖縄県に県制を施行した明治12年（1878年）以降」、内務省を中心に「琉球藩及びそれ以前の時代に帰属未定のまま放置されていた琉球周辺の島々に対し」、「漸次これを調査し、帰属先を明確にさせる作業を」進めており、明治政府が同年（明治18年）、南・北大東島を、踏査・国標建設をもって沖縄への領土編入を完了している点に注目すれば、それに引き続き同様な方法で、尖閣諸島の領土編入を実施しようとしていたと考えることは想像に難くないからである³⁹。

事実、山縣内務卿の先の内命に込められた意思是、奥原教授が指摘するように、西村捨三から山縣内務卿宛に出された上申書「久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申」の中に読み取ることができる。その詳細は下記に示すが、奥原教授は、その上申書において西村沖繩県令が「大東島と同様に踏査後ただちに國標を建設することにつき若干の懸念を抱き、出雲丸による实地踏査の結果についてはできるだけすみやかに報告するが、国標建設などについては再度指示を仰ぎたい旨を上申している」点に注目し、沖繩県令は、内務卿から实地踏査と国標建設の指示を受けていたと判断している⁴⁰。

第三百十五号 官房甲第三十八号別紙甲号

久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申

本県と清國福州間に散在せる無人島取調之義に付、先般在京森本県大書記官へ御内命相成候。趣に依り取調致候處概略別紙の通に有之候。抑も久米赤島、久場嶋、及魚釣島は古来本県に於て称する所の名にして、而も本県所轄の久米・宮古・八重山等の群島に接近したる無人の島嶼に付、沖縄県下に属せら

るるも、敢て故障有之間敷と被存候得共、過日御届及候大東嶋[本県と小笠原島の間]とは地勢相違中山傳信録に記載せる魚釣台、黄尾嶋、赤尾嶋と同一なるもに無之哉の疑なき能はず。果して同一なるときは既に清國も旧中山王を冊封する使船の詳悉せるのみならず、夫々名称をも附し、琉球航海の目標と為せし事明らかなり。依て今回大東島同様、踏査直に國標取建候も如何と懸念仕候間。来十月中旬両先嶋へ向け出帆の雇汽船出雲丸の帰便を以て不取敢実地踏査可、及御届候條國標取建等の義、御指揮を請度此段兼て上申候也

明治十八年九月二十二日

沖縄県令 西村 捨三

内務卿伯爵 山縣 有朋 殿⁴¹

このように、尖閣諸島に対するわが国の領有意思の表明は、明治18年(1885年)に明確な国家意思として発現しているとみなすことができるが、しかしながらその意思が領土編入という形で具現化し、尖閣諸島がわが国の領土となるには、さらに10年の期間を必要とした。外務省HPにあるように、わが国は、明治1885年から1895年の10年間、尖閣諸島に対する領有意思を持ちながらも、拙速にこれを領土して編入することはせず、慎重に同諸島に対する清国の支配権が及んでいないことを確認しつつ、またその一方で、同諸島への日本人渡島者の増加に伴う国内的行政措置の必要性から、度重なる沖縄県令からの所轄國標建設方の上申に応えるかたちで、漸く明治28年(1895年)1月14日、尖閣諸島の沖縄県所轄と標杭建設を閣議決定し、同諸島を正式に日本の領土として編入したのである。

この明治18年から28年にかけての明治政府による尖閣諸島領土編入の経緯の概略は、塩崎領事官補がまとめた下記の政府文書『久米赤島、久場島及び魚釣島版図編入経緯』でうかがい知ることができるが、この間に4回にわたって、沖縄県令(知事)から政府に、尖閣諸島の沖縄県所

轄と標杭建設を求める上申書が提出され⁴²、またその間には明治政府による明治20年の軍艦金剛による実地調査、25年には軍艦海門による実地調査も実施されており（明治18年の段階では清国国内の新聞報道等の動きもあり、尖閣諸島に対する支配権の行使に対し井上外務卿より懸念意も発せられたが、この2回の実地調査に対して清国政府は如何なる抗議もしなかったとされる）⁴³、尖閣諸島の日本領土編入は、そうした経緯を経て漸く明治28年（1895年）になって断行されたのである。なお、その経緯については、下記の政府文書とあわせて、その後に追記している3つの表も参考とされたい。

日本政府文書「久米・赤島、久場島及魚釣島版圖編入経緯」

一八九五（明治二八）年一月作成（東京）

明治十八年十月九日文書附記

明治二十八年一月

沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在スル久米赤島（久米島ヨリ未申方大凡七十里ヲ距テアリ清国福州ヲ去ル或ハ二百里ニ近カラシ）久場島（久米島ヨリ午未ノ方大凡百里ヲ距テ八重山島ノ内石垣島ニ近接セル大凡六十里余ニ位ス）及魚釣島（方位久場島ト同一ニシテ只十里程遠シ）ノ三島ハ別ニ清国所屬ノ証跡見エス且ツ沖縄所轄宮古八重島等ニ接近セル無人島嶼ナルヲ以テ国標取建ニ関シ沖縄県知事ヨリ上申アルタルヲ以テ右ノ詮議方太政大臣へ上申スルニ先ケ明治十八年十月九日山縣内務卿ヨリ井上外務卿へ意見ヲ徴シ来レリ外務卿ハ熟考ノ結果本島嶼カ清国国境ニ近接スルコト叢爾タル島嶼ナルコト、当時清国新聞紙等ニ於テ本邦政府カ台湾近傍ノ清国所屬島嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ノ掲載セラレ清国政府ノ注意ヲ促シ居ルコト等ノ理由ニ抛リ国標ノ建設島嶼ノ開拓他ト機会ニ譲ル方然ルヘキ旨、十月二十一日回答セリ、依テ十二月五日内務財務両卿ヨリ目下建設ヲ要セサル儀ト心得旨沖縄県知事へ指令アリタリ。

明治二十六年十一月二日更ニ沖縄県知事ヨリ当時ニ至リ本件島嶼向ケ漁業等ヲ試ムル者アルニ付之カ取締ヲ要スルヲ以テ同県ノ所轄ト存標杭建設シタキ旨内務外務両大臣へ上申アリタリ依テ二十七年十二月二十七日内務大臣ヨリ本件閣議提出方ニ就キ外務大臣へ協議アリタルモ異議ナカリシヲ以テ閣議へ提出ノ上明治二十八年一月二十一日閣議ノ決定ヲ経テ内務外務両大臣ヨリ曩ニ上申中ノ標杭建設ノ聞届ク旨沖縄県知事へ使命アリタリ⁴⁴

【表－1】尖閣諸島に対する領有意思の推移・展開

年	月 日	事 項
1859		大城永保（美里間切詰山方筆者）、魚釣島・黄尾嶼・赤尾嶼に上陸。三島の地勢・植物・鳥類を調査。
1884 (M. 17)	3月	古賀辰四郎、尖閣諸島を巡航、黄尾嶼に上陸。以後、彼は、石垣島を根拠地として、尖閣諸島でアホウ鳥羽毛の採取、魚介類の採取に従事。
1885 (M. 18)		古賀は黄尾嶼の開拓許可を沖縄県令に願ひ出る。
1885	1月	内務省、沖縄県に対し、尖閣諸島調査を命令。
1885	9月6日	『申報』記事「台湾警信」は、「台湾東北辺之海島、近有日本人懸日旗於其上、大有占拠之勢」と報じ、日本人のこうした行動を暴露。
1885	9月21日	沖縄県職員石沢兵吾、久米赤島・久場島・魚釣島を調査。11月4日報告書提出。
1885	9月22日	沖縄県令西村捨三、内務卿山県有朋宛に「久米赤島外二島取調べの儀」（「第315号 官房甲第38号別紙甲号」）上申。 古来、沖縄県において久米赤島、久場島、および釣魚島と称されている無人島は八重山、宮古などに近く無人島であるので、沖縄県に属することにしても支障ないと考えるが『中山傳信録』に記載されている釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼と同じものである疑いがあり、国標建設も懸念されるので、実地踏査の後、国標建設はなお指揮を仰ぎたい。
1885	10月9日	内務卿山県有朋、久米赤島・久場島・釣魚島の所轄決定と国標建設に関して太政大臣あて上申。 山県は、太政官會議に提出するべく上申案をまとめ、「（沖縄県）所轄ノ宮古、八重山等ニ接近シタル無人ノ島嶼」は清国所属の証拠もなく、沖縄県が国標を建設するのは差し支えないとした（「官房甲第38号 別紙乙号・太政官上申案」）。 これに対し、外務卿井上馨は、「近時清國新聞紙等ニモ我政府ニ於テ台湾近傍清國所属ノ島嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ヲ掲載シ、我國ニ對シテ猜疑ヲ抱キシキリニ清政府ノ注意ヲ促シ」おる者あれば、ここで公然と国標を建設するは「清國ノ猜疑ヲ招ク」ことになるので、実地踏査とその報告にとどめるのが得策である、と指摘（「親展38号 外務卿回答書簡」）。「清國ノ猜疑」とは、前記の『申報』記事が報じていたところのもの。

1885	10月21日	沖縄県令、出雲丸による尖閣列島の实地調査。11月4日報告(石澤兵吾『魚釣島外二島巡視取調概略』、林鶴松『魚釣、久場、久米赤島回航報告書』)。
1885	11月30日	外務卿井上馨が、国標建設延期の意見書提出。
1885	12月5日	日本政府、沖縄県に対し国標不用の回答。
1890 (M. 23)	1月13日	沖縄県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設の件を上申(「甲第1号 無人島久場島魚釣島の義二付伺」)。
1893 (M. 26)	11月2日	沖縄県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設の件を上申(「甲第111号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設の義二上申」)。
1894 (M. 27)	12月27日	内務大臣が国標建設の件で外務大臣と協議(「秘別第133号」)。
1895 (M. 28)	1月11日	国標建設の件に対し外務大臣が同意(「親展送第2号 久場島及魚釣島へ所轄標杭建設の件」)。
1895	1月12日	内務大臣、標杭建設に関する閣議案提出(「秘別133号 標杭建設に関する件」)。
1895	1月14日	閣議、久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設を認める件を決定、1月21日沖縄県知事へ指示。
1896 (M. 29)	3月5日	勅令第13号公布。内務省令第2号の4月1日施行により、同日編入。

(浦野起央著『尖閣諸島・琉球・中国』p.p.128-130を参考に作成。なお、山縣内務卿からの尖閣諸島調査方の内命は、奥原教授によれば9月と推定されており、浦野教授では1月とされ、両者の間に矛盾があるが、現在のところどちらが正しいのか、私自身特定できていない。)

【表一 2】 尖閣諸島に対する实地調査の推移

年	月 日	事 項
1859		大城永保、久米赤島・久場島・釣魚島探査。
1884 (M. 17)	3月	古賀辰四郎、永康丸による探検調査団を派遣。
1885 (M. 18)	10月	沖縄県、出雲丸による調査。
1887	6月	日本軍艦金剛の宮古島・八重山島・尖閣列島調査。
1892 (M. 25)	8月	日本軍艦海門による調査。
1900 (M. 33)	5月 3～20日	古賀辰四郎が永康丸を派遣、黒岩恒、宮嶋幹之助が学術調査。
1901 (M. 34)		臨時沖縄県土地整理事務局、係官を派遣して各島を实地測量。
1910 (M. 43)		恒藤規隆が古賀辰四郎の要請により資源調査。

1914 (T. 3)	4月	海軍水路部、測量船関東丸による実地測量。
1915 (T. 4)	5月	海軍水路部、測量船能野丸による実地測量。
1917 (T. 6)		海軍水路部、尖閣列島の实地調査。
1939 (S. 14)	5月23～ 6月4日	農林省資源調査団の派遣。
1943 (S. 18)	9月21～ 29日	気象観測所設置の予備調査。

(浦野著『尖閣諸島・琉球・中国』 p.p.131-132を基に作成。)

【表－3】 標杭建設（領土編入）に至る経緯

年	月 日	事 項
1885 (M. 18)	9月21日	沖縄県職員石澤兵吾、久米赤島・久場島・魚釣島の島調査報告書（「久米赤島・久場島・魚釣島の三島取調書」）、沖縄県令へ提出。
1885	9月22日	沖縄県令、久米赤島・久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設・探検の件を内務卿に上申（「第315号 官房甲第38号別紙甲号 久米赤島外二島ニ付上申」）。
1885	10月9日	内務卿山縣有朋、久米赤島・久場島・魚釣島の所轄決定と国標建設に関して太政大臣宛上申案（「官房甲第38号別紙乙号 太政官上申案」）を作成、太政官上申前に、井上外務卿宛回案を發遣。
1885	10月21日	沖縄県令、出雲丸による実地調査。同実地調査報告書（石澤兵吾報告書「魚釣島外二島巡視取調概略」、出雲丸船長・林鶴丸の「魚釣・久場、久米赤島回航報告書」）は11月4日付で在京沖縄県大書記官森長義に提出。井上外務卿、山縣内務卿宛回答書簡（「親展第38号「外務卿回答書簡」）を發遣、国標建設時期尚早との意を伝える。
1885	11月5日	沖縄県令より、内務卿宛上申（「第384号 魚釣島外二島ノ義ニ付上申」）。沖縄県令、内務卿に所轄標杭建設を積極的に要請。
1885	11月24日	沖縄県令、内務卿宛国標建設を求める書簡（「沖縄県令の国標建設の書簡」）を發遣。
1885	11月30日	山縣内務卿、沖縄県令への指令案協議のため、井上外務卿へ書簡（「秘第218号ノ2」）を發遣。指令案の内容は「目下建設を要せざる儀と可心得事」であった。
1885	12月4日	井上外務卿、山縣内務卿への同意回答書（「親展第42号」）發遣。
1885	12月5日	内務省、沖縄県に対し、国標建設不用の回答。
1890 (M. 23)	1月13日	沖縄県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設の件を上申（「甲第1号 無人島久場島魚釣島之義ニ付伺」）。
1893 (M. 26)	11月2日	沖縄県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖縄県所轄決定と国標建設の件を内務・外務両大臣宛上申（「甲第111号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申」）。
1894 (M. 27)	4月14日	内務省県治局長、沖縄県知事に「甲69号 内務省秘別第34号」を送致、尖閣諸島照会方を求める。

1894	12月15日	内務省、閣議提出の内務省案（「秘別133号 久場島釣魚島へ所轄標杭建設之義上申」）を作成。
1894	12月27日	内務大臣、上記案を外務大臣宛発遣、国標建設の件で外務大臣と協議。
1895 (M. 28)	1月11日	外務大臣陸奥宗光、「親展第2号「久場島及び魚釣島へ所轄標杭建設の件」を發遣、「別段異議なき旨」回答。
1895	1月12日	内務大臣、内閣総理大臣宛「秘別133号 標杭に関する件」（標杭建設に関する閣議案）提出。
1895	1月14日	閣議、久場島・魚釣島の沖繩県所轄決定と国標建設を認める件を決定、1月21日沖繩県知事へ指示。
1896 (M. 29)	3月5日	勅令第13号により郡制の沖繩県公布、4月1日施行、沖繩県知事は尖閣列島を八重山郡編入、魚釣島・久場島・南小島・北小島を国有地と決定。

（浦野著『尖閣諸島・琉球・中国』p.133を基に作成）

（2）領土編入とその後の実効支配

明治26年11月2日付で内務・外務両大臣宛に出された上申書を受けて、政府が具体的に行動を起こすのは、奥原教授によれば、翌明治27年4月10（14）日からであるとされる⁴⁵。箇条書き的にその経緯を列挙すれば、下記の如くなる（上記〔表-1〕、〔表-3〕参照）。

- *内務大臣（井上馨）、内務省県治局長名で、「沖繩県知事に対して、（一）該島港湾の形状、（二）物産及び土地開拓見込ノ有無、（三）旧記口碑等ニ就キ我國ニ属セシ証左共其也、（四）宮古嶋港湾八重山嶋等トノ従属ノ関係、などの照会方」を求める（「甲69号 内務省秘別第34号」⁴⁶）。
- *その回答（県治局長宛書簡：明治27年5月12日付「秘第12号ノ内復第153号」⁴⁷）受領後、内務省案（「秘別133号 久場島魚釣島へ所轄標杭建設之義上申」⁴⁸）を作成。
- *12月27日、内務大臣は、閣議提出案について外務大臣（陸奥宗光）と協議（「秘別第133号」⁴⁹を外務大臣宛発遣）。
- *明治28年1月11日、内務大臣、外務大臣からの書簡（「親展第2号 久場島及び魚釣島へ所轄標杭建設の件」⁵⁰：「別段異議なき旨」回答）受理。
- *翌1月12日、内務大臣、内閣総理大臣に閣議開催方要請。「秘別133号

標杭建設に関する閣議案」⁵¹を内閣総理大臣に提出。

*1月14日、尖閣諸島の沖縄県所轄、標杭建設を閣議決定。内閣総理大臣以下全閣僚の署名がなされ、尖閣諸島に日本編入と標杭建設が決定された。内務省はこの閣議決定の内容を1月21日に沖縄県知事指令した⁵²。

また、浦野氏の『尖閣諸島・琉球・中国』の中で資料として紹介されている決定された閣議案は以下のとおりである。

久場島・魚釣島の「標杭建設に関する閣議決定」

一八八五（明治一八）年一月一四日決定（東京）

標杭建設ニ関スル件

秘別第一三三号

別紙標杭建設ニ関スル件閣議提出ス

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵 野村靖 ⑩

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

秘別第一三三号

標杭建設ニ関スル件

沖縄県下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ハ従来無人ナレトモ近来ニ至リ該島ヘ向ケ漁業ヲ試ムル者有之カ取締ヲ要スルヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭建設致度旨同県知事ヨリ上申有之右ハ同県ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通標杭ヲ建設セシメントス。

右閣議ヲ請フ

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵 野村靖 ⑩

明治廿八年一月十四日

内務書記官 ㊟

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長 花押

外務	花押	大蔵	花押	海軍	花押	文部	花押	逓信	花押
大臣		大臣		大臣		大臣		大臣	
内務	花押	陸軍	花押	司法	花押	農商務	花押		
大臣		大臣		大臣		大臣			

別紙

内務大臣請議沖繩県八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ト称スル無人島ヘ向ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要スルニ付テハ島ノ儀ハ沖繩県ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀会県知事上申ノ通許可スヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ。

指令案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治廿八年一月廿日 ㊟⁵³

明治政府は、この閣議決定をもって「八重山群島北西に位置する魚釣島、久場島」を沖繩県所轄と認めるとともに、「沖繩県知事の上申通り」に、同島嶼に所轄標杭を建設することを決定し、尖閣諸島は、この閣議決定および全閣僚の署名をもって正式に日本の領土として編入されることになったのである⁵⁴。その後、閣議決定に基づく、わが国領土への編入措置は、翌1896年（明治29年）4月1日、勅令第13号が沖繩に施行する際に、同時に行われた⁵⁵。

勅令第13号は、沖繩県に郡編制を導入する目的で明治29年3月5日に公布され、内務省令第2号によって同年4月1日から沖繩県に施行されることになったのである⁵⁶が、閣議決定後、尖閣諸島に関する国内法上の領土編入措置が講じられていなかったため、同勅令が施行される際（4月1日）に、沖繩県知事が実施した八重山郡への編入措置が、結果とし

て行政区分上の編入措置に留まらず、国内法上の編入措置と同じような効果を持つに至った⁵⁷。すなわち、尖閣諸島に及ぼす勅令第13号の法的効果が、尖閣諸島の日本編入という現実と、同諸島に対する日本の実効的支配（管轄権行使の実態）を生起させ、編入措置を完了させるものとなったのである。かくして尖閣諸島は、明治29年4月に、八重山行政区の国有地として石垣島の土地台帳に登録され、名実ともにわが国の領土となったのである。

八重山行政区の国有地として石垣島の土地台帳に登録された下記の4島は、その後、明治35年（1902年）の「沖縄県土地整理局の土地整理事業を通じて、大浜間切登野城村とされ」、下記の如くそれぞれに地番がつけられることとなった⁵⁸。

* 南小島：登野城村2390番地

* 北小島：登野城村2391番地

* 魚釣島：登野城村2392番地

* 久場島：登野城村2393番地

またその後、これら島嶼の地番は、明治41年（1908年）の「沖縄県特別町村制の施行で八重山村字登野城と変更」され、大正3年（1914年）の八重山村の4分轄で、石垣村に編入されることとなり、現在に至っている。なお、閣議決定で編入領土に含まれていなかった久米赤島に関しては、改めて、大正10年7月25日に内務省所轄領土として編入され、地籍が設定され、島名も大正島を命名されることとなった⁵⁹。

このように明治政府は、閣議決定による正式な日本編入を行う以前から、尖閣諸島に対する影響力を行使してきたわけであるが、同諸島の法的地位を考える場合、その要件である領有意思の表明とならんで、同諸島に対するわが国の実効的占有（実効的支配＝管轄権の行使）がその後、どのような形で発現し、平穏かつ継続的に維持されてきたかが問題となる。なぜなら、先占による領土取得においては、「国家が領有意思をも

って、無主の地を実効的に占有することが必要」とされているからであり⁶⁰、「発見または擬似的先占」——「擬似的先占(fictitious occupation)」とは、「発見」＋「象徴的併合」によってなされる占有であり、通常、「新発見の土地に上陸し、国旗を掲揚したり、国家や王室の紋章を刻んだ記念碑を建立する等の儀式」と伴う形でなされる⁶¹——は、「それだけでは領土取得の有効な権原」とはみなされないからである⁶²。発見および擬似的先占に基づく領有権原は、発見国に相当期間の優先的権原を付与するが、しかしながらその権原は「未成熟な権原」とどまり、その後の発見国による実効的占有によって、補完され、占有が完了されなければならないとされている⁶³。このように実効的占有が「領土取得の要件であるとともに、領有権維持の要件でもある」⁶⁴ということからすれば、尖閣諸島の法的地位を考察する場合、明治28年(1895年)1月14日の閣議決定による領土編入以降の、尖閣諸島に対するわが国の実効的占有がどのようなものであったかが重要なポイントとなってくる。

また、その尖閣諸島に対する日本の実効的占有の考察においては、19世紀後半以降国際法的状況を基底としてこれを判断することも必要となる。

1928年のパルマス島事件以降の国際判例にしたがえば、今日的意味での実効的占有の概念は、19世紀前半までの「物理的占有」——土地の現実的使用や地方機関による現実的支配——とは異なり、「社会的占有」——当該地域に対する支配権の確立——で足りるとされており、またさらに、その社会的占有における必要とされる実効的支配の程度も、「土地の物理的状況や居住人口の密度によって、濃淡その度合い」を異にし、無人島や極地などでは、「定期的巡視などの方法で国家機能を及ぼすことにより、これに対する占有は有効となる」と観念されるに至っている⁶⁵。

以上の点を勘案しながら尖閣諸島に対する第二次世界大戦以前における尖閣諸島に対するわが国の実効的先占の実態について、その歴史的経緯を追いながら簡単に考察を試みるが、結論的なことを先に述べるとす

るならば、1970年代の初めに、台湾・中国が同諸島に対して領有権を主張するまで、戦前を問わず、戦後においても、尖閣諸島に対するわが国の領有権が政治的にも、これが国家間の係争問題となったことはなく、したがって同問題が発生した1971年12月30日をクリティカル・デート(決定的期日)とした場合、その事実を以て、領土編入から同日まで、わが国は先占の要件である、平穩かつ継続的な実効的占有(実効的支配)を下記で検討するように及ぼしてきたと断言できる。

この尖閣諸島に対するわが国の実効的占有を考察する場合、同諸島に対するわが国の影響力は、領土編入する以前から民間人の島渡、事業の展開等で始まり、この先行した実態に合わせるかたちで、領土編入措置がとられたという経緯を踏まえて検討する必要がある。勿論領土編入以前における民間人における島の調査、利用、開拓は国家の実効支配を構成するものではないが、しかしながら領土編入以降の彼らの島での活動は、まさしく同諸島に対するわが国の「物理的占有」(「土地の現実的使用または定住」)の発現として、尖閣諸島に対する日本の実効的占有を証明する何よりも証拠となるものである。

[表-4]は、尖閣諸島における物理的占有の証となる民間人の事業活動、開拓の歴史をまとめたものであるが、1896年6月14日に30年の無償貸借の許可を得て始められた古賀辰四郎による尖閣諸島の開拓と、そこでの事業活動は、無償貸借期間満了後も、彼の死後古賀善次に引き継がれ、太平洋戦争直前、船舶用燃料の配給制で、事業廃止を余儀なくせざるを得なくなる1940年頃迄継続されたとされている⁶⁶。その間に国有地だった尖閣諸島は、[表-4]にあるように、1932年3月31日に古賀善次の私有地となり、その後所有権が移転され、現在の尖閣諸島4つの島は、魚釣島が栗原國起、久場島が栗原和子、北・南両小島は栗原弘の所有となっているが、この古賀親子による戦前の尖閣諸島の開拓と、そこでの事業活動(日本による物理的占有)に対して、中国等、近接する国からクレームが付けられたという事実は、これを検証することができない。む

しる1919年（大正8年）の中国人遭難事件（中国福州漁民31名が魚釣島に遭難した事件）に際しては、これを救助し、中国に送還に尽力した、古賀善次、石垣村村長・豊川善佐、他2名に対して、長崎駐在中国領事馮冕から感謝状が贈られるという事態も生起している⁶⁷。同感謝状には、「日本帝国沖繩県八重山郡尖閣列島内和平島」との記述があり、当時中華民国政府は、同諸島に対する日本の実効的支配を認め、これを日本の領土として位置付けていたのである。この事実は、尖閣諸島の法的地位を論証する場合、エストッペルの原則に照らして、わが国の領有権の存在を証明する重要な証拠となる。

[表-4] 日本人による尖閣諸島開拓の歴史

年	月 日	事 項
1884 (M. 17)		古賀辰四郎、尖閣諸島で漁業、鼈甲の捕獲、貝類の採取、アホウ鳥羽毛の採取。
1891 (M. 24)		伊沢矢喜太が魚釣島、久場島で海産物とアホウ鳥羽毛を採取。
1893 (M. 26)		永井喜右門、松村仁之介が黄尾嶼でアホウ鳥羽毛を採取。
1895 (M. 28)	1月14日	閣議決定により、久場島、魚釣島を日本国編入
1895	6月14日	古賀辰四郎、4島の借用願提出。
1896 (M. 29)	9月	政府、古賀辰四郎に対し4島の30年間無料借用の許可付与。
1897 (M. 30)		古賀辰四郎、須磨丸で尖閣諸島開拓に着手。
1918 (T. 7)	8月15日	古賀辰四郎死去、古賀善次が事業継承。
1926 (T. 15)	9月	古賀善次、4島の有料借用へ切り替え。
1932 (S. 7)		古賀善次、国有地4島の払下げ申請。3月31日認可。
1972 (S. 47)		古賀善次、南小島、北小島を栗原國起に譲渡。
1978 (S. 53)	4月	古賀善次死去（3月5日）、古賀花子、魚釣島を栗原國起に譲渡。
1988 (S. 63)	1月1日	古賀花子死去、遺言で栗原國起が遺産継承。

(浦野著『尖閣諸島・琉球・中国』 p.p.136-137を基に参考に作成)

以上の物理的占有の現実だけで、戦前におけるわが国の尖閣諸島に対する実効的支配を十分に証明することができると思われるが、社会的占有という観点から、同諸島に日本がどのような実効的支配を及ぼしてきたのかについて、若干さらに検討を試みる（〔表－2〕、〔表－5〕参照）。

前述したように、20世紀以降における国家による実効的占有の要件は、社会的占有（＝支配権の確立）が事実として証明できればそれによしとされており、さらに無人島や極地などの地域においては、常態的権力の存在は必要とされず、「いつでもこの地に権力を行使しうる態勢が整っていれば足り」⁶⁸、「定期的な巡回を行い、また常時問題の地域へ出動できる態勢を整えておけばよい」とされる⁶⁹。

この社会的占有の要件に照らして考えれば、尖閣諸島におけるわが国の国家権力の行使は、十分にその要件を満たしているということができる。〔表－2〕で明らかなように、明治政府は領土編入以後も尖閣諸島に対して繰り返し実地調査を繰り返しており、また、〔表－5〕に示すように、1895年（明治28年）に領土編入して以来、これを国内行政措置を通じて沖縄県所轄の行政区に編入し、行政管轄権を行使してきた。その管轄権行使を何よりも雄弁に語るものは、わが国の領土として地籍が与えられ、わが国の官有地（大正島、沖ノ北岩）及び私有地（魚釣島、久場島、北小島、南小島）とされ、私有地に関しては地租税が課されていることであろう。1940年の対日本航空機不時着事件に際しても、警察官が派遣され捜査および救助活動が展開されており⁷⁰、「常時問題地域へ出動できる態勢が整えられていればよい」とする、必要とされる支配権の行使基準は十分にその要件を満たしていると考えられる。

〔表-5〕 尖閣諸島に対する日本の実効支配

年	月 日	事 項
1895 (M. 28)	1月14日	閣議決定により、久場島、魚釣島を日本国編入
1896 (M. 29)	3月5日	勅令第13号公布(沖縄に郡制導入)。4月1日施行。沖縄県知事、尖閣諸島を八重山郡に編入、魚釣島・久場島・南小島・北小島を国有地と決定。
1896	7月14日	沖縄県土地整理事務局官制公布。
1896	12月21日	沖縄県間切島規程公布。
1896	12月21日	土地整理調査委員会の調査着手。
1901	5月	臨時沖縄土地整理事務所、尖閣諸島の实地調査(实地測量)、1903年10月21日完了。
1902 (M. 35)	12月	沖縄県、土地整理局の土地整理事業を通じ、尖閣諸島を大浜間切登野城村と決定、地番設定、八重山税務署土地台帳記載。
1903 (M. 36)	1月1日	宮古、八重山に地積条例、国税徴収法公布。
1907 (M. 40)	8月19日	福岡鉱山監督署、古賀辰四郎の尖閣諸島での燐鉱採掘願を許可。
1908 (M. 41)		沖縄県島嶼特別町村制施行、尖閣各島嶼の地番八重山村字登野城と変更。
1908 (M. 41)	7月13日	熊本営林局、尖閣諸島4島の国有林野台帳を沖縄県より引き継ぐ。
1914 (T. 3)		八重山村の石垣、大浜、与那国の4分割で尖閣諸島は石垣村に編入。
1919 (T. 8)		中国福建省漁民31人が魚釣島に遭難。古賀善次が救助、中国へ送還。
1927 (S. 2)	7月25日	久米赤島(大正島)を国有地と指定。
1940 (S. 15)	2月6日	大日本航空機の連絡便(福岡-那覇-台湾ルート)が魚釣島に不時着。高嶺世太八重山警察署長、仲本巡查部長、漢那刑事らが、遭難者救助のため急行(奥原「尖閣列島と日本の領有権」)。
1945	6月30日	台湾疎開途中の石垣町民180人が、米軍機の銃撃で魚釣島に漂着、8月13日に救出(浦野教授は、戦時においても、魚釣島に関する管制は行き届いていたとする。奥原教授によれば、遭難町民を救助すべく警察官と軍関係者が石垣島から派遣されたとされる)。

(浦野著『尖閣諸島・琉球・中国』 p.p.134-35を基に作成)

まとめ

以上考察したように、黒船の来航で永きにわたった鎖国政策を放棄し、近代国民国家として、その第一歩を踏み出した明治政府の、国防的観点から始まった先占による周辺領域の領域画定地域の一つとして1895年のわが国の領土として編入された尖閣諸島は、第2章、第3章で考察した

ように、明治政府による入措置以前においては、帰属先未定の無の地であったといえる。明治政府はその事実を実地調査で繰り返し確認し、同島嶼における日本人の活動の活発化に伴い、国内行政上の措置の必要性から領土編入するに至ったのである。先占による領土取得権原の要素である、領有意思とその意思の発現としての実効的支配は、少なくとも1940年頃までは、古賀氏による尖閣諸島における事業活動の展開によって、社会的占有にとどまらず、物理的占有の要件を満たすものとして、領土編入以来継続的になされてきたという現実を認めることができる（社会的占有に関しては、1945年の石垣町民魚釣島遭難事件からすれば、わが国は終戦の年まで、同島嶼に対し実効的支配を及ぼしていたことが確認されよう）。

そしてまたその後の法的地位に関しても、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約における日本領土の処分において、第2条による領域権原および請求権の放棄の対象地域とはされずに、第3条による処分による処分の対象とされ、戦後、沖縄と共にアメリカの施政権下に置かれている点を考えれば、1940年以降から終戦に至るまでの期間は日本の社会的占有の下に、1951年から1972年の沖縄返還に至るまでの間においても、直接的な管轄権の行使に関しては極めて厳しい状況でありながらも、その法的地位は日本の潜在的主権の下にあったといえることができ、その尖閣諸島に対する日本の領有権は、対外的には米国民政府と琉球政府による管轄権の行使を介して、戦後も継続して平和的かつ継続的に維持されてきたと考えられるのである。

〔注〕

- 1 台・中両政府の尖閣諸島に対する領有権の主張は、1968年のECAFÉの調査で、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されて以降のことである。それ以降俄かに尖閣諸島が注目されるようになり、沖縄返還を直前に控え、両政府とも公式に領有権主張するようになった。同諸島に対する公式な領有意思の表明は、中国政府よりもむしろ国府の方が早く、奥原敏雄教授によれば、1970年8月30日の参議院沖縄及び北方問題特別委員会での愛知外相発言に対する批判動議や、同年8月27日の中華民国国民大会代表全国連誼会の決議、また同じく9月30日の台湾省会議の決議（「釣魚台列嶼主権維持の臨時決議」）において確認することができるとされており（奥原敏雄「尖閣列島の領有権問題」<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page026.html>：アクセス2011.3/16）、またその意思は、1971年4月20日の「釣魚台列嶼の主権に関する台湾当局外交部声明」としても明らかにされている。こんなかいの考察では、領有権主張国として中国のみを取り上げるが、それは、中・台両国が同じく歴史的理由を根拠に領有権の主張を展開している点、また同諸島に対する日中間の対立が深刻な政治問題へと発展していることを理由とする。
- 2 <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPCH/1971123.O1J.html>（アクセス：2011.8/24）。
- 3 <http://www.mofa.go.jp/mogaj/area/senkaku/index.html>（アクセス：2011.5/4）。
- 4 孫崎亨著『日本の国境問題』筑摩書房、2011年、p.p.73-83等参照。
- 5 アジア太平洋地域の冷構構造については、原貴美恵著『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、平成17年、p.p.11-28参照。
- 6 太壽堂鼎著『領土帰属の国際法』東信堂、1998年、p.p.157-158。芹田健太郎著『日本の領土』中央公論社、2010年、p.p.22-30。
 なお、琉球の日本領土編入に関しては、明治政府は次のように2段階の措置を講じて、1609年以来薩摩藩の付庸国でありながらも、また同時に中国の冊封国でもあった琉球王国を日本の版図に組み入れた。まず、1871（明治4）年の廃藩置県に伴い、同年8月に琉球諸島を鹿児島県の所轄管轄下に置いた。翌72年9月28日、「太政官布告をもって、琉球王国の条約締結権を剥奪し」、10月16日琉球国王の尚泰を琉球藩王に任じ、琉球藩を成立させ、これを日本の律令制に基づく地方行政区分である「令制国」として位置付け、これを外務省の直轄地とした（第一次琉球処分：琉球王国⇒琉球藩）。この日本の政策に対して清国が反発、琉球に対する領有権を主張するに至ったが、明治政府は、1871年におこった牡丹社事件（宮古島民台湾遭難事件）をきっかけとして、1874（明治7）年に台湾出兵を行い、条約上、琉球が日本の版図であることを認めさせるとともに、同年7月、琉球藩の所管を外務省から内務省に移管し、他府県と同列の扱いとし、1879（明治12）年4月4日には琉球藩を廃止して沖縄県を設置し、琉球王国の併合を完了させた（第二次沖縄処分：琉球藩廃止⇒沖縄県の設置）。以上、芹田同上、p.29、浦野起央著『増補版尖閣諸島・琉球・中国—日中国際関係史—』三和書籍、p.p.94-116を参照。
- 7 浦野前掲書、p.p.133-134、太壽堂前掲書、p.202。
- 8 太壽堂前掲書、p.158。
- 9 「内地」とは、総督府等の植民地政府が置かれない政府直轄の領土であり、「外地」とは、植民地政府が置かれた台湾、朝鮮、関東州、南洋群島の海外属領のことであり、同地域は、日・英・米・仏が、互い権利の相互尊重、および紛争の共同解決を約束した「太平洋方面に於ける島嶼たる属地及び島嶼たる領地に関する4カ国条約」において、日本の領土として認定されたものである（<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pw/19211213.T1J.html>：アクセス2011.8/11）。大正7年4月17日に公布された「共通法」（大正7年法律第39号）では、同法の適用地域として、内地と、その他の、朝鮮、台湾、関東州、南洋諸島とを列挙している。
- 10 <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19510908.T1J.html>

(アクセス:2011.7/30)。

- 11 <http://www.geocities.jp/sybrma/57cairosengen.html>(アクセス:2011.7/30)。
- 12 <http://www.edogawa-u.ac.jp/~kiuchih/home/statutes/posdam.html>(アクセス:2011.7/30)。
- 13 <http://www.bdl.go.jp/constitution/etc/j07.html>(アクセス:2011.8/11)。
- 14 太壽堂鼎著『領土帰属の国際法』東信堂、1998年、p.11。
- 15 同上、p.p.11-12。
- 16 同上、p.18。
- 17 同上、p.11。
- 18 同上、p.11。
- 19 同上、p.p.30-31。
- 20 同上、p.p.57-65。
- 21 同上、p.94。
- 22 荒木教夫「領土・国境紛争における地図の機能」『早稲田法学』74巻3号(1999)、<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/2355/1/A03890546-00074030001.pdf>(アクセス:2011.8/15)。
- 23 奥原敏雄「尖閣列島の領有権問題」(<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page026.html>、アクセス:2011.3/16)。
奥原氏は、「明代及び清代の冊封諸使録は、主として航路上の目標としての関心から、尖閣列島の島嶼に触れて」いて、そのことはすべての冊封使録が、針路の航海日記の個所で尖閣の島々に触れていることで確認できるとして、「釣魚嶼、黄尾嶼、赤尾嶼といった名前も、おそらくそうした航路上の目標を識別する方法として名付けられたものであって、少なくともこれらの島嶼が自国の領土であることを望んで、あるいはそれを意識して、名付けられたものとは思われない」としている。
奥原敏雄「明代および清代における尖閣列島の法的地位」、<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page007.html>(アクセス:2011.3/16)。
- 24 浦野起央著『尖閣諸島・琉球・中国—日中関係史』三和書籍、2005年、p.73。
- 25 奥原敏雄「動かぬ尖閣列島の日本の領有権」(昭和48年「日本及日本人」新年号)
<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page026.html>(アクセス:2011.3/6)。
1871年には、台湾に漂着した宮古島・八重山群島住民66人中54人が、牡丹社(パイワン族)によって殺害されるという事件が起きており、日本はこの事件をきっかけに台湾出兵をおこなったが、その前に副島種臣が会談した駐日米公使、及びリ・ゼンドルから台湾は無主の地であることを聞いたとされる。前者は「台湾先住民の地は『無主地』であると進言」したとされ、後者は「台湾は『無主・野蛮の地』であるとして、日本の領有を進言した」とされる。また同事件で日本から責任を問われた際に清国の総理各国事務衙門総領大臣奕訢(恭親王)は、『台湾東部の生蕃は化外の者で清国政教の及ばぬ所』と回答したとされる(浦野前掲書『尖閣・琉球・中国』p.109)。奥原教授が「少なくとも1871年以前においては…台湾府の疆界の外にあった」とするのは、この事実を根拠としていると考えられる。
- 26 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>(アクセス:2011.5/4)。
- 27 太壽堂、前掲書、p.p.61-62。
- 28 奥原敏雄「尖閣列島と領有権帰属問題」(『朝日アジアレビュー』通巻10号、1972年第2号)
<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page002.html>(アクセス:2011.7/2)。
- 29 尖閣諸島研究会「尖閣列島と日本の領有権」『季刊 沖繩』第56号、p.9)。
- 30 同上、p.9。
- 31 奥原「尖閣列島編入経緯」参照。
<http://senkaku-japan.nobody.jp/page058.html>(アクセス:2011.6/18)。
- 32 浦野教授によれば、大城永保なる人物は、1859年、「清国航海の途次、魚釣島・黄尾嶼・赤尾嶼の三島に接岸して、これらの三島の地勢・植物・鳥類を調査した」人物とされて

いる（浦野前掲書、p.128）。

- 33 前者の大成永保聴取報告書（「久米赤島・久場島・魚釣島の三島取調書」）は明治18年9月21日付で、石澤兵吾から沖縄県令へ提出され、後者の実地調査報告書である、石澤と林の報告書は、1月4日付で在京の沖縄大書記官宛に提出された。
石澤兵吾「久米赤等・久場島・魚釣島の三島取調書」、http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-09-21shizawa.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第14画像～第18画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 石澤兵吾「魚釣島外二島巡視取調概略」/林鶴松「魚釣、久場、久米赤嶋回航報告書」、http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-11-02hayashi.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第24画像～第33画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 34 「第315号 官房甲第38号別紙甲号 久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申」、http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-09-22nishimura.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第13画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 35 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-10-09dai38.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第10画像～第12画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 36 「親展第38号 外務卿回答書簡」、http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-10-21dai38.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第19画像～第20画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 37 <http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/y18851205.jpg>（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A03022910000、公文別録・内務省・明治十五年～明治十八年・第四巻・明治十八年（国立公文書館）。
- 38 奥原前掲論文「尖閣列島と領有権帰属問題」。
- 39 奥原敏雄「尖閣列島と日本の領有権」<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page080.html>（アクセス:2011.3/16）。
- 40 奥原同上。
- 41 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1885-09-22nishimura.html（アクセス:2011.5/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152300（第13画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 42 奥原前掲「尖閣列島編入の経緯」、「尖閣列島の領有権」及び「尖閣列島の法的地位」。
所轄標札建設を積極的に求める沖縄県令からの大臣宛上申は、①明治18年11月5日付内務卿宛上申（「第384号 魚釣島外二島実地取調ノ義ニ付上申」）、②同月11月24日付内務卿宛「沖縄県令の国標建設の書簡」、③明治23年1月13日内務大臣宛上申（「甲第1号 無人島久場島魚釣島之義に付伺」）、④明治26年11月2日内務・外務両大臣宛上申（「甲第111号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申」と4回なされ、明治23年の三回目の上申から国内行政措置の必要性の高まりから、標杭建設の早期決定を求めるものと代わっている。
- 43 奥原前掲「尖閣列島と領有権帰属問題」。
- 44 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1895-01henryu.html（アクセス:2011.9/1）、浦野前掲書、p.226。
- 45 奥原前掲「尖閣列島編入の経緯」。
- 46 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1894-04-14ko69.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152200（第53画像）、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 47 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1894-05-12hi12.html（アクセス:2011.9/1）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041152200（第52画像）、

- 帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 48 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1894-12-15hibetsu133.html(アクセス:2011.9/1)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03041152200 (第50画像～51画像)、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 49 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1894-12-27hibetsu133.html(アクセス:2011.9/1)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03041152300 (第35画像～36画像)、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 50 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/teikokuhanto/1895-01-11shinten2.html(アクセス:2011.9/1)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B03041152300 (第45画像)、帝国版図関係雑件（外務省外交資料館）。
- 51 <http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/2a11rui715-1895/1895-01-12.html>(アクセス:2011.9/1)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01200793600、公文書類聚・第十九編・明治二十八年・第二巻(国立公文書館)。
- 52 奥原前掲「尖閣列島編入の経緯」、「尖閣列島の領有権」、浦野前掲書、p.p.133-134。
- 53 浦野前掲書、p.p.224-225。
- 54 <http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/2a11eui715-1895-01-14.html>。(アクセス:2011.9/1)。
- 55 奥原前掲「尖閣諸島の法的地位」。
- 56 勅令第13号『沖縄県の郡編制に関する件』<http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/chokurei13-1896>(アクセス:2011.9/1)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020225300、御署名原本・明治二十九年・勅令第十三号・沖縄県郡編制ニ関スル県(国立公文書館)。
- 57 奥原前掲「尖閣諸島編入の経緯」。
- 58 浦野前掲書、p.p.134-135, p.138。
- 59 奥原前掲「尖閣諸島の法的地位」。
- 60 太壽堂前掲書、p.11。
- 61 太壽堂前掲書、p.90。
- 62 同上、p.94。
- 63 同上、p.11。
- 64 同上、p.93。
- 65 同上、p.11。
- 66 奥原前掲「尖閣列島と日本の領有権」。
- 67 同上、浦野前掲書、p.p.139-140。
- 68 太壽堂前掲書、p.p.65-66。
- 69 同上、p.99。
- 70 奥原前掲「尖閣列島と日本の領有権」。

(ながいし ひろたか・本学准教授)

苫小牧駒澤大学紀要 第24号 (2011年12月7日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 24, 7 December 2011

中学校社会科歴史的分野における 北海道遺産を活用した授業実践と効果

—五稜郭と箱館戦争の遺構を事例として—

Teaching Practice and the Effect of Using Hokkaido Heritage
in the Study of History in Junior High School

菊地 達夫
KIKUCHI Tatsuo

キーワード：文化遺産、北海道遺産、歴史的人物、五稜郭、
箱館戦争

要旨

本研究は、中学校社会科歴史的分野において文化遺産（北海道遺産）を教材活用して、その有効性を検証しようとするものである。文化遺産（北海道遺産）の教材として、「五稜郭と箱館戦争の遺構」を取り上げた。また、単元としては、「江戸幕府の滅亡」で実施した。

文化遺産（北海道遺産）の有効性は、事後アンケート調査結果において、高い効果を確認するまでには至らなかった。他方、その結果を受け、改善すべき方向性は浮き彫りとすることができた。具体的には、歴史的人物と文化遺産の関係性を明確化することで、内容理解できる可能性は高いものと考えられる。

I. はじめに

社会系教科（小学校・中学校社会科、高等学校地理歴史科、公民科）における新学習指導要領では、言語活動、社会参画、伝統と文化、宗教に関する内容の導入や充実を主たる特色にしている。ただ、言語活動の充実のように、全教科等に導入しているものもある。

平成20年版中学校学習指導要領社会における歴史的分野の目標の一つに、「国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる」という内容がある。また、内容の取扱いでは、「～それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させるようにすること、その後、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることに留意すること」とある。伝統と文化の学習活動の場合、歴史的分野の中での授業実践を想定している。

他方、北海道や沖縄の歴史的事実を取り上げる場合、現在の地理的空間（国民国家の領域）と相違することがある。現在の日本国の領域は、明治期以降に確定したものである。その過程では、日露戦争、日中戦争、第2次世界大戦において、領域は多少変更した。ただ、沖縄県、小笠原諸島、サハリンを除く北海道、本州、四国、九州の領域は、明治期以降、不変と考えてよかろう。よって、北海道や沖縄の場合、文化遺産の生起した時期（明治期の以前・以後）によって、捉え方は変わってくる。

小稿では、歴史的分野の単元「江戸幕府の滅亡」に着目し、その中で北海道に生起する文化遺産（北海道遺産）を取り上げた授業実践（第2学年2クラス46名）を行い、その活用の有効性を検証しようとするものである。また、中学校社会科の歴史的分野は、地理的分野との並行展開（ π 型）を基礎としている。そのため、歴史的事実（文化遺産）を通じての地理的の見方・考え方の応用性についても触れたい。

Ⅱ. 調査方法と教材

本調査は、日高振興局内の中学校社会科教員の全面的な協力のもと、文化遺産（北海道遺産）の教材選択、その学習指導案の作成を行い、授業実践の終了後、アンケート調査を実施した（2010年9月実施）。よって、主たる調査資料は、事後アンケート調査結果と学習指導案である。なお、事後アンケート調査項目は、地理的分野においてアイヌ語地名（北海道遺産）を教材活用した研究授業時（2010年9月実施）のものと同じである。

まず、授業実践における教材「五稜郭と箱館戦争の遺構」の概要について述べる。「五稜郭と箱館戦争の遺構」は、52件選定の北海道遺産の1つである。遺産の地理的位置は、函館市はもちろん周辺町村を含む広域なものである。とりわけ、箱館戦争の遺構が、広域に分布する。また、時期は、明治期の前後（箱館戦争の終結は明治の年号）にあたる。

具体的な遺産は、鷲ノ木（森町）、峠下（七飯町）、二股口（北斗市）、館城跡（厚沢部町）、乙部海岸（乙部町）、開陽丸沈没地（江差町）、矢不來（北斗市）、福山城（松前町）、五稜郭（函館市）、土方歳三最期の地碑（函館市）、へっ血碑（函館市）である。その多くは、主要な戦場地となった場所である。

今回の教材活用では、「五稜郭と箱館戦争の遺構」の内、五稜郭と主要な歴史上の人物（榎本武揚・土方歳三ほか）に限っている。ただ、単なる戦争遺構と関係者という位置付けに留まらない。箱館戦争の終結は、江戸幕府の終わりという歴史的な重要転換期であり、加えて近代国家形成の出発点と捉えることができる。とりわけ、今日ある資本主義経済体制の日本は、北海道函館に原点があると解釈することができよう。

Ⅲ. 授業内容と評価

1 授業内容

今回の授業実践の目標は、①資料を選択し、周りと協力し合ってわかりやすく発表することが出来ること、②江戸幕府滅亡の過程を理解することである。授業時数は、8時間の学習計画（第5章 開国と近代日本の歩み 1. 欧米の進出と日本の開国）であり、本単元（江戸幕府の滅亡）の内容は、後半4時間を配当した。なお、今回の授業実践における調べ学習は、そのうちの3時間としており、以下で授業展開を述べる。

まず、最初の授業（1時間目）の導入において、「五稜郭」の写真を提示し、名称に対する発問をした。その解答を受けて、「五稜郭」の歴史的事実について簡単な解説をした。それに続き、「徳川慶喜」「西郷隆盛」「岩倉具視」「土方歳三」「榎本武揚」の人物写真を提示し、氏名の紹介をした。

それをふまえ調べ学習課題の提示をした。具体的には、5人の歴史上人物の中から1人を、調べる対象に選び、図書資料やインターネットを活用して、1863年から1869年までの人物の活動をグループに分かれて調べ、その成果をポスター作成と口頭発表するものである。調べる時間は、本時の後半（25分間）と次の時間（2時間目 50分間）を合わせた75分間である（放課後等の時間活用は任意）。グループは4～5人とし、調べる対象の歴史的人物を網羅できるよう5グループに調整した。

最後の時間（3時間目）では、グループごとに発表時間6分間を設定して、口頭発表をした。その際、他のグループの発表に対して「良い点」と「努力が必要な点」をワークシートに記入させた。まとめでは、5名の歴史上人物に関わる事項（大政奉還・王政復古・戊辰戦争）を板書し、歴史的事実の理解に努めた。最後に、再び「五稜郭」の写真を提示し、

戊辰戦争の終戦地であることを確認した。また、戦争遺構（文化遺産）が、北海道遺産に選定保存されていることにも触れた。

今回の調べ学習は、単なる歴史上の人物を調べるのではなく、活動時期（1863年～1869年）を限定しながら、「五稜郭」（文化遺産）との関係を模索できるかに、重きを置いている。ゆえに、歴史的分野の目標の一つである「国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる」にそった調べ学習活動になっている。加えて、文化遺産は、偶然に残存していたものではなく、地域住民の愛着や思いを通じて保存活用されている。北海道遺産の選定保存に触れた点は、伝統と文化に対する愛着の育成にも寄与できる。

第1表 指導目標

(1) 学習指導要領から

開国とその影響,富国強兵・殖産興業政策,文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ,明治維新によって近代国家の基礎が整えられて,人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

(2) 単元の目標

関心、意欲、態度	欧米諸国のアジア進出から江戸幕府滅亡に至るまでの歴史の学習を通して、歴史的事象のもつ意義や人物の生き方に関心を持ち、積極的に調べようとする態度を育てる。
社会的思考、判断	教科書の記述内容、資料の読み取り、周囲との意見交換を通して歴史の流れに対する考察を深める。
技能、表現	資料を活用しながら、自分たちの言葉を使って考えた内容をまとめることができる。
知識、理解	欧米諸国のアジア進出に伴って、日本の社会も変化していく過程を理解することができる。

学習計画

第5章 開国と近代日本の歩み 1. 欧米の進出と日本の開国

①近代革命の時代1	同時代の日本の様子を、年表を使用して比較しながら、イギリスの近代革命、アメリカの独立の経緯を理解する。
②近代革命の時代2	アメリカ独立宣言や人権宣言の内容を読み取り、この頃から欧米諸国で自由、平等、人民主権といった考え方が明文化され始めたことを理解する。
③産業革命と欧米諸国	産業革命により工業が飛躍的に発展した反面、社会に歪みが生まれ、思想や政治の面にも影響が及んだことを考察する。
④開国と不平等条約	アヘン戦争や太平天国の乱、インドの大反乱を例に欧米諸国のアジア侵略が進んでいることを理解し、今後の日本国内の動きについての見通しを持つ。
⑤江戸幕府の滅亡1	尊皇攘夷運動が急速に高まる中、長州藩と薩摩藩が倒幕、新政府樹立に向けて同盟を結ぶまでの過程を理解する。
⑥～⑦江戸幕府の滅亡2, 3 (本時)	江戸幕府滅亡に関係の深い人物に関する調べ学習を通して、それぞれの人物が持っている視点や、生き方などに関する理解を深める。
⑧江戸幕府の滅亡4 (本時)	調べた内容を発表し、欧米のアジア進出から日本開国までの歴史の流れを理解し、後の富国強兵・殖産興業政策へとつながっていくことに気付く。また、江戸幕府滅亡という歴史上重要な転換点の現場の1つが自分たちの住む北海道にあることを理解する。

第2表 本時の指導 (案) について

(1) 本時の目標

- ① 資料を選択し、周りと協力し合ってわかりやすく発表することが出来る。
- ② 江戸幕府滅亡の過程を理解する。

<p>展開 2 (25分)</p> <p>まとめ (10分)</p>	<p>ことになります。特定の人物に人数が集中することが無いように、工夫してグループ作りをしましょう。」 ○写真の下に自分の名前を書く。 (制限時間3分) ●「それでは、作業を開始します。もし何か特別に必要なものがあれば相談してください。図書室やパソコン室に行っても構いません。終了10分前に、一旦教室にもどって、作業の進行状況を発表してください。」 ○グループに分かれ、作業を開始する。 ○グループの代表者が作業の進行状況報告を行う。</p>		<p>★机間指導 ☆グループ内で協力しあって作業を進めることができているか。</p>
<p>学習内容 (時間)</p>	<p>○生徒の活動 ●教師の活動 ・補足事項 「 」発問、予想される発言 ※資料等</p>	<p>研究との関わり、補足事項など</p>	<p>★ 評価方法 ☆ 評価基準 ・ 留意事項</p>

2日目

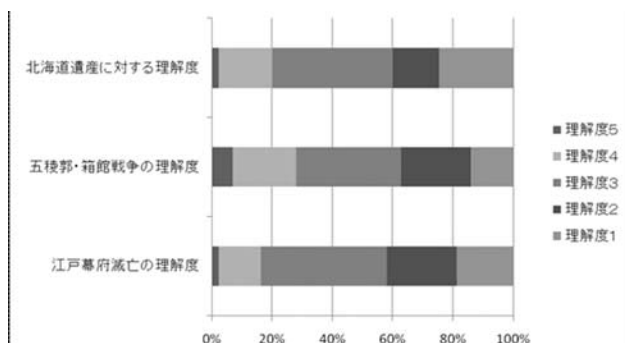
(この日は前時に引き続いて調査活動を行う。終了10分前に1日目と同様、作業の進行状況報告を行う)

<p>展開 (40分)</p> <p>まとめ (10分)</p>	<p>●「それでは発表会を開始します。」 ○発表順は、1日目に途中経過を発表したグループ順。(発表時間6分) ○自分たち以外のグループの発表が終了するたびに、「良い点」「努力が必要な点」をワークシートに記入する。 ●「今まで調べてきた人たちは、江戸幕府滅亡に関する、大きな出来事3つに関わっています。」 ●</p>		<p>★発表内容 ☆5人の薩長同盟～江戸幕府滅亡までの時期の動向がわかりやすくまとめられているか。 ★ワークシート記入内容 ☆他のグループの発表を正當に評価できているか。</p>
--	--	--	---

<p>『1867年慶喜』 『1867年西郷, 岩倉』 『1869年』 →これにより江戸幕府滅亡』と板書する。 ●ノートに、空欄に当てはまる言葉を教科書から探して書きなさい。</p> <p>○教科書の太字を写す。出来たら周りと確認。 ●五稜郭の写真を再掲示。 ●「彼らの最後の戦いの舞台となったのがこの五稜郭。つまりは『江戸幕府終焉の地』なのです。」 ●「この歴史的意義の重要性から『北海道遺産』に登録され、後世に引き継ぐべき北海道の宝物として大切に保存されているのです。」</p>	<p>・今まで調べた人物は、五稜郭に直接的、間接的な関わりをもっていることを理解する。</p>	<p>☆机間指導</p>
--	---	--------------

2 授業評価

事後アンケート調査結果（5段階評価）では、江戸幕府の滅亡過程、五稜郭と箱館戦争の内容理解、北海道遺産の概要や選定保存の理解について尋ねた。いずれも、低評価（理解度2・1）について一定の割合（江戸幕府42%・五稜郭等37%・北海道遺産40%）があった。本結果のみで授業実践を評価すれば、十分な理解に達していないと判断できる。



第1図 事後アンケート調査結果（5段階評価）

資料）アンケート調査（回答数46人・無回答は除く）

その要因は、歴史的人物と五稜郭や箱館戦争との関係性の強弱にあったと考えられる。今回5人のうち、五稜郭や箱館戦争に直接関係している人物は、土方歳三と榎本武揚のみであった。他の徳川慶喜、西郷隆盛、岩倉具視は、関連性はあるものの直接的ではない。加えて、教科書では、後者の名前がよく出ている。よって、後者3人を調べたグループでは、五稜郭や箱館戦争の内容にあまり触れることができない。さらに、調べ学習課題では、活動時期（1863年～1869年）の設定もあった。すなわち、1863年から1869年までの歴史上の人物の動きは知ることはできるものの、他の人物や他の歴史的事実との関連性や発展性へ気づくには、限界があったと推測する。また、調べ学習の形態が、グループ学習活動であった点も不利に働いたものとする。1人が気づいたとしても、それをグループ内で共通理解する必要がある。個人的な活動とは違い、関連性や発展性をグループで調べることには、やや遠慮がちになりかねない。

他方、授業全体を通じての感想記述や興味関心をみれば、否定的な評価ばかりではない。とりわけ、興味関心では、北海道遺産がどのようなものかもっと知りたいという意欲的な回答がみられる。例えば、「北海道遺産に今、どのようなものが登録されているか知りたい」や「北海道遺産になる過程について知りたい」という回答があった。また、内容理解では、地域の歴史認識や場所的な理解（戦争遺構）を伺える回答もみられた。例えば、「北海道も歴史上でけっこう重要な役割を果たしていると思った」や「箱館戦争の順序がわかった」という回答があった。

3 授業の改善

事後アンケート調査結果を受けて、改善点が浮き彫りになった。歴史上の人物と文化遺産との内容理解では、直接的な関連のある歴史的事実に絞り込むことが、より有効と考えられる。今回の場合、土方歳三や榎本武揚における行動、五稜郭（文化遺産）との関連性を調べることが適当であった。これらを調べることで、箱館戦争の歴史的事実がわかり、

その戦争要因を突き詰めると大政奉還や王政復古につながる。これらの歴史的事実では、徳川慶喜、西郷隆盛、岩倉具視の名も挙がってくるだろう。

今回の授業実践では、文化遺産（北海道遺産）の教材活用について、事後アンケート調査結果（数値的評価）では有効性を確認できなかった。ただ、その結果をもって、直ちに有効性を否定することはできない。すなわち、歴史的人物と文化遺産との関連性を明確化することで、より一層の理解につながる可能性は高い。

IV. 歴史的事実を通じての地理的空間の認識

すでに述べたように、五稜郭は、箱館戦争における旧幕府脱走軍と新政府軍の終戦地であった。他方、戊辰戦争という枠組みでは、鳥羽・伏見の戦い（京都）に始まり、上野戦争（東京）、長岡京の戦い（長岡）、会津の戦い（会津若松）と続き、箱館戦争（函館）で終結という経年的変化（1868年～1869年）に加え、地理的变化（近畿、関東、東北、北海道）もある。とりわけ、地理的には、最終戦地が、なぜ箱館（函館）だったのか、既習の歴史的事象（合戦や歴史的人物の動き）と地理的分布を通じて思考させることができる。

また、箱館戦争では、五稜郭を旧幕府脱走軍が攻めて占領し、やがて新政府軍に攻め込まれるという攻防があった。その過程では、旧幕府脱走軍と新政府軍において、五稜郭までの攻め方が、地理的に相違している。旧幕府脱走軍の場合、森町や旧南茅部町といった太平洋側からの進撃であり、新政府軍の場合、乙部町の日本海側からの進撃であった。こうした地理的相違は、どのような理由があるのか、地理的条件について思考させることができる。

さらに、五稜郭を起点とした場合、旧幕府脱走軍（北東部）と新政府軍（北西部）いずれも北側に上陸し、南へ進撃している。このようにみ

れば、地理的には共通しており、別な視点で地理的条件について思考させることもできる。

以上から、合戦や戦争の歴史的事実では、地理的な見方や考え方を活用しやすい。とりわけ、地理的条件として自然環境が深く関係しており、人文的事象と自然的事象の関係性の認識に効果がある。よって、地理的分野で学習した地理的な見方や考え方は、歴史的分野の授業に意図的に導入することで、さらに学習効果を高めることができる。

地理的分野（新学習指導要領）では、地理的テーマを中核とした動態地誌的なアプローチを特色としている。地理的テーマには、自然環境、歴史的背景、他地域との結びつきといった考察視点が挙げられている。よって、今回の授業実践では、地理的分野の応用的側面として位置付けることも可能になってくるであろう。

V. おわりに

小稿は、中学校社会科歴史的分野の授業実践として、文化遺産（北海道遺産）を教材活用して、その有効性を検証しようとするものであった。すでに述べたように、その結果は、事後アンケート調査結果（数値的評価）のみで判断するならば、有効性を確認するまでには至らなかった。他方、自由記載の記述では、歴史的事実に対する認識、北海道遺産に対する興味関心について、いくつか確認することはできた。加えて、歴史的事象を介して地理的空間に着目させることで、地理的な見方や考え方を育成できる可能性も確認できた。

本研究の成果として、事後アンケート調査結果を受け、授業の改善に向けた方向性を浮き彫りにすることができた。

改善策として、歴史的人物と文化遺産の関係性を明確化することで、一層の内容理解につながると考えられる。今回の授業実践（調べ学習活動）では、歴史的人物の動きを調べさせたものの、文化遺産との関係性

を明らかにする点には課題を残した。生徒には、それらをつなげる予備知識が不足していた。ゆえに、歴史的人物と文化遺産との関係を結びつけることができず、内容理解できなかつたものと考えられる。これらを払拭する課題設定をすれば、文化遺産の教材活用する評価も変化してくるだろう。すなわち、歴史的人物から文化遺産の関係性を探るアプローチは、依然、有効性をもつものと考えられる。

修正案による授業実践については、機会をみて取り組んでいきたい。

「付記」

本稿作成にあたり、日高振興局内の中学校社会科教員 K 氏には、教材選定、学習指導案作成、授業実践、事後アンケート調査の実施等の調査研究に対する全面的な協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

文 献

菊地達夫（2011）：高校地理における北海道遺産の教材活用の内容と効果－北海道遺産「北海道ラーメン」を教材として－、日本地理教育学会第61回大会発表要旨集、p.25.

菊地達夫・今野実土里（2011）：中学校社会科地理的分野における北海道遺産を活用した授業実践と効果、地理教育研究（全国地理教育学会）第8号、pp.43-47.

菊地達夫（2009）：北海道遺産の教材活用の可能性とその意義－小学校・中学校における社会科と道徳教材として－、北方圏学術情報センター年報第1号、pp.11-20.

（きくち たつお・本学非常勤講師）

苫小牧駒澤大学紀要 第24号

平成23年(2011)年12月 5日印刷

平成23年(2011)年12月 7日発行

編集発行

苫小牧駒澤大学

〒059-1292 苫小牧市錦岡521番地293

電話0144-61-3111

印刷

ひまわり印刷株式会社

紀要交換業務は図書館情報センターで行っています

—— お問い合わせは直通電話0144-61-3311 ——